

災 害 補 償 の 手 引

平成27年1月

地方公務員災害補償基金福島県支部

まえがき

地方公務員災害補償法が昭和42年12月に施行され、地方公務員災害補償基金が設立されてから、45年以上が経過しました。この間、補償の種類の増加、給付水準の改定さらには福祉事業の大幅な改善など、当基金の業務内容も逐次充実されてきたところであります。これまで当基金福島県支部において業務を円滑に遂行することができましたことは、ひとえに関係各位の御協力と御支援によるものであり厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年3月の東日本大震災以降、地方公共団体が果たすべき役割は非常に多岐にわたり、また様々な社会情勢の変化と相まって、職員が抱える業務は質・量ともに増大しているところであります。

このような状況の下、地方公共団体が地域社会や住民に対してよりよい行政サービスを提供していくためには、職員が安心して職務に専念し、その能力を最大限に発揮していける職場環境を整えていくことが重要です。

このため、公務災害の未然防止に努めることはもちろんのことですが、不幸にして職員が被災した場合には、迅速に公務災害補償制度に基づく補償がなされなければなりません。

当基金は、地方公務員災害補償法に基づき、各地方公共団体に代わって補償を行っておりますが、補償を迅速かつ公正に行うためには、各地方公共団体における任命権者、所属部局の長及び事務担当者の皆様の御協力が不可欠であり、災害補償制度を十分に理解していただくことが必要です。

このような観点から、この手引きを作成してきたところであり、このたび5年ぶりに改訂することといたしました。改訂にあたっては、改正部分を盛り込むだけではなく、記載例を見直す等、より実務上の参考に資するよう努めました。

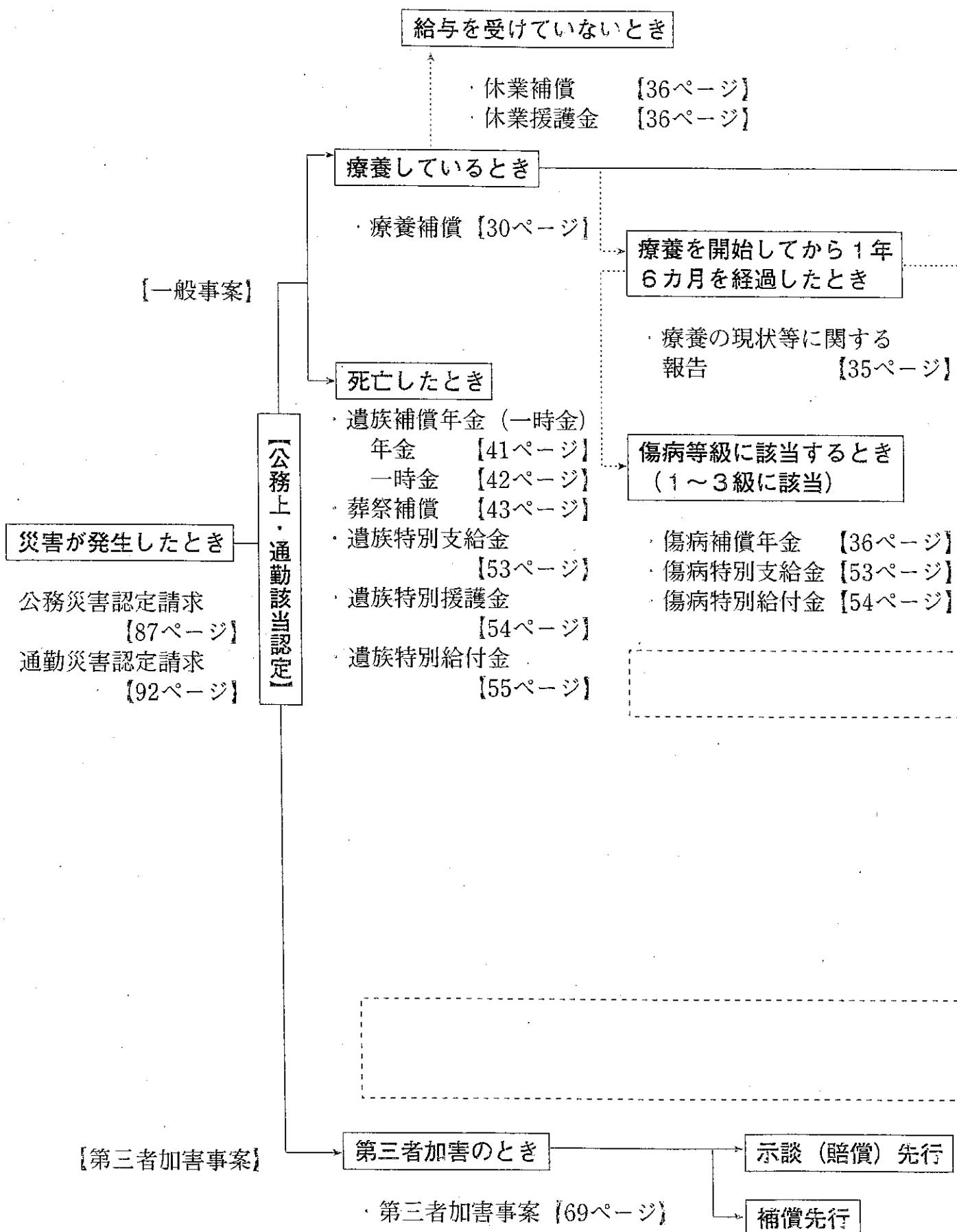
本冊子を被災職員に対する迅速かつ公正な補償の実施のために役立てていただければ幸いと存じます。

平成27年1月

地方公務員災害補償基金

福島県支部事務長 古俣勝也

補償事務の流れ



→ 傷病が治ゆしたとき

再び療養が必要になったとき

・療養の終了（治ゆ）報告
【35ページ】

・再発認定の請求

【26ページ】

→ 一定の障害が残ったとき

- ・障害補償年金（一時金）
 - 年金（第1級～第7級）【37ページ】
 - 一時金（第8級～第14級）【38ページ】
- ・障害特別支給金【53ページ】
- ・障害特別援護金【54ページ】
- ・障害特別給付金【55ページ】

・介護補償【38ページ】

- ・外科後処置【51ページ】
- ・補装具の支給【51ページ】
- ・リハビリテーション【51ページ】
- ・アフターケア【51ページ】
- ・在宅介護を行う介護人の派遣【52ページ】

・奨学援護金【52ページ】

・就労保育援護金【53ページ】

目 次

第1 地方公務員災害補償制度の概要

1 災害補償制度の意義・特質	1
2 災害補償制度の適用	1
3 地方公務員災害補償基金	2
(1) 負担金の算定方法	3
(2) メリット制について	3
(3) 負担金の納付時期・精算	4
(4) 常勤的非常勤職員の負担金	4

第2 公 務 灾 害

I 認 定 要 件

1 公 務 遂 行 性	5
2 公 務 起 因 性	5

II 認 定 基 準

1 負 傷 の 場 合	7
(1) 自己の職務遂行中の負傷	7
(2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷	7
(3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷	7
(4) 救助行為中の負傷	7
(5) 防護行為中の負傷	7
(6) 出張又は赴任の期間中の負傷	8
(7) 出勤又は退勤途上の負傷	8
(8) レクリエーション参加中の負傷	9
(9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷	9
(10) 宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷	9
(11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷	9
(12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷	9
(13) その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷	9
2 疾 病 の 場 合	10
(1) 公務上の負傷に起因する疾病	10
(2) 職 業 性 疾 病	12
(3) その他公務に起因することが明らかな疾病	12
注1) 腰 痛	14
注2) 心・血管疾患及び脳血管疾患	17
注3) 精神疾患等の公務災害	18
3 公務上の障害又は死亡の場合	19

第3 通 勤 災 害

1 通勤の範囲	20
(1) 勤務のため	20
(2) 住 居	21
(3) 勤務場所	21
(4) 合理的な経路及び方法	22
(5) 逸脱・中斷	23
2 公務災害と通勤災害の競合関係の取扱い	24
3 公務災害と通勤災害の違い	25

第4 傷病の追加、併発及び再発

1 傷病の追加、併発	26
2 再 発	26

第5 補償の種類と内容

I 補 償 の 種 類

1 療 養 補 償	30
(1) 補 償 の 内 容	30
○ 診 察	30
○ 薬剤又は治療材料の支給	30
○ 処置、手術、その他の治療	31
○ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護	31
○ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	32
○ 移 送	34
(2) 転 医 (医療機関の変更)	35
(3) 療養の現状等に関する報告	35
(4) 治 ゆ (症状固定)	35
2 休 業 補 償	36
3 傷 痘 補 償 年 金	36
4 障 害 補 償	36
(1) 障害補償年金	36
(2) 障害補償一時金	38
(3) 障害が2以上ある場合の障害等級の決定	38
(4) 障害の程度を加重した場合の障害補償	38
5 介 護 補 償	38
(1) 常時介護を要する状態とされる障害	39
(2) 隨時介護を要する状態とされる障害	39
6 遺 族 補 償	41
(1) 遺族補償年金	41
(2) 遺族補償一時金	42

7	葬祭補償	43
II 補償等の特例		
1	特殊公務災害	43
2	船員の特例	44
3	公務で外国旅行中の職員に係る療養補償の特例	46
4	国際緊急援助活動に従事する職員に係る補償の特例	46
III その他の		
1	未支給の補償	47
(1)	遺族補償年金以外の補償の場合	47
(2)	遺族補償年金の場合	47
2	他の法令による給付調整	47
3	年金たる補償等の額の端数処理	48
4	補償の制限	48
5	離職後の補償	49
6	時効	49
7	非課税措置	49
(1)	療養補償	50
(2)	福祉事業	50
(3)	特別の病室の提供等	50
(4)	診断書及び医師等の意見書等に係る費用	50
第6 福祉事業の種類と内容		
1	外科後処置	51
2	補装具の支給	51
3	リハビリテーション	51
4	アフターケア	51
5	休業援護金	52
6	在宅介護を行う介護人の派遣	52
7	奨学援護金	52
8	就労保育援護金	53
9	傷病特別支給金	53
10	障害特別支給金	53
11	遺族特別支給金	53
12	障害特別援護金	54
13	遺族特別援護金	54
14	傷病特別給付金	54
15	障害特別給付金	55
16	遺族特別給付金	55
17	障害差額特別給付金	56
18	長期家族介護者援護金	56

19	公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助	57
20	公務上の災害を防止する対策の調査研究	57
21	公務上の災害を防止する対策の普及及び推進	57
22	旅 行 費	57
23	未支給の福祉事業	57

第7 平均給与額の算定

1	給 与 の 種 類	59
2	平均給与額の算定方法	59
(1)	一般的な計算	59
(2)	特殊な場合の計算	59
(3)	比 較 計 算	60
(4)	災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合の計算	60
(5)	その他の計算	60
3	年金たる補償以外の補償に係る平均給与額の最低保障額	61
4	給与改定に伴う平均給与額の再計算	61
5	平均給与額の端数処理	61
6	年金たる補償に係る平均給与額の特例	61
(1)	年金の完全自動給与スライド制	61
(2)	年齢階層による最高限度額及び最低限度額	61
7	休業補償に係る平均給与額の特例	61
	平均給与額算定例	62
○	平均給与額算定書記入要領	65

第8 第三者加害事案

1	第三者加害事案とは	69
2	基本的 事 項	69
(1)	補 償 先 行	69
(2)	示談（賠償）先行	70
3	留 意 事 項	70
(1)	災害の発生原因調査及び念書の提出	70
(2)	補償先行と示談（賠償）先行	70
(3)	示 談 の 締 結	71
4	求償権の範囲	71
5	免 責 の 範 囲	72
	【念 言 書】	74
	【補償先行理由書】	75
	【示談書（例－補償先行の場合）】	77
	【示談書（例－示談（賠償）先行の場合）】	78

第9 不服審査制度等	
1 不服審査制度	81
(1) 審査請求	81
(2) 訴訟	81
2 福祉事業の決定に対する不服の申出	81
第10 認定請求の手続	
1 認定請求書の提出	83
2 認定請求書の作成者	83
3 認定請求書の記載方法	83
4 記入上の留意点	86
5 認定請求の時期	86
【公務災害認定請求書】	87
【通勤災害認定請求書】	92
6 現認書及び現場見取図の記載方法	95
7 事実証明書及び現場見取図の記載方法	98
8 その他の提出書類	104
【診断書】	104
【腰痛調査】	105
【既往病歴調査】	107
9 傷病名の追加、併発の場合	108
10 第三者加害報告書（交通事故）の記載方法	113
11 第三者加害報告書（交通事故以外の事故）の記載方法	119
◎ 公務・通勤災害認定請求書添付資料一覧表	124
第11 補償等の請求（申請）手続	
1 療養補償の請求手続	126
【療養の給付請求書】	130
【療養補償請求書】	132
【看護証明書】	145
【移送費明細書】	146
【個室（上級室）等使用証明書】	147
【転医申立書】	148
【療養の現状等に関する報告書】	149
【療養の終了（治ゆ）報告書】	151
【障害程度診断書】	153
2 休業補償等の請求（申請）手続	155
3 障害補償等の請求（申請）手続	155
4 介護補償の請求手続	157
5 遺族補償等の請求（申請）手続	159

6	葬祭補償の請求手続	166
7	未支給の補償等の請求（申請）手続	166
8	傷病補償年金の支給事由該当等の申請手続	167
	【障害補償一時金請求書】【平均給与額算定書】	169
	【介護補償請求書】	172
	【遺族補償年金請求書】【平均給与額算定書】	175
	【葬祭補償請求書】	178
9	福祉事業の申請	179
	【福祉事業（外科後処置 アフターケア）申請書】	184
	【福祉事業（リハビリテーション）申請書】	186
	【福祉事業（旅行費）申請書】	187
	【福祉事業（奨学援護金）申請書】	188
	【福祉事業（就労保育援護金）申請書】	189
	【福祉事業（補装具）申請書】	190
	◎ 認定請求時のチェックポイント	191

質疑応答集

1	制度の概要	195
2	対象職員の範囲	195
3	認定請求	196
(1)	認定請求手続き	196
(2)	認定基準・事例	197
4	補 償 一 般	203
5	療 養 補 償	203
6	第三者加害事案	207
7	傷病補償年金	211
8	時 効	212
9	審 査 請 求	213
10	平 均 給 与 額	213
11	福 祉 事 業	214
12	非常勤職員の災害補償	215

第1 地方公務員災害補償制度の概要

1 災害補償制度の意義・特質

2 災害補償制度の適用

3 地方公務員災害補償基金

第1 地方公務員災害補償制度の概要

地方公務員の災害補償に関する法律は、昭和42年12月1日に施行された地方公務員災害補償法(以下「法」という。)です。この法律は、一般職、特別職を問わずほとんどすべての地方公務員に適用され、国家公務員災害補償法、労働者災害補償保険法とも均衡が図られています。

1 災害補償制度の意義・特質

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害(以下「公務災害」という。)又は通勤による災害(以下「通勤災害」という。)を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害を補償し、必要な福祉事業を行い、もって、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

この制度の大きな特徴は、公務災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくとも、補償義務が発生するものとされていることです。民法上の損害賠償は原則として使用者の過失責任主義をとっていることとこの点において大きく異なります。

また、通勤災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下にない通勤途上の災害について補償が行われるという点でも民法上の損害賠償とは異なります。

ただ、民法上の損害賠償は、受けた損害が身体的なものに限らず、物的なもの、精神的なものなど一切のものを含むのに対し、この制度では身体的損害に限られます。

(注)「公務」には、一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般独立行政法人をいう。以下同じ。)の業務を含む。

2 災害補償制度の適用

地方公務員の公務災害又は通勤災害に対する補償は、常勤職員については、法の規定により、地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)がその実施に当たりますが、非常勤職員については、次頁の表のとおりになっています。

なお、常勤職員には、常時勤務に服することを要する職員のほか、常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以降引続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものも含みます。

地方公務員の災害補償制度の適用範囲及び実施機関

常勤・非常勤の別	職	対象者	適用法令等	補償実施機関
非常勤	一般職 特別職	全職員 地方独立行政法人の職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
		再任用短時間勤務職員		
		常勤的非常勤職員		
	一般職	臨時職員等（他の法令の適用を受けない者）	地方公務員災害補償法に基づく当該地方公共団体の条例	地方公共団体
		臨時職員等（水道、交通、清掃など労働者災害補償保険法第3条適用事業に雇用される者）		
		船員	労働者災害補償保険法又は地方公務員災害補償法に基づく当該地方公共団体の条例	国(厚生労働省所管) 又は地方公共団体
		議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の構成員、統計調査員、民生委員、母子相談員、婦人相談員等		
	特別職	失対事業の労務者	労働者災害補償保険法	国(厚生労働省所管)
		消防団員及び水防団員	消防組織法、消防団員等公務災害補償等共済基金法	地方公共団体
		学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体

3 地方公務員災害補償基金

基金は、法により設置された法人で、職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、これに対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体に代わって行うもので、その実施に必要な財源は各地方公共団体からの負担金その他の収入により賄われています。

(1) 負担金の算定方法

負担金は、職員を9つの職種に区分し、職種ごとの職員給与費の総額に定款で定める一定の割合を乗じて得た額となります。ここでいう給与の範囲は、給料、報酬、賃金、手当その他名称のいかんを問わず、常勤の職員に対して当該地方公共団体から支払われる給与（退職手当、児童手当を除くすべての給与）をいいます。

(2) メリット制について

平成22年度より給付費と負担金の割合に応じて負担金率を増減させるメリット制を導入しました。任命権者の公務災害防止のための取組みを促すことにより、公務災害の減少を図り、負担の公平を図る目的があります。

メリット制の制度設計

適用単位	団体ごと職種ごと
適用団体	都道府県、指定都市、中核市、特例市、特別区 (ただし、「消防職員」については、指定都市、中核市、特例市が構成団体である一部事務組合等まで適用する。)
適用する職種	義務教育学校職員 義務教育学校職員以外の教育職員 警察職員 消防職員 電気・ガス・水道事業職員 清掃事業職員 その他の職員
通勤災害	算定基礎に含める。
メリット収支率	
給付費	短期分は実給付額、長期分は新規発生分（一時金換算）を算入。 ※ 第三者加害事案に係る求償額は、算定基礎となる給付費から控除する。
負担金	確定負担金を算入。
算定期間	3年
メリット収支率の算定	毎年行う
メリット増減率の幅	① 上・下限：±20% ② 刻み：4段階（5%）

メリット制の概念図

〈メリット制適用前の負担金の額〉

職務の種類による職員の区分ごとに

$$\text{負担金の額} = \text{給与の総額} \times \text{定款で定める割合} \\ (\text{定款別表に掲げる割合})$$

〈メリット制適用後の負担金の額の増減額〉

職務の種類による職員の区分ごとに

$$\text{負担金の額の増減額} = \text{給与の総額} \times \text{定款で定める割合} \\ (\text{定款別表に掲げる割合}) \times \text{メリット増減率}$$

〈メリット増減率の算定方法〉

過去3年の平均算定期間

(算定期間)

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
------	------	------	------	------	------

$$\text{メリット収支率} = \frac{\text{短期給付+年金給付(3カ年分)}}{\text{確定負担金の額(3カ年分)}}$$

- ・短期給付→実給付額
- ・年金給付→一時金加算

※1 メリット収支率と基準値との差を増減表に当てはめて増減率を求める。

※2 基準値は、メリット制適用後の増減額総計と減少額総計とが均衡する値とする。

→ メリット増減率

◆メリット増減率表

区分	≤-20%	-20%<	-15%<	-10%<	-5%<基準値<5%	<10%	<15%	<20%	20%≤
増減率	-20%	-15%	-10%	-5%	0	5%	10%	15%	20%

(3) 負担金の納付時期・精算

各地方公共団体は、毎会計年度の初日（新たに設置された地方公共団体にあっては、当該設置された日）から45日以内に、前々年度の決算に計上された給与の総額に上記割合を乗じて算定した負担金を、「概算負担金」として基金に納付しなければなりません。

負担金額の精算については、地方公共団体は、毎会計年度の終了後6月以内に当該年度の決算に計上された給与費総額を基礎として算定した負担金を、「確定負担金」として基金に報告したうえ、「概算負担金」との過不足を精算するものとされております。

(4) 常勤的非常勤職員の負担金

前記2により、常勤職員に含まれることとなる非常勤職員（常勤的非常勤職員）について、負担金納付の対象となるのは当然ですが、長期にわたり常勤的非常勤職員でありながら、負担金算定の対象としていない等の事実が、認定請求時等に判明した場合の負担金納付にかかる時効は過去5年間にさかのぼることとなりますので、非常勤職員がいる団体においては、負担金の算定に当たり十分注意が必要です。

第2 公務災害

I 認定要件

- 1 公務遂行性
- 2 公務起因性

II 認定基準

- 1 負傷の場合
 - 2 疾病の場合
- 注1) 腰痛
- 注2) 心・血管疾患及び脳血管疾患
- 注3) 精神疾患等の公務災害
- 3 公務上の障害又は死亡の場合

第3 通勤災害

- 1 通勤の範囲
- 2 公務災害と通勤災害の競合関係の取扱い
- 3 公務災害と通勤災害の違い

第4 傷病の追加、併発及び再発

- 1 傷病の追加、併発
- 2 再発

第2 公務災害

I 認定要件

公務災害には、負傷、疾病、障害及び死亡の4種類があります。

職員が災害を受けた場合、それが公務災害となるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

公務遂行性……職員が公務に従事し、任命権者の支配下にあるという関係です。

公務起因性……災害と公務との間に相当の因果関係が認められるということです。

この2つの要件が認められるならば、公務災害と認定されることになりますが、一方のみしか認められない場合も多く、公務遂行性があっても当然には公務起因性があるということにはなりません。

1 公務遂行性

公務遂行性の具体的な内容を類型化しますと、次のようにになります。

(ア) 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあって公務に従事している場合（公務自体及びこれに伴う用便、水を飲む等の生理的必要行為、反射的行為等の一定の行為を行っている場合）

(イ) 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあるが公務に従事していない場合（勤務場所又は附属施設内において自由行動を許されている休憩時間中等）

(ウ) 任命権者の支配下にあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合（出張用務先で出張用務遂行中の場合や、その出張用務先と勤務公署との間を合理的な経路・方法で往復する途上にある場合）

これらに伴う通常の又は合理的な範囲内の行為をしている場合にあっては、積極的な私的行為にわたらない限り、全体として公務遂行性が認められます。

2 公務起因性

(1) 公務起因性とは、傷病等を発生させた原因のうち、公務が相対的に有力な原因と認められるかどうかという関係です。相対的である以上、他に共働原因があり、同じく相対的に有力な原因と認められても公務起因性の成立は妨げられませんが、単に公務が機会原因又は誘因にすぎない場合には、公務起因性は認められません。

この相対的に有力かどうかを量的にはとらえようがないので、これを質的問題としてとらえ、経験法則に照らして当該公務は当該傷病等を発生させる危険があったかどうか、逆にいえば、当該傷病等が当該公務に内在している危険の現実化したものとして、生じ得べくして生じたものであるか否かによって判断されることになります。公務起因性についても、1同様次のように類型

化ができます。

(ア) 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあって公務に従事している場合

この場合の災害発生原因は、特別の場合を除き、公務遂行行為又は勤務場所等の施設の瑕疵等のいずれかです。したがって、公務遂行性が証明され、公務起因性に対する反証がない場合には、公務起因性を認めることが経験法則に反しない限り、一般に公務上の災害と認められます。

なお、公務起因性の反証事由としては、公務逸脱行為、私的行為、本人の素因、天災地変等の自然現象、局外的な事象等がありますが、これらに起因する災害であっても、公務遂行行為又は施設の瑕疵が共働原因となって発生した場合には、公務と災害との間に相当因果関係が成立し得ます。

(イ) 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあるが、公務に従事していない場合

これは、休憩時間中等で勤務場所及びその附属施設等において自由行動を許されている場合であり、この場合の災害発生原因は、他に特別の原因がない限り、私的行為又は施設の瑕疵のいずれかです。

したがって、公務起因性があるとするには、勤務場所又はその附属建物における施設の瑕疵に起因することが証明されなければなりません。

ここで、天災等の自然現象又は局外的な事象に起因する場合には、その危険が任命権者の支配下にあることに伴うものでない限り、公務起因性は認められません。

しかし、私的事由、天災等の自然現象又は局外的な事象に起因する場合であっても、勤務場所等の施設の瑕疵と共に原因となって発生している場合には、その災害は、公務に起因するものということができます。

(ウ) 任命権者の支配下にあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合

これは、出張用務等により通常の勤務場所以外の用務先で公務に従事している場合又はそれらの用務先との間を合理的な順路及び方法によって往復する途上である場合、ないしはこれに伴う合理的な行為（食事、睡眠等）をしている場合等であり、このような場合の災害は、(ア)の場合と同様に、公務遂行性が証明され、公務起因性に対する反証がない場合には、公務起因性を認めることが経験法則に反しない限り、一般に公務上の災害と認められます。

(2) 次のような場合には、公務起因性の有無を判断する際に、特に慎重に検討されることになります。

(ア) 機会原因の場合

疾病が、公務遂行中であったことを単なる機会として発生した場合、つまり「公務に従事していなかったとしても、他に何らかの機会があれば、又は他に何らの機会がなくても、なお、発生したであろう」と認められる場合をいいます。

(イ) 素因を有している場合

素因とは、遺伝的、体質的にある特定の疾病に罹患しやすい状態をいいます。

例
$$\left[\begin{array}{l} X \text{ 線上軽い変形性脊椎症が認められた清掃作業員がゴミ袋を持ち上げたとき発症した腰痛} \end{array} \right]$$

(ウ) 基礎疾病又は既存疾病を有している場合

基礎疾病とは、疾病の発生原因若しくは条件として作用する既往の疾病をいいます。

既存疾病とは、すでに潜在性若しくは顯在性の疾病があって、これが負傷等により急激に増悪することがあります。このような場合、症状が増悪した後の疾病に対して負傷前に存在していた既往の疾病のことをいいます。

なお、基礎疾病と、これが原因若しくは負傷等の原因に伴う条件となって作用し発生した疾患とは一般的に病名が異なるものですが、既存疾病の場合には、これが増悪後新しい症状を呈したにしてもその病名は同一である場合が多くなっています。

例	基礎疾病－高血圧症を患っていた用務員が宿直勤務中に発症した脳出血
	既存疾病－椎間板ヘルニアを患っていた警察学校の教官が転倒したことにより当該疾患を増悪させた場合

II 認定基準

具体的にどのような場合に公務災害と認められるかについて、その認定基準の概要を示すと、次のとおりです。

1 負傷の場合

負傷は、その発生が外的で可視的であるため、公務との因果関係を求める際に、特に医学的判断が必要とされないのが通例であり、その公務上外の認定は、原則として被災職員が職務遂行中、その他使用者の支配管理の下にある状態で災害を受けたか否かを判断して行われます。

(1) 自己の職務遂行中の負傷

- 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合
- 地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合
- 地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合

(2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

- 業務待機中の行為である場合
- 生理的必要行為である場合
- 公務達成のための善意行為である場合
- 食事のために勤務公署と食堂との間を往復する行為
- 緊急の治療のため、勤務時間中に勤務公署と医療機関との間を往復する行為

(3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

機械器具の整備・格納、作業環境の整理、洗面、入浴、更衣などの行為中である場合

(4) 救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為中である場合

(5) 防護行為中の負傷

非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務付けられて

いる宿舎を含む。) を防護する行為中である場合

(6) 出張又は赴任の期間中の負傷

出張 (職員の旅費に関する条例に定める出張命令がなくて、しかも勤務公署以外の用務先に外勤を命じられたという場合の公用外出を含む。) 又は赴任の期間中である場合 (次の①~③に掲げる場合を除く。)

- ① 合理的経路又は方法によらない順路にある場合
- ② ①に該当する場合以外において、恣意的行為を行っているとき
- ③ 出張先の宿泊施設が法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき (後段については、通勤災害対象の有無について別途検討をする。)

(7) 出勤又は退勤途上の負傷

次の場合の出勤又は退勤 (住居 (②の場合にあっては、職員の居場所を含む。) 又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じ。) の途上にある場合 (合理的経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。)

- ① 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- ② 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上
- ③ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上
- ④ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ⑤ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- ⑥ 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- ⑦ 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日 (以下「勤務を要しない日」という。) に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ⑧ 国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び年末年始の休暇に特に勤務することを命ぜられた場合 (交替制勤務者等でその日に当然勤務することとなっている場合を除く。) の出勤又は退勤の途上
- ⑨ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合 (交替制勤務者等にあっては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。) の出勤又は退勤の途上
- ⑩ ①から⑨までに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上
- ⑩の例……特に命ぜられて1時間以上早く早朝出勤する途上、通常の勤務が終了した後に4時

間以上の時間外勤務に服した場合の退勤途上、いわゆる異常な時間帯（午後10時から翌日の午前5時まで）を3時間以上含む勤務終了後の退勤途上。

(8) レクリエーション参加中の負傷

- 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーションに参加中である場合
- 任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加中である場合（2以上の任命権者が共同して行った運動競技会に代表選手として当該任命権者から指名されて参加している場合を含む。）
- その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加中である場合
(これらのレクリエーションに出場又は応援している場合はもちろん、準備運動を行っている場合等も含みます。)

(9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

次の場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるもの（前記(1)から(6)までに該当する場合のものを除く。）

- ① 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき（前記(7)の①に該当する場合を除く。）
- ② 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
- ③ 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

(10) 宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した場合

(11) ^{えん}職務遂行に伴う怨恨による負傷

職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した場合

(12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

例えば、公務上の負傷又は疾病で療養中、機能回復訓練を行っているとき発生した負傷は、公務災害となります。

ただし、公務上負傷した職員が病院に行く途中自動車事故でけがをした場合のように負傷そのものが当初の負傷に起因するとは認められないときは、公務外として取り扱われます。

(13) その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷

前記の(1)から(12)までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務災害となります。

例えば、昼の休憩時間中、タバコに火をつけようとしたところ、作業衣服が午前中の油仕事で引火しやすい状態となっていたため、火傷をした場合などです。

2 疾病の場合

疾病の場合の認定については、負傷の場合におけるようなかなり詳細な行政的判断基準はなく、もっぱら公務起因性、それも行政的判断としてのそれではなく、いわゆる内的因果関係をきわめる医学的判断としてのそれが大きな比重をしめています。

負傷の場合と違って疾病の場合には、その発病が公務遂行中であるか否かは認定のきめ手とはされず、公務遂行中に発病しても、その発病自体が公務に起因していることが医学的に明らかに認められない限り、公務災害としての取り扱いを受けることにならないし、また、逆に自宅で発病しても、それが公務に起因したものと認められる限り、公務災害と認定されることとなりますので、行政判断としての公務遂行性ではなく、医学的判断としての公務起因性のいかんによってもっぱら認定が左右されています。

疾病には万病あるといわれている程その診断名は多いですが、これを公務災害の認定上の観点から見ると、災害性の疾病と職業性の疾病とに大別することができます。

さらに前者は、これを公務上の負傷に起因して発病した疾病と公務遂行中において心身に及ぼされた強い刺激あるいは過重な公務の遂行のためにもたらされた極度の心身の過労に起因して発病した疾病（すなわち、公務に起因することが明らかに認められる疾病）とに分けて考えることができます。

(1) 公務上の負傷に起因する疾病

これは、疾病が可視的な負傷又は打撲によって発生した場合（例：胸部に外傷又は打撲を受けた場合にこれに起因して発生した外傷性肋膜炎とか頭部打撲に基づく脳硬膜下出血、外傷性てんかんなど）をいい、次のように類型化でき、この関係を図示すると図1～3のとおりとなります。

- ① 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合
- ② 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
- ③ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合
- ④ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合

図1 ①の場合

健康な職員が公務の有害因子により発病した場合

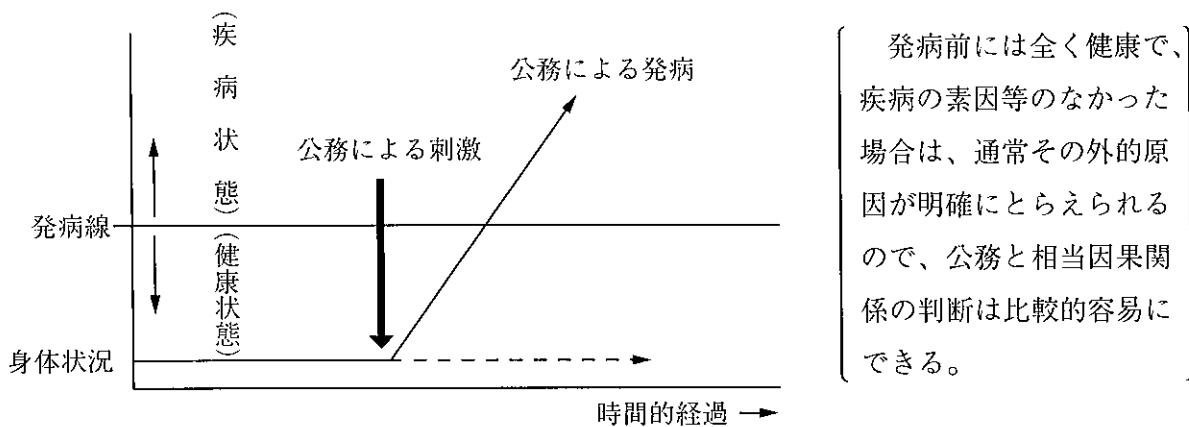


図2 ②及び③の場合

素因、基礎疾病等があり、それが進行していた職員が発病した場合

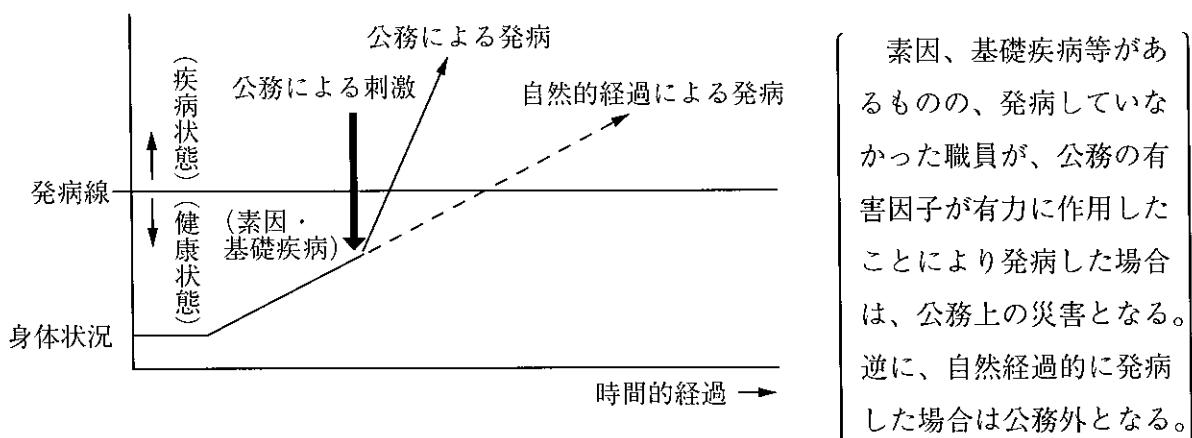
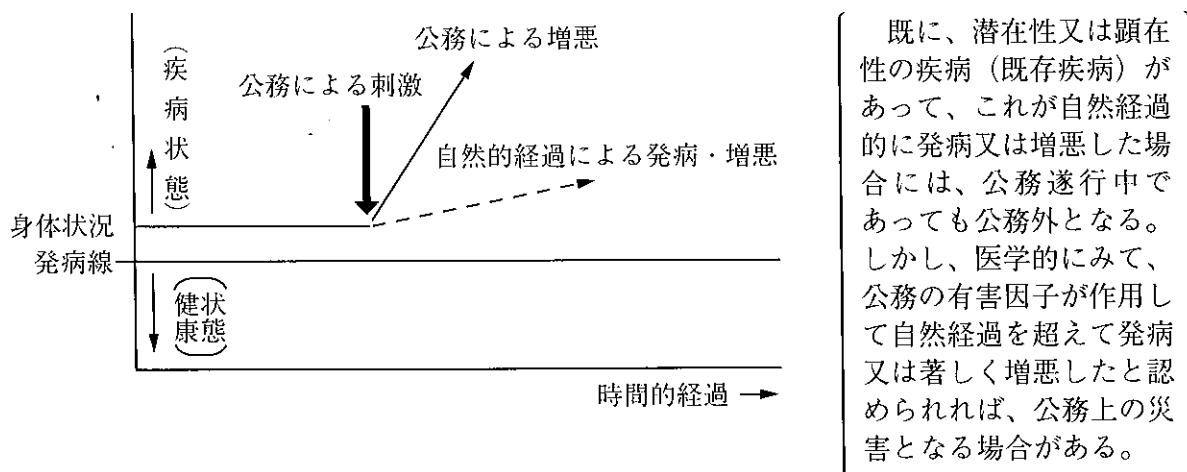


図3 ④の場合

既存疾病のある職員が発病した場合



(2) 職業性疾患

職業性疾患については、一般的な私生活を営み、かつ通常の公務を行っている過程においては、公私いずれの面からもめったに起こらないものとされている疾患が、ある特定の公務についているがゆえにその過程でこれに罹患するおそれが極めて強いと医学的に認められる場合に、その特定の公務の内容とその特定の疾患とをあらかじめ列挙して、そこに掲げられた公務をしていて、これに見合う疾患にかかった場合には、これを職業病として扱って、私生活等の面においてその因果関係が否定されるべき特段の反証のない限り、公務災害として扱おうとする考え方が明らかにされています。

職業性疾患の大部分は一般人になじみの薄い化学的元素や化合物、薬品等を扱う特異な公務に固有する疾患により占められています。

- ① 物理的因素にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾患及びこれに付随する疾患
- ② 身体に過度の負担のかかる作業様態の業務に従事したため生じたことの明らかな疾患及びこれに付随する疾患
- ③ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾患及びこれに付随する疾患
- ④ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は基金の定めるじん肺の合併症
- ⑤ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾患及びこれに付随する疾患
- ⑥ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾患及びこれに付随する疾患

(3) その他公務に起因することが明らかな疾患

(1)及び(2)に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾患は公務上のものとし、これに該当する疾患は次に掲げる疾患とします。

- ① 伝染病又は風土病に罹患するおそれのある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
- ② 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾患
- ③ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎の不完全又は管理上の不注意により発生した疾患
- ④ 次の場合に発生した疾患で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの
 - 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき

- 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
 - 休息時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
- ⑤ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病
- ⑥ 所属部局の提供する飲食物による食中毒
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

※ ⑦に該当すると認められる疾病の事例としては、脳・心臓疾患や椎間板ヘルニアに代表される素因、基礎疾患を有する者に発生した腰痛等が比較的多い。例えば、脳出血の場合には、通常の日常の業務に比較して特に質的に若しくは量的に過重な業務に従事したこと等により、医学経験則上、発症の基礎となる病態を加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて急激に著しく増悪させ、発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷を受けていたと認められる場合には公務上とされる。

この考え方は、(1)に掲げた図の場合と同じであるが、ただ、負傷を契機としない疾病は、負傷の場合よりさらに発症を誘発した有害因子の大きさがとらえにくいとともに、本来、本人の素因がなければ発症しないものが多く、本人の日常生活又は健康管理の如何によっても増悪するものであるので、その認定は特に慎重に行う必要があり、公務上とされるためには、発症前における心身に与えた有害因子の強さあるいは業務の過重性に特にきわ立った顕著さが認められなければならないものである。

注1) 腰 痛

腰痛は、発症する原因により次のとおりに分けられます。(16ページ図参照)

- ・ 外傷により発症した場合

腰部捻挫、圧迫骨折等の場合で、公務に起因した外傷が特に強度なことが明らかで医学常識上納得し得ると認められる場合には、素因等の有無を問わず一般的には公務上となります。この場合、腰痛とはいえ単なる負傷と考えられます。

- ・ 外傷と素因又は既往の疾患とが共働原因となって発症した場合

椎間板ヘルニア、せき椎変形症、せき椎分離症、腰筋痛症、せき椎炎、せき髄炎等の場合で、外傷と素因又は既往の疾患とが共働して作用し発症する場合です。この場合が問題となり、その取扱いは次のとおりです。

① 外傷が特に強度なことが明らかに認められる場合には素因等の有無を問わず公務上となります。

② 外傷が特に強度のものであることが明確でない場合には、腰痛の発症については素因等のない場合がむしろ少ないので、素因等が原因となって自然増悪したものか、素因等が発症を助長せしめる条件として作用したとしても外傷が原因とみなしえるか、あるいは外傷と素因等が共働原因となったか否かが問題となります。

この場合、外傷との因果関係に関する医学上の判断の前提として腰部に作用した外力の強さのほか、その方向すなわち異常体位等による外力の及び方につき負傷時の状況についての正確な事実認定が特に必要となります。

③ 腰部に作用した外力が軽度であると認められる場合、例えば日常生活若しくは通常の作業における諸動作と同程度の外力により発症したときは、この種の疾病はごく軽い捻挫等が決定的原因となって発生することは考えられないので、素因等の有無を問わず原則として公務外として取り扱われます。

- ・ 通常外傷と無関係に発症した場合

① せき椎カリエス、腫瘍等の場合で、通常外傷とは無関係に起こるものがあり、この場合には既存の疾患が医学的にみて負傷により急激に増悪したことが明らかに認められる場合のほかは原則として公務外となります。

② もう1つは、重量物を取扱う作業等腰部に過度の負担がかかる公務に従事する職員に明確な外的因子がなく腰痛が発生した場合です。この場合には、作業内容、職員の身体的条件、作業従事期間等からみて、腰痛の発生と公務との因果関係を明らかにし得るものであるときは公務上となる場合があります。

これらの腰痛は、「災害性の原因による腰痛」又は「災害性の原因によらない腰痛」といわれ、その具体的判断基準は次のとおりとなっています。

災害性の原因による腰痛の公務上の認定要件

- (1) 腰部の負傷又は負傷を生じさせたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められる場合
- (2) 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足る場合

災害性の原因によらない腰痛の公務上の認定要件

- (1) 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に3ヵ月～数年従事する職員に発症した腰痛で、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められる場合
 - ア 概ね20kg 以上の重量物又は軽重不同物を繰り返し中腰で取り扱う業務
 - イ 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
 - ウ 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務
 - エ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務
- (2) 重量物を取り扱う業務（概ね30kg 以上のものを勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又は概ね20kg 以上のものを勤務時間の半分程度以上取り扱う業務）又は重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる作業態様の業務に概ね10年以上にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性が認められ、かつ、その程度が通常の加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められる場合

職業病的な場合

「災害性の原因による腰痛を発症する場合」の例としては、次のような事例が考えられます。

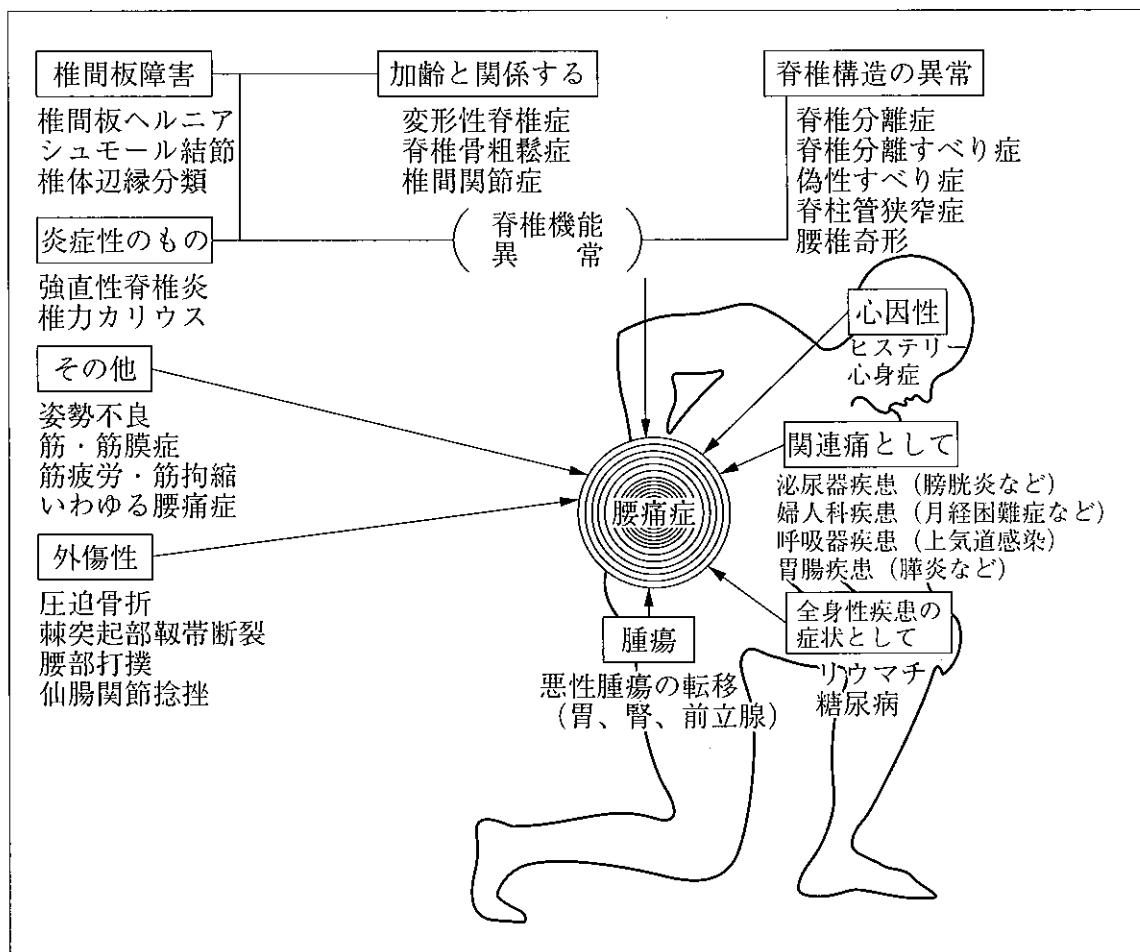
- ア 重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を2人がかりで運搬する最中にそのうちの1人が滑って肩から荷をはずしたりしたような事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合
- イ 事故的な事由はないが、重量物の取扱いに当たって、その取扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたときや、重量物の取扱いに不適当な姿勢をとったときにせき柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合

災害性の原因による腰痛が既往症又は基礎疾患の著しい増悪である場合には、療養補償の対象となる治療の範囲は完治までではなく、原則としてその発症又は増悪の前の状態に回復するまでの間

ということになり、認定通知書には「急性症状のみ」と付記されることとなります。

なお、椎間板ヘルニアについて簡単に触れますと、椎間板ヘルニアは、医学上椎間板の退行性変化に起因する素因的疾患であり、公務との関連性が一般に乏しいので、災害性の原因によることが明らかでない限り公務上とはなりません。

腰 痛 症 の 原 因 と 分 類



注2) 心・血管疾患及び脳血管疾患

心臓・脳血管疾患等（頭を強打したというように発症の原因が明らかな負傷に起因するものを除きます。）は、基礎となる高血圧、動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤等の基礎的病態が、加齢や一般生活等における諸種の要因（危険因子）によって増悪し、発症に至る場合がほとんどです。職場、自宅の別はもとより、勤務中、休息中、睡眠中の別なく発症するものであることから、公務上外の認定においては、特に慎重に検討されることが必要です。

また、認定に際しては、「心・血管疾患及び脳血管疾患等業務関連疾患の認定調査票」に基づき迅速、かつ、適正に調査を行い、その結果を勤務状況、勤務環境等を基礎とし、医学経験則に照らして、業務の過重性を総合的に評価して判断することとされています。

したがって、このような災害が発生し、被災職員などにおいて認定請求の意思がある場合には、請求書の作成方法等についてあらかじめ基金支部にご相談ください。

- 公務に起因する疾病として認定する心・血管疾患及び脳血管疾患

- ① 心・血管疾患 狹心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、重症の不整脈（心室細動等）、肺塞栓症、大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）
- ② 脳血管疾患 くも膜下出血、脳出血、脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞）、高血圧性脳症

- 公務に起因する疾病としての心・血管疾患及び脳血管疾患等の判断基準

心臓・脳血管疾患等の発症にあたって、公務が相対的に有力な原因であると判断される場合には公務との相当因果関係が認められ、公務上の災害として取り扱われます。

当該疾患等が公務に起因することが明らかな疾病であるとして認定されるためには、医学経験則上、血管病変等を加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて急激に著しく増悪させ、当該疾患等の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」といいます。）を受けていたと認められることが必要です。

公務による明らかな過重負荷と認められるためには、次の要件を満たすものとされています。

具体的認定要件

- ① 公務に関連する突発的又はその発生状態を時間的、場所的に明確にし得るできごと、若しくは特定の労働時間内に特に質的又は量的に過激な業務に従事したことによる精神的又は肉体的負担が発病前に認められること。
- ② 当該疾病の原因と考えられる公務上の諸種の事態又は要件の性質、強度が医学上疾病発生の原因とするに足りるものであること。
- ③ 精神的又は肉体的過重な勤務と疾病発生までの時間的間隔が医学上妥当と認められるものであること。

注3) 精神疾患等の公務災害

公務が原因で発症した精神疾患については、下記の要件のいずれも満たす場合において、「人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病」に該当するものとして認定されます。

ただし、対象とする疾病は、国際疾病分類第10回修正版第V章「精神及び行動の障害に分類される精神疾患」のうち、主として統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害等に分類される精神疾患であり、器質性の精神疾患及び有害物質に起因する精神疾患については、頭部外傷、脳血管疾患、中枢神経変性疾患等の器質性脳疾患に付随する疾病、化学物質による疾病等として認められるか否かを個別に判断します。また、いわゆる心身症は、対象とする精神疾患には含まれません。

なお、疾患名等については、公務災害認定請求時における疾患名等にこだわらず、被災職員に係る具体的な病態等に関する事実関係により、客観的に判断を行います。

要件に該当するか否かの具体的な検討にあたっては、「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領」に基づき行います。その際、詳細な調査が必要となります。その特別な性質に鑑み、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮すると共に、収集した諸資料の保全に注意する必要があります。

精神疾患事案が発生し、被災職員等において認定請求の意思がある場合には、請求書の作成方法等についてあらかじめ基金支部にご相談ください。

・精神疾患の認定要件

精神疾患について公務起因性が認められる場合は、対象疾患に該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

1 対象疾患発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。

ここで、「業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたこと」とは、具体的に、次の(1)または(2)のような事象を伴う業務に従事したことをいう。

- (1) 人の生命にかかわる事故への遭遇
- (2) その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

2 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾患を発症したとは認められないこと。

3 公務上の障害又は死亡の場合

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとなります。

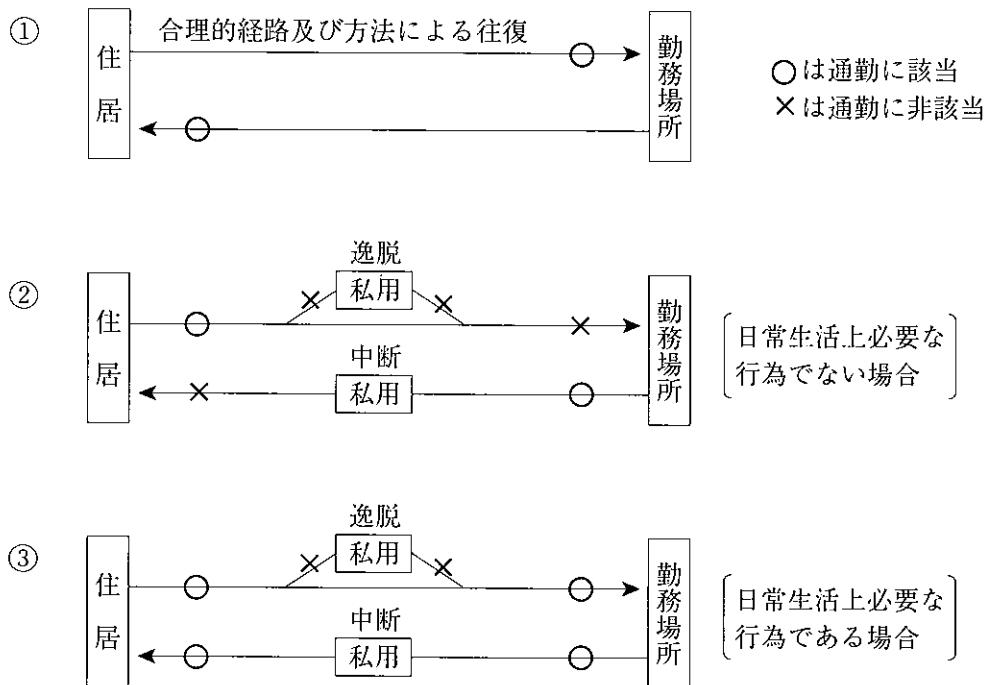
これに該当する事例としては、自殺があります。

自殺の場合には、判断過程において精神疾患を発症していたか否かについて判断することとなっており、公務により当該精神疾患を発症したことが医学経験則に照らして明らかに認められ、その結果、自殺に至った場合には、公務上の災害と認められます。

なお、公務に関連した自殺であっても正常な判断能力の下で自殺に至った場合、つまり、精神疾患に起因しない自殺は、故意が働いたとみることができるので、公務上の災害とは認められません。

第3 通勤災害

通勤災害とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること（公務の性質を有するものを除く。）に起因する災害をいいます。したがって、その往復の経路を逸脱し又はその往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は通勤とは認められません。ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、その逸脱又は中断の間に生じた災害を除いて、通勤災害とされます。



1 通勤の範囲

(1) 勤務のため

勤務のためとは、勤務に就くため又は勤務を終了したことにより行われる往復行為をいうもので、当該往復行為が全体としてみて、勤務と密接な関連性をもって行われるものとします。

通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
○通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合	○出勤途中で自己都合により引き返す場合 ○休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署の間を往復する場合
○交通途絶、スト等の交通事情により許可を受けて引き返す場合	○親睦会主催、任意参加の遠足に参加する場合

<ul style="list-style-type: none"> ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合 ○次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を往復する場合 ○遅刻して出勤し又は早退する場合（短時間の休息時間や勤務時間中に私用で帰るのは勤務を終了して帰る場合とは認められないでの通勤としない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務終了後相当時間（おおむね2時間超）にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合
---	---

(2) 住 居

住居とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊場所などをいいます。

通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
<ul style="list-style-type: none"> ○家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点 ○単身赴任者が家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家 ○通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所 ○交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等 ○家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院 ○台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方出身者の一時的帰省先 ○単身赴任者が年末年始のみ家族と共にすがす場合の家族の住居 ○家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

(3) 勤務場所

勤務場所とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙認の指定を受けた場所をいいます。

通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
<ul style="list-style-type: none"> ○通常の勤務提供の場所 ○レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所 ○研修会場 ○臨時の健康診断が行われる場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

(4) 合理的な経路及び方法

合理的な経路及び方法とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に職員が用いると認められる経路及び方法をいいます。

通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
合理的な経路 <ul style="list-style-type: none"> (1) 経路の合理的解釈によるもの <ul style="list-style-type: none"> ○定期券による経路 ○通勤届による経路 ○定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路 (2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為 <ul style="list-style-type: none"> ○絶路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路 ○座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路 ○誤って1～2駅乗り越して戻る経路 ○乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路 ○通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路 ○自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路 ○自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路 (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れていく経路 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
合理的な方法 <ul style="list-style-type: none"> ○電車、バス等公共交通機関を利用する場合 ○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）自転車等を使用する場合 ○徒歩による場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○免許証を有しない無資格者が自動車を運転する場合 ○無資格者が運転する自動車を利用する場合

<p>○通常、電車、バス等の公共交通機関を利用している者が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務終了後の私用のため、自家用車を利用して出勤する場合 ・遅刻状況にあるため勤務時間間に間に合うようタクシーを利用した場合 ・雨天のため、妻に自家用車で送らせた場合 	<p>○飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合</p>
---	------------------------------

(5) 逸 脱・中 断

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。

<p>逸脱又は中断に該当するが日常生活上必要な行為に該当し、経路に復した後は通勤とする事例</p> <p>①日用品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パン、米、酒類等の飲食料品 ○家庭用薬品 ○下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品 ○石油等の家庭用燃料品 ○身廻り品 ○文房具、書籍等 ○電球、台所用品等 ○子供の玩具 <p>②日用品の購入に準ずる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○独身職員が通勤途中で食事をする場合 ○クリーニング店に立ち寄る場合 ○理髪店、美容院に行く場合 ○テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合 ○税金、光熱水費等を支払いに行く場合 ○市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合 	<p>逸脱・中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○装飾品、宝石等の奢侈品 ○テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費材 ○スキー、ゴルフ等のスポーツ用品 <p>○通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食等をする場合</p> <p>○観劇等のため回り道する場合</p> <p>○同僚の送別会に行く場合</p> <p>○冠婚葬祭に行く場合</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ○単身赴任者が、帰省先住居と勤務場所間の移動又は帰省先住居と赴任先住居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や自家用自動車内等で仮眠をとる場合 <p>③学校教育・職業訓練を受ける行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育法第1条に規定する学校で教育を受ける場合 ○公共職業能力開発施設で職業訓練を受けれる場合 ○これらに準ずる教育又は訓練で職業能力の向上に資するためのものを受けれる場合 <p>④医療機関で診察又は治療を受ける行為その他これに準ずる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診療のため医療機関に立ち寄る場合 ○接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため施術所に立ち寄る場合 ○家族の見舞等のため医療機関に立ち寄る場合 <p>⑤選挙権を行使する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国政選挙及び地方選挙における選挙権を行使する場合 ○最高裁判所裁判官の国民審査権を行使する場合 ○住民の直接請求権を行使する場合 <p>※次のような事例は、逸脱又は中断とはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経路上の店で、タバコ、雑誌等を購入する場合 ○駅構内でソバ等を立食する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○趣味又は娯楽のためのもの
--	---

2 公務災害と通勤災害の競合関係の取扱い

通勤途上において、特別の命令等を受けて用務を遂行する場合がありますが、この場合は、その用務が任命権者の支配管理下にある行為とするのが相当であり、公務と評価することができるもの

であれば、出張に準じた扱いとして、通勤経路に復する復しないにかかわらず、勤務公署から自宅までの間に負傷した場合は、公務災害として取り扱うこととしています。

3 公務災害と通勤災害の違い

公務災害も通勤災害もその補償は同じ法令によって実施されており、内容についてもほとんど同一となっておりますが、通勤途上にある場合は未だ使用者の支配管理下にないため、公務災害とはされず通勤災害として区別されます。

この両者の相違点は、給与上において明確に区別されておりましたが、平成3年1月1日より給与上の取扱いが同様のものとされました。

補償に関する両者の相違点は、通勤災害の場合の療養補償において、被災職員に費用の一部(200円)を負担してもらうことによって本来公務従事中の災害に関する補償と区別しております。(ただし、次の場合は費用負担を求めません。 (1)第三者の行為によって通勤途上に災害を受けた者 (2)療養開始後3日以内に死亡した者 (3)休業補償を受けない者 (4)同一の通勤災害に関し、既に一部負担金を払込んだ者 (5)船員)

その他、福祉事業の障害特別援護金、遺族特別援護金において公務災害と通勤災害に差が設けられています。

第4 傷病の追加、併発及び再発

1 傷病の追加、併発

基金が公務災害又は通勤災害の認定をする場合には、災害発生年月日及び傷病名を特定して認定をしています。

しかしながら、当初の診断で分からなかった傷病が認定後の精密検査の結果判明したり、既に認定された傷病に起因して療養中に新たに別の傷病を併発することがあります。これらの傷病については、認定された災害と相当因果関係が認められる場合に限り、補償の対象となります。

このように、追加傷病が認定されなければ、当該傷病の療養費等を医療機関に支払うことができないので注意してください。

認定は、それぞれの傷病ごとに公務上外又は通勤災害該当・非該当を判断して行われますので、このように追加診断された傷病についても、補償を受けるためには公務災害又は通勤災害に該当するかどうかの認定を受ける必要があります。

認定後の精密検査の結果判明した事例

ごみ収集作業中、段差につまずいた際、右足を捻り、医療機関で右足関節捻挫と診断され、公務上の災害と認定された後、レントゲン検査の結果、右足腓骨骨折が判明した。

認定された傷病に起因して療養中に新たに別の傷病を併発した事例

単車で出勤途上、対向車と接触して転倒した際、右下腿を強打し、医療機関で右大腿骨骨折と診断され、公務上の災害と認定された後、療養中、輸血が原因で輸血後肝炎を発症した。

2 再 発

傷病の多くは、一定期間の療養を経て治ゆることとなりますが、いったん治ゆの状態に至った傷病が、その後自然的経過のなかで再び発症する場合があり、これが公務（通勤）以外の原因によるものでないと認められ、治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化し、かつ、療養によってその症状が改善される見込みがあると医学的に認められるときにこれを認定実務上「再発」といっています。

この再発による傷病の認定は、治ゆしたことによっていったん消滅した当初の傷病に関する災害補償法上の権利義務関係を再び発生させるという法律効果を生じさせることになります。

なお、再発による症状は、いったん治ゆした当初の傷病が、医学上再び増悪し、又は発症した結果発現したものと認められるものですから、補償の対象となるのは、その増悪又は発症した部分を治ゆ時の状態に回復させるまでの療養に限られます。

再発の取扱いの中には、必ずしも傷病が再び増悪し、又は発症した状態にはないが、便宜上、再発の取扱いを認める場合があります。例えば、骨折に対し髓内釘の恒久的使用による骨接合術を行い、治ゆ後に何らかの障害をきたしその装着金属を抜去する場合などです。

再発傷病について必要な補償を受けるにあたっては、当該傷病が公務又は通勤によるものかどうかの認定を必要としますので、改めて認定請求を行います。

第5 補償の種類と内容

I 補償の種類

- 1 療養補償
- 2 休業補償
- 3 傷病補償年金
- 4 障害補償
- 5 介護補償
- 6 遺族補償
- 7 葬祭補償

II 補償等の特例

- 1 特殊公務災害
- 2 船員の特例
- 3 公務で外国旅行中の職員に係る療養補償の特例
- 4 国際緊急援助活動に従事する職員に係る補償の特例

III その他

- 1 未支給の補償
- 2 他の法令による給付調整
- 3 年金たる補償等の額の端数処理
- 4 補償の制限
- 5 離職後の補償
- 6 時効
- 7 非課税措置

第6 福祉事業の種類と内容

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 1 外科後処置 | 17 障害差額特別給付金 |
| 2 補装具の支給 | 18 長期家族介護者援護金 |
| 3 リハビリテーション | 19 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助 |
| 4 アフターケア | 20 公務上の災害を防止する対策の調査研究 |
| 5 休業援護金 | 21 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進 |
| 6 在宅介護を行う介護人の派遣 | 22 旅行費 |
| 7 奨学援護金 | 23 未支給の福祉事業 |
| 8 就労保育援護金 | |
| 9 傷病特別支給金 | |
| 10 障害特別支給金 | |
| 11 遺族特別支給金 | |
| 12 障害特別援護金 | |
| 13 遺族特別援護金 | |
| 14 傷病特別給付金 | |
| 15 障害特別給付金 | |
| 16 遺族特別給付金 | |

第5 補償の種類と内容

公務災害又は通勤災害の認定を受けると次のような各種の補償を受けることができます。

災害による区分	補 償	福 祉 事 業
負傷・疾病に対するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○療養補償 ○休業補償 休業援護金 ○傷病補償年金 傷病特別支給金・傷病特別給付金・在宅介護を行う介護人の派遣・長期家族介護者援護金・奨学援護金・就労保育援護金 ○介護補償 	
障害に対するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○障害補償 <ul style="list-style-type: none"> ・障害補償年金 障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金・奨学援護金・就労保育援護金・外科後処置・補装具・リハビリテーション・アフターケア・在宅介護を行う介護人の派遣・長期家族介護者援護金 ・障害補償一時金 障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金・外科後処置・補装具・リハビリテーション・アフターケア ・障害補償年金差額一時金 障害差額特別給付金 ・障害補償年金前払一時金 ○介護補償 	
死亡に対するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族補償 <ul style="list-style-type: none"> ・遺族補償年金 遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金・奨学援護金・就労保育援護金 ・遺族補償一時金 遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金 ・遺族補償年金前払一時金 ○葬祭補償 	

I 補償の種類

1 療養補償

療養補償は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に、それが治ゆ（完全治ゆのほか、症状が固定し、もはや医療効果が期待し得ない状態も含む。（35頁参照））するまで、必要な療養の給付若しくはその費用が支給されます。

この療養の範囲についての考え方は、基本的には健康保険における療養の給付と同様であり、健康保険の対象外となるものについては原則として療養補償の対象外となります。医師等の医学的判断の下に必要な療養であると認めた場合には、療養補償の対象となります。

具体的には、次の(1)～(6)に掲げるものであって療養上相当と認められるものであり、その内容は個々の傷病に即して医学上、社会通念上妥当と認められるものでなければなりません。

(1) 補償の内容

○ 診察

- ① 医師又は歯科医師の診察（往診を含む）
- ② 療養上の指導及び監視
- ③ 診断上又は診療上必要な検査
- ④ 診断書、処方箋その他意見書等の文書

④の文書料については、補償実施上必要な文書に限られ、病気休暇等服務上の関係から必要とされるものは認められません。原則として認定請求書に添付しなければならない1通分が認められます。（第三者加害で写しを提出する場合は認められません。）

○ 薬剤又は治療材料の支給

- ① 内用薬及び外用薬の支給

薬剤の支給については、医師が必要と認めるものに限り、原則として療養補償の対象として認められます。したがって、被災職員自ら売薬を求めた場合であっても医師が必要と認め具体的指導に基づいて行われたものは療養補償の対象となります。仮に医師が承知していたとしても、その必要性を認めないものについては療養補償の対象となります。

医師が発行した処方箋（認定傷病名に関するものに限る）を基に、院外薬局で薬を受ける場合も対象となります。

- ② 治療材料の支給

ガーゼ、包帯、油紙、容器、コルセット、固定装具、副木その他の治療材料の支給については医師が治療上必要と認めたもの又は直接治療に關係があると認められるものに限り療養補償の対象となります。また、便器、冰のう、水枕、ゴム布等の療養器材についても、医師が必要と認めたものに限り療養補償の対象となります。ただし、療養中でなくとも日常生活に一般に必要とされるような生活用品、例えば洗面器、コップ、タオル等は原則として療養補償の対象とは認められません。なお、貸ふとんが原則となっている医療機関でのふとんの貸料は認めら

れます。

③ 歯科補綴

歯科補綴における金等の健康保険対象外となる治療材料の使用については、歯科補綴の効果又は技術上の特別の必要から金等を使用することを適當とする場合に限り、療養補償の対象と認められます。

○ 処置、手術、その他の治療

- ① 包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置
輸血には、輸血の処置費、血液の料金、輸送費、血液検査料等が含まれます。
 - ② 切開、創傷処理および手術並びにこれらに伴う麻酔
現在の医学通念からみて、一般にその治療効果が認められている方法によることが必要です。
 - ③ その他の治療
 - (イ) 热気療法、温浴療法、紫外線療法、放射線療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等
 - (ロ) 温泉療法、マッサージ、はり、きゅう及び柔道整復術師の施術等で、医師が必要と認めたもの
- ③のその他の治療については、医学上必要と認められるかどうかの問題が常につきまとひ、過剰療養の疑いも生ずる場合が多いものです。これらの療法は、医師の指導のもとにおいて行なわれるべきものであって、勝手に自分で行なったものについては補償の対象とはなりません。特に温泉療法については、温泉の適用症に対する選択、入浴時間、方法等の調節について医師の直接の指導が必要であるので、原則として、温泉病院、温泉療養所において行うものに限られます。マッサージ療法についても治ゆの時期との関連で問題となります。「症状が固定し医療上の効果が期待できない」状態であっても、なお引き続きマッサージ療法を行なっている場合が見受けられます。このような場合は、療養補償の対象とはならないものです。

柔道整復師の施術については、脱臼又は骨折について、応急手当の場合を除いては、医師の同意を必要とします。この同意は、療養補償請求の場合、実際に医師から施術につき同意を得た旨が施術録に記載してあることが認められれば、必ずしも医師の同意書の添付を要しません。

○ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

① 居宅における療養上の管理

居宅において療養を行っている者（通院の困難なものに限る。）に対する病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理

② 居宅における療養に伴う世話その他の看護

ア 居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護師等の行う療養上の世話又は診療の補助（訪問看護事業者によるものを含む。）

イ 重症のため医師が常に看護師（看護師がいないためにこれに代わって付添人を付した場合を含む。）の看護を要するものと認めた場合の看護料（アに掲げるものを除く。）

③ ②のイの看護料は、当該地方の看護師（看護師がいないためにこれに代わって付添人を付した場合は付添人）の慣行料金による。

- ④ ③の看護料等に食事料が含まれていない場合は、一日につき1,800円の範囲内で現実に要した食事の費用

上記②のアに掲げる看護とは、医療機関が行う在宅患者訪問看護等及び訪問看護事業者による訪問看護を言い、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づく内容を対象として、看護師等の行う看護の他、理学療法士及び作業療法士が行う診療の補助も含まれます。

上記②のイの「看護を要するものと認めた場合」とは、

ア 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護師等が常時監視を要し、隨時適切な処置を講ずる必要があると医師が認めた場合

イ 病状は必ずしも重篤ではないが、手術等により比較的長時間にわたり、看護師等が常時監視を要し、隨時適切な処置を講ずる必要があると医師が認めた場合

ウ その他の体位変換又は床上起座が常時不可又は不能であるもの、食事及び用便について常時介助を必要とするもの等で、看護師等の看護が特に必要、かつ、相当と医師が認めた場合のいずれかに該当する場合であって、それぞれの事由の認められる期間内に限られます。

被災職員が②の場合に有料職業紹介機関を通じて看護師等を求めたときに負担した受付手数料及び紹介手数料等についても、療養補償の対象として認められますが、その額は、社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内で実際に負担した額となります。

また、看護師及び付添人の往復旅費については、被災職員がその療養の地域から看護師等を求めることができないため、やむを得ず当該地域以外の地域から看護師等を求めた場合であって、かつ、看護師等の旅費を被災職員が負担した場合に、看護師等の雇入れ期間を通じ1回に限りその旅費が療養補償の対象として認められ、その額は看護師等の居住地から被災職員の療養の地までの間の1往復に要する額で、被災職員が実際に負担した額（社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内に限る。）となります。

○ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

① 病院又は診療所への入院

ア 入院（入院に伴う食事を含む。）

イ 入院中死亡した場合の死体の安置

② 病院又は診療所における療養に伴う世話その他の看護

ア 健康保険における基準看護

イ 重症のため医師が常に看護師（看護師がいないためにこれに代わって付添人を付した場合を含む。）の看護を要するものと認めた場合の看護料（アに掲げるものを除く。）

ウ 看護師又は付添人を得られないためにこれに代わって家族が付添った場合は、その付添の費用

③ ②のイの看護料は、当該地方の看護師（看護師がいないためにこれに代わって付添人を付した場合は付添人）の慣行料金により、②のウの付添の費用は、当該地方の付添人の慣行料金による。

④ ③の看護料等に食事料が含まれていない場合は、1日につき、1,800円の範囲内で現実に要し

た食事の費用

入院のなかで特に問題となるのは、特別病室、個室等いわゆる「上級室」への入室です。これも療養上相当と認められる範囲内で認められるものであって、上級室への入室が必要限度を超えることは過剰療養と考えられ、療養補償の支給が制限されます。

上級室への入室が相当と認められるためには、

- ア 療養上他の患者から隔離しなければ適切な診療を行うことができないと認められる場合
- イ 傷病の状態から隔離しなければ他の患者の療養を著しく妨げると認められる場合
- ウ 被災職員が赴いた病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養させる必要があると認められる場合
- エ その他特別な事情があると認められる場合

のいずれかに該当する場合であって、それぞれの事由の認められる期間内に限られます。

なお、入院料とは別に病院の建物全体が暖冷房され入院すれば当然に施設利用料として請求される場合の暖冷房費又はラジオ、テレビが備え付けられていて患者が見る見ないにかかわらず、徴収される一定料金は、入院料相当とみなされます。

また、入院中貸寝具業者から寝具を借用し、その賃借料を負担した場合等には寝具料が認められます。

食事料については、特殊な負傷、疾病のため流動食、栄養食等の特殊な食事を必要とすることを医師が認めた場合には、現実に要した費用が支給されますが、これらの特殊な食事が本人のし好による場合や単に栄養補給の意味で普通食のほかに副食品などを自分で購入しているような場合については当然のことながら認められません。

上記②のイにおける「看護を要するものと認めた場合」とは、(4)の②のイのそれと同様の場合に限られ、いわゆる基準看護を実施している医療機関に入院している場合の看護については、特別な事情があると認められる場合以外は、当該医療機関に勤務する看護師等以外の者による看護は、原則として認められません。

特別な事情が認められる場合は、基準看護の病院であっても、災害などで患者の数が一挙に増加し、看護師の数が足りなくなった場合、あるいは、患者の症状から常時2人以上の看護師による看護が必要な状況にある場合等の理由により、やむを得ず外部から看護師等を雇う場合などが該当します。

看護を必要とするかどうかの判断は、医師が行うものですが、その期間は病状又は手術等の程度に応じた必要な期間に限られるので、看護を必要とする旨の医師の証明には、看護を必要とする期間も明示されていることが必要です。

また、医師の証明、有料紹介機関を通じて看護師等を求めたときの紹介手数料及び看護師等の往復旅費については、(4)の場合の取扱が準用されます。

なお、家族、友人等の付添は、入院するような場合、病状にかかわらず付添をするのが一般的ですが、療養上相当と認められる看護と一般的に行われる家族等による付添との性格は異なるので、原則として療養補償の対象とはなりません。

○ 移 送

- ① 災害の発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中他の病院、診療所等へ転送を必要とする場合の交通費、人件費及び宿泊料
- ② 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費
- ③ 独歩できない場合の介護付添に要する費用
- ④ 災害の発生場所、病院又は診療所等から自宅までの死体運搬の費用
- ⑤ その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの

②の交通費については、一般的に、電車、バス等の交通機関の利用について認められますが、タクシー等の利用は、被災職員の傷病の状況により、医師が電車、バス等の利用が不可能か、又はタクシー等を利用しなければ、病状を悪化させると認めたもので、かつ、基金が妥当と認めたものに限って、支給の対象となります。

この場合、その額は、社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内で、被災職員が実際に負担した額になります。また、マイカー等を利用した場合の交通費の支給については、距離等を考慮し、ガソリン代相当分が認められます。

なお、交通費については、実際には、領収書等を微収するのが困難な場合が多く、移送の事実及び当該交通機関の料金が立証できれば、必ずしも領収書の添付は必要ではないので、移送費明細書を添付することとしています。ただし、タクシー等の利用は領収書の添付が必要となります。

このように、移送の範囲として、交通費が認められるには、おのずから限度があります。医療機関の決定は、職員の自由ですが、災害発生の場所、勤務場所又は自宅近くに適当な医療機関があるにもかかわらず、有名な医師がいるからという理由等で、これらの場所から遠く離れた場所にある医療機関で診療を受けた場合、これに要した交通費は移送の範囲としては認められません。

出張中に災害を受け、出張先の医療機関で療養している場合で、症状が一応安定した時期に勤務場所又は自宅近くの医療機関に転医する場合に要した交通費は移送の範囲として認められますが、その支給方法については、出張旅費が支給されているときには、出張旅費においてみられなかった実費を限度として支給されることになります。

災害発生の場所から医療機関への移送に係る人件費は、同僚が好意的に、また、上司の命により行うことが多く、このような場合には給与が減額されることのないのが通常であるので、支給されません。

職員が山や海で遭難した場合の捜索費については、たとえ当該職員の災害が公務上のものであっても、補償の対象とはなりません。

人件費の額については、特に規定はありませんが、当該地方の慣行料金によることとされています。慣行料金のない場合は、現実に支払った額のうち、基金が妥当と認めた額となります。

介護付添料は、転医等をするときに、被災職員が独歩できないとか、転送する場合で医師の指示により介護人を付けなければならぬとかの理由で介護付添人を付けた場合に支給されます。

宿泊料は、特殊な治療や検査を行うため遠方の大病院に赴く際、距離、身体上の事由から途中で宿泊を必要と認められる場合などに認められます。

死体運搬の費用は、死体運搬それ自体に要した費用をいうものであり、家族の付添の費用は含まれず、災害発生の場所、病院等から自宅までにかかる費用が支給されます。

以上のように、移送費には多くの問題があるので、被災職員又は各所属部局の事務担当者は、後のトラブルを避ける意味から事前に基金に連絡し了解を得ておくようにしてください。

(2) 転医（医療機関の変更）

合理的理由もなく医療機関をたびたび変更したり（転医）、同時に何ヶ所もの医療機関で受診すること（重複診療）は、療養上好ましくないだけでなく、必要と認められない場合もありますので、注意する必要があります。

合理的な転医とは次のようなのですが、もし認定後に転医を希望する場合は事前に基金支部へ「**転医申立書**」（148ページ参照）を提出してください。

- ① 災害のあった場所の最寄りの医療機関で応急手当を受けたあと、療養に適した医療機関に転医する場合
- ② 療養の経過上から、勤務先又は自宅から通院に便利な医療機関に転医する場合
- ③ 療養に必要な医療設備がないため、他の医療設備のある医療機関に転医することを医師が認めた場合

(3) 療養の現状等に関する報告

療養の開始後1年6か月を経過した日において負傷又は疾病が治っていない者は、「**療養の現状等に関する報告書**」（149ページ参照）を所属部局長・任命権者を通じて基金支部に提出しなければなりません。

この報告書の提出については、基金支部から任命権者・所属部局長を通じて通知することにしています。

(4) 治ゆ（症状固定）

災害による傷病が、わずかではあるが痛みがあつたりして医師の治療を受けている場合、一般には、治ゆでないと考えますが、災害補償上の「治ゆ」というのは、公務災害又は通勤災害による傷病が完全に治り、原状へ戻ったときは、もちろんですが、症状がなお残っている場合であっても、その症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった状態又は慢性症状に移行した状態をいいます。

医療効果が期待できないというのは、その医療により症状を将来に向って軽減していく効果が期待できないことをいい、患部に疼痛を訴えるのでそれを静めるために投薬、注射をするにすぎない、いわゆる対症療法のように一時的神経症状等を抑える意味での効果をもつような場合でも、それはここでいう医療効果には含まれません。

なお、腰痛症などのように急性症状のみを認定されたものについては急性症状が消退したと認められる時期をもって「治ゆ」として取り扱われます。

以上のような状態に至ったときは、それ以後は療養補償の対象とは認められませんので、「**療養の終了（治ゆ）報告書**」（151ページ参照）を速やかに提出する必要があります。

なお、2以上の負傷又は疾病が認定された場合には、そのすべてが治ったときに提出すること

になります。

2 休業補償

休業補償は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、その勤務することができない期間1日につき平均給与額の100分の60に相当する額が支給され、これに併せて福祉事業として休業援護金（平均給与額の100分の20）が支給されます。

休業補償は、労働不能に対する補償であるため傷病補償年金との均衡上、療養開始後1年6か月を経過した者に休業補償を支給する場合、平均給与額に最高・最低限度額が設けられます。

なお、監獄等に拘禁又は収容されている期間、あるいは傷病補償年金が支給される期間は、休業補償及び休業援護金は支給されません。

$$\frac{60}{100} \text{ (休業補償)} + \frac{20}{100} \text{ (休業援護金)} = \frac{80}{100} \text{ (支給額)}$$

3 傷病補償年金

傷病補償年金は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過した日又はその日後において、次の要件のいずれにも該当する場合に、その状態が継続している期間支給されます。

- (1) 負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 負傷又は疾病による障害の程度が、法施行規則別表第2に規定する第1級から第3級までの傷病等級に該当すること。

傷病補償年金の額

傷病等級	年金額
第1級	平均給与額に313を乗じて得た額
第2級	〃 277 〃
第3級	〃 245 〃

4 障害補償

障害補償は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき、身体に法別表の等級に該当する障害が残っている場合に、その障害の程度に応じて障害補償年金又は障害補償一時金が支給されます。

(1) 障害補償年金

終身労務に服することができない第1級から第3級までの重度障害の者

簡易な労務以外の労務に服することができない第4級から第7級までの中度障害の者

障害等級	年 金 額		
第 1 級	平均給与額に313日を乗じて得た額		
第 2 級	〃	277	〃
第 3 級	〃	245	〃
第 4 級	〃	213	〃
第 5 級	〃	184	〃
第 6 級	〃	156	〃
第 7 級	〃	131	〃

○ 障害補償年金差額一時金

障害補償年金の受給権者が死亡した場合に、既に支給された障害補償年金と次に述べる障害補償年金前払一時金の合計額が、下表の支給額に満たないときは、その遺族に対して、その差額が支給されます。

なお、既支給済年金及び年金前払一時金は、国家公務員の給与水準を基に自治大臣が定める率を乗じて再評価されます。

障害等級	支 給 額		
第 1 級	平均給与額に1,340を乗じて得た額		
第 2 級	〃	1,190	〃
第 3 級	〃	1,050	〃
第 4 級	〃	920	〃
第 5 級	〃	790	〃
第 6 級	〃	670	〃
第 7 級	〃	560	〃

○ 障害補償年金前払一時金

障害補償年金の受給権者は、上表の支給額を限度として、限度額又は平均給与額の1,200日分、1,000日分、800日分、600日分、400日分若しくは200日分に相当する額のうち受給権者が申し出た額を前払一時金として受けることができます。ただし、申し出をすることができるのは、障害補償年金の支給決定を受けた日の翌日から1年以内で1回に限り認められています。

なお、前払いされた場合には、障害補償年金は、前払一時金の額に達するまでの間支給が停止されます。

(2) 障害補償一時金

就労に一部支障がある第8級から第14級までの軽度障害の者

障害等級	支 給 額		
第 8 級	平均給与額に503日を乗じて得た額		
第 9 級	〃	391	〃
第 10 級	〃	302	〃
第 11 級	〃	223	〃
第 12 級	〃	156	〃
第 13 級	〃	101	〃
第 14 級	〃	56	〃

(3) 障害が2以上ある場合の障害等級の決定

- ア 障害等級表に定める程度の障害が2以上ある場合は、そのうちの最も重い障害等級
- イ 第13級以上の障害が2以上ある場合は、その中で最も重い障害等級の1級上位の等級（ただし、1級上位の等級が第7級以上の等級になる場合以外は、それぞれの障害に応ずる等級による障害補償の額の合算額を超えないものとされています。）
- ウ 第8級以上の障害が2以上ある場合は、その中で最も重い障害等級の2級上位の等級
- エ 第5級以上の障害が2以上ある場合は、その中で最も重い障害等級の3級上位の等級
なお、上記ア～エの基準に従って障害等級を決定すると、障害等級の上位・下位関係（障害の序列）を乱すことになる場合は、障害の序列を乱さないように考慮して等級決定が行われます。

(4) 障害の程度を加重した場合の障害補償

既に障害のあった者が、公務（通勤）災害により、同一部位（両上肢、両下肢のような左右一対の器官の一方も含む）に障害の程度を加重した場合の障害補償の額は、次のとおりとなります。

（原則）

加重後の障害等級による額 - 加重前の障害等級による額

（加重後第7級以上、加重前第8級以下）

年金額 - 加重前の障害等級による額
25

5 介 護 补 償

介護補償は、傷病等級第2級以上の傷病補償年金の受給権者又は障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態（以下「要介護状態」という。）にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給します。

ただし、次に掲げる施設に入院又は入所している場合には、介護補償は行いません。

- ① 病院又は診療所（介護保険法第7条第22項に規定する介護老人保健施設を含む。）
- ② 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（同条第6項に規定する生活介護

を受けている場合に限る。)

③ 総務大臣が定める次に掲げる施設

ア 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

イ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条に規定する原子爆弾被爆者特別養護ホーム

○ 介護を要する状態にある障害

介護補償の支給対象となる障害は、傷病等級第1級又は障害等級第1級に該当する障害のすべてと、傷病等級第2級又は障害等級第2級に該当する障害の一部（神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害に限る。）ですが、その障害により常時介護を要する状態と随時介護を要する状態に区分しています。

(1) 常時介護を要する状態とされる障害

① 法施行規則別表第2第1級の項第3号に該当する障害又は法施行規則別表第3第1級の項第3号に該当する障害

② 法施行規則別表第2第1級の項第4号に該当する障害又は法施行規則別表第3第1級の項第4号に該当する障害

③ 両眼が失明した障害とともに、次に掲げる障害のいずれかを併せて有するもの

ア 法施行規則別表第3第1級の項各号（第1号、第3号及び第4号を除く。）のいずれかに該当する障害

イ 法施行規則別表第3第2級の項各号（第1号及び第2号を除く。）のいずれかに該当する障害

ウ 法施行規則別表第2第1級の項各号（第1号、第3号及び第4号を除く。）のいずれかに該当する障害

エ 法施行規則別表第2第2級の項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当する障害

オ 法施行規則第26条の5第2項の規定により法施行規則別表第3第1級又は第2級の障害に相当するとされた障害

④ 両上肢の用を全廃し、又は両上肢をひじ関節以上で失った障害とともに、両下肢の用を全廃し、又は両下肢をひざ関節以上若しくは足関節以上で失った障害を併せて有するもの

⑤ 両上肢を腕関節以上で失った障害とともに、両下肢の用を全廃し、又は両下肢をひざ関節以上で失った障害を併せて有するもの

⑥ ③から⑤までに掲げる障害と同程度の障害であって、法施行規則別表第4常時介護を要する状態の項第1号又は第2号に掲げる障害と同程度の介護を要する状態にあるもの

なお、⑥に該当すると思われる者から介護補償の請求がなされた場合には、当該介護を要する状態の区分の決定についてあらかじめ理事長に協議するものとする。

(2) 隨時介護を要する状態とされる障害

① 法施行規則別表第2第2級の項第2号に該当する障害又は法施行規則別表第3第2級の項第3号に該当する障害

- ② 法施行規則別表第2第2級の項第3号に該当する障害又は法施行規則別表第3第2級の項第4号に該当する障害
- ③ 第1級の傷病等級に該当する障害又は第1級の障害等級に該当する障害であって、法施行規則別表第4常時介護を要する状態の項各号に該当しないもの

○ 支 給 額

介護補償は月を単位として支給を行い、日割計算は行わない。

介護補償の支給月額は、次に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ金額の欄に掲げる額を支給します。

(H24.4.1~)

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,290円を超えるときは、104,290円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が56,600円以下であるときに限る。）	月額56,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,150円を超えるときは52,150円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,300円以下であるときに限る。）	月額28,300円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

なお、1の月において介護を要する状態の区分に変更があった場合の当該月分の介護補償の額は、常時介護を要する状態の区分に応じた額を支給します。

「介護に要する費用」とは、介護に従事した者に係る賃金、交通費等（ホームヘルパー等の派遣を受けた場合に支払う受付手数料、紹介手数料等を含む。）のうち、社会通念上妥当であると認められる範囲内のものをいいます。なお、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業を利用した場合の受益者負担も、この介護に要する費用に該当します。

「親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日」とは、親族又は友人、知人などの介護費用を微収せずに介護を行う者から介護を受けた日をいいます。

「新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月」には、法第30条の2第1項本文に規定する介護補

償を支給すべき事由がなくなった月の翌月以降に再び介護補償を支給すべき事由が生じた月が含まれます。なお、介護を要する状態の区分に変更があった月及び同項ただし書きの規定により介護補償を行っていない者が、同項各号に規定する施設等から退院又は退所した月は、「新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月」には該当しません。

6 遺族補償

遺族補償は、職員が公務又は通勤により死亡した場合に、その遺族に対して遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されます。

(1) 遺族補償年金

遺族補償年金を受けることができる遺族（受給資格者）は、次に掲げる者で、職員の死亡の当时、その収入によって生計を維持していたものです。なお受給権者（受給資格者のうち実際に支給を受ける権利を有する者をいう。）の順位は①～⑥の順となります。

○ 受給資格者

- ① 配偶者 妻（内縁関係にあった者を含み、年齢を問わない。）
夫（内縁関係にあった者を含み、職員の死亡当時60歳以上の者。ただし、一定の障害の状態にある場合は年齢を問わない。）
- ② 子 （養子を含む。18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、一定の障害の状態にある場合は年齢を問わない。）
- ③ 父 母 （養父母を含む。職員の死亡当時60歳以上の者。ただし、一定の障害の状態にある場合は年齢を問わない。）
- ④ 孫 （18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、一定の障害の状態にある場合は年齢を問わない。）
- ⑤ 祖父母 （職員の死亡当時60歳以上の者。ただし、一定の障害の状態にある場合は年齢を問わない。）
- ⑥ 兄弟姉妹 （18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は60歳以上の者。ただし、一定の障害の状態にある場合は年齢を問わない。）

○ 受給権の消滅（失権）及び受給資格の消滅（失格）事由

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻（内縁関係にある場合を含む。）をしたとき
- ③ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったとき
- ④ 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき
- ⑤ 子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の当时から引き続き一定の障害の状態にあるときを除く。）
- ⑥ 職員の死亡の当时一定の障害の状態にあった60歳未満の夫、父母又は祖父母がその障害の状態でなくなったとき
- ⑦ 職員の死亡の当时一定の障害の状態にあり18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了して

いた子又は孫がその障害の状態でなくなったとき

- (8) 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあり18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了して
いたか60歳未満であった兄弟姉妹がその障害の状態でなくなったとき

○ 遺族補償年金の額

次表の左欄の受給資格者の人数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の額が支給されます。

年金の算定基礎なる遺族（受給資格者）の数		年金額
1人	① 次の②以外の場合	平均給与額に153を乗じて得た額
	② 55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻	タ 175 タ
2人		タ 201 タ
3人		タ 223 タ
4人以上		タ 245 タ

○ 遺族補償年金前払一時金

平均給与額の1,000日分、800日分、600日分、400日分又は200日分に相当する額のうち、遺族補償年金の受給権者が申し出た（遺族補償年金の支給決定を受けた翌日から一年以内の申し出に限られる。）額が前払いされます。

この場合は、各月に支給されるべき遺族補償年金は、前払いされた一時金の額に達するまでの間、支給が停止されます。

(2) 遺族補償一時金

次の場合に支給されます。

- ① 職員の死亡の当時、遺族補償年金の受給資格者がいないとき。すなわち、職員の死亡の当時、遺族が年齢制限等によって年金の受給資格者になれない場合又は職員と生計維持関係にあった遺族がいない場合
- ② 職員の死亡の当時年金の受給資格者がいたが、年金の支給開始後失権し、他に受給資格者がなく、かつ、既に支給された年金と遺族補償年金前払一時金の合計額が、失権した日において支給されるとしたときの一時金の額に満たないとき。

○ 受給資格者等

一時金の受給資格者は、次の者であって、年金の受給資格がない者、あるいは年金受給について失権又は失格した者です。

- ① 配偶者
- ② 職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ ①、②以外で、主として職員の収入によって生計を維持していた者
- ④ ②に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

受給権者となるのは、これらの受給資格者のうち最先順位者ですが、その順位は、①～④の順（②、④中の者は、その記載の順）になります。

○ 遺族補償一時金の額

ア ①、②及び④に該当する場合

平均給与額×1,000日分

イ ③に該当するもののうち、職員の死亡の当時 $\left\{ \begin{array}{l} 18歳未満 \\ 55歳以上 \\ \text{一定の障害の状態} \end{array} \right\}$ の三親等以内の親族

平均給与額×700日分

ウ ③に該当する者のうち、イに該当しないものである場合

平均給与額×400日分

エ 遺族補償年金受給権が失権した場合の一時金の額の算定

上記(2)②の場合に支給される一時金は、ア～ウにより算定された額から失権するまでに支給された年金額を控除して支給されますが、その場合、既支給年金額は国家公務員の給与水準を基に総務大臣が定める率を乗じて再評価することとなります。

7 葬祭補償

葬祭補償は、遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者）に対して支給されます。

葬祭補償額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{ア } 315,000円 + \text{平均給与額} \times 30\text{日分} \\ \text{イ } \text{平均給与額} \times 60\text{日分} \end{array} \right\}$ のいずれか高い額が支給されます。

II 補償等の特例

1 特殊公務災害

職務内容の特殊な職員で、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他所定の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、補償等の額について特例的に加算されます。

特殊公務災害の対象となる職員及びその職務内容は、次のとおりとされ、加算措置は下表のとおりとなっています。

(1) 警察官

- ① 犯罪の捜査
- ② 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送
- ③ 勾引状、勾留状又は収監状の執行
- ④ 犯罪の制止
- ⑤ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防禦

(2) 警察官以外の警察職員

犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官が前記(1)に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの

(3) 消防吏員

① 火災の鎮圧

② 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦

(4) 麻薬取締員

① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪の捜査

② 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送

③ 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状又は収容状の執行

(5) 災害応急対策従事職員（災害対策基本法第50条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員をいう。）

天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦

		区分	加算率
傷病補償年金		第1級	$\frac{40}{100}$
		第2級	$\frac{45}{100}$
		第3級	$\frac{50}{100}$
障害補償	年金	第1級	$\frac{40}{100}$
		第2級	$\frac{45}{100}$
		第3級～第7級	$\frac{50}{100}$
遺族補償	一時金	第8級～第14級	$\frac{50}{100}$
		年金	
		一時金	

(注) これら年金又は一時金に対応する特別給付金は、加算後の年金又は一時金の額を基礎として算定されます。

2 船員の特例

船員法第1条に規定する船員である職員については、船員法及び船員保険法による給付との均衡を図るため、次のような特例が設けられています。

(1) 予後補償

船員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、勤務することが

できないときは、予後補償として、治った日の翌日から、その勤務することができない期間（その期間が1月を超えるときは、1月間）、1日につき平均給与額の100分の60に相当する額が支給されます。ただし、給与が支給される場合は、その限度で、基金は支給義務を免れます。

(2) 行方不明補償

船員が公務上行方不明となったときは、行方不明補償として、当該船員の被扶養者に対して、その行方不明の間（その期間が3月を超えるときは、3月間）、1日につき平均給与額の100分の100に相当する金額が支給されます。

ただし、行方不明の期間中給与が支給される場合又は行方不明の期間が1月に満たない場合は支給されません。

(3) 療養補償

療養の範囲は、法第27条に規定するもののほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当と認められるものとされています。

(4) 休業補償

休業補償の額は、公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった日から4月間は、平均給与額の100分の100に相当する額となります。

(5) 障害補償

障害補償一時金の額は、次のように加算されます。

障害等級	加 算 額		
第 8 級	平均給与額に97を乗じて得た額		
第 9 級	〃	59	〃
第 10 級	〃	58	〃
第 11 級	〃	47	〃
第 12 級	〃	24	〃
第 13 級	〃	19	〃
第 14 級	〃	4	〃

(6) 遺族補償

① 遺族補償年金を受けることができる遺族が1人である場合（当該遺族が55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻である場合を除く。）における遺族補償年金の額は、1年につき、平均給与額に165を乗じて得た額となります。

② 遺族補償一時金の額は、平均給与額に1,080を乗じて得た額となります。

(7) 休業援護金

予後補償が支給される場合には、その支給される期間、1日につき平均給与額の100分の20に相当する額が休業援護金として支給されます。

(8) 通勤災害に係る一部負担金

船員については、通勤災害に係る一部負担金を納付することを要しません。

(9) そ の 他

その他障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金、特別給付金（障害、遺族、障害差額の各特別給付金）及び平均給与額についてそれぞれ特例措置が設けられています。

3 公務で外国旅行中の職員に係る療養補償の特例

療養の範囲は、法第27条に規定するもののほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で、療養上相当と認められるものが対象となります。

4 國際緊急援助活動に従事する職員に係る補償の特例

國際緊急援助隊の派遣に関する法律の規定に基づき、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下で、國際緊急援助活動に従事して公務上の災害を受けた場合には、補償等の額について特例的に加算されます。

ただし、特殊公務災害の規定が適用される場合は、対象となりません。

(1) 加 算 措 置

		区 分	加 算 率
傷 病 補 償 年 金	第 1 級	$\frac{40}{100}$	
	第 2 級	$\frac{45}{100}$	
	第 3 級	$\frac{50}{100}$	
障 害 補 償	年 金	第 1 級	$\frac{40}{100}$
		第 2 級	$\frac{45}{100}$
	一 時 金	第 3 級～第 7 級	$\frac{50}{100}$
遺 族 補 償	年 金	第 8 級～第 14 級	
	一 時 金		$\frac{50}{100}$

(注) これら年金又は一時金に対応する特別給付金は、加算後の年金又は一時金の額を基礎として算定されます。

(2) そ の 他

その他障害補償年金差額一時金、障害加重の場合の障害補償、障害加重の場合の障害補償年金差額一時金、障害加重の場合の障害補償年金前払一時金についても、それぞれ特例措置が設けられています。

III そ の 他

1 未支給の補償

未支給の補償とは、前記Ⅰの1～7の各補償の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだその者に支給しなかったものをいいます。

○ 請求権者となる者

(1) 遺族補償年金以外の補償の場合

死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、受給権者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者のうち、この順序による最先順位者が請求権者となります。

(2) 遺族補償年金の場合

受給権者が死亡したことによって、当該年金を受けることができる他の次順位の遺族が請求権者となります（転給）。他の遺族がない場合には、相続人が請求権者となります。

2 他の法令による給付調整

補償を受ける者が、基金から支給される補償と同一の事由によって他の法令による公的年金も併せて支給される場合には、基金から支給される補償の額は、所定の補償の額に一定の率を乗じて得た額に調整されます。

補償の種類	他の法令による公的年金	調整率
休業補償	旧国民年金法の障害年金	0.89
傷病補償年金	旧国民年金法の障害年金	0.89
障害補償年金	旧国民年金法の障害年金	0.89
遺族補償年金	旧船員保険法の遺族年金	0.80
	旧厚生年金保険法の遺族年金	0.80
	旧国民年金法の母子年金、準母子年金、 遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の遺族厚生年金 +	0.80
	国民年金法の遺族基礎年金	
	厚生年金保険法の遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の寡婦年金	0.88

ただし、次の算式により得られた額を下回らないこととされています。

$$\text{休業補償} \cdots \cdots \text{調整前の休業補償の額} - \frac{\text{旧国民年金法の障害年金}}{365}$$

$$\text{年金たる補償} \cdots \cdots \text{調整前の年金額} - \text{他の法令による公的年金額}$$

3 年金たる補償等の額の端数処理

傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額が年金となります。

これら年金たる補償と併せて支給される年金たる特別給付金についても、同様の端数処理が行われます。

4 補 償 の 制 限

災害補償制度の大きな特徴は、公務災害については、使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生するものとされ、また、通勤災害についても、使用者としての責任を論ずることなく、使用者の支配下にない通勤途上の災害について補償が行われることになります。

ただ、これらの災害が、職員の重大な過失等によって生じたものである場合には、使用者の無過失責任が一部免除され、その責任の分配公平を図るために、補償の制限が行われます。

補償制限をされるケースは次の2通りがあります。

(1) 職員の故意の犯罪行為又は重大な過失により事故を生じさせた場合

これは事故そのものの発生を意図した故意はないが、事故発生の直接の原因となった行為が故意の犯罪行為又は重大な過失による場合をいい、例えば次のような場合（ただし宥恕事由が認められる場合を除く。）が該当します。

ア 職員が法律、命令等に定める危害防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合

イ 勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、

これに違反して事故を発生させた場合

ウ 監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合

(2) 正当な事由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合

具体的な補償制度の内容は、①の場合、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その支給すべき休業補償、予後補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができることとされ、②の場合、負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又その回復を妨げた場合1回につき休業補償又は予後補償を受ける者にあっては10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、補償事由が消滅する日までの間）について休業補償又は予後補償を、傷病補償年金を受ける者にあっては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないとされています。

なお、療養補償、遺族補償及び葬祭補償については、補償制限はされません。

5 離職後の補償

補償を受ける権利は、職員が離職したとしても、そのことにより補償を受ける権利が消滅したり、縮小したりすることなどの影響を受けることはありません。在職中補償を受けていた職員が離職しても、引き続き補償事由のある限り補償を受けることができますし、離職後はじめて発病し、あるいは再発した場合でも、それが在職中の公務又は通勤に起因し、あるいはそれらと相当因果関係がある限りは、補償の対象となります。

6 時 効

補償を受ける権利は、補償を受ける権利が発生した日の翌日から起算して2年間（障害補償、遺族補償については5年）行われないときは、時効によって消滅します。

この「権利が発生した日」は次のとおりとなっています。

○療養補償	療養の費用の支払義務が確定した日	支給事由により それぞれ異なる。
○休業補償	療養のため勤務することができず給与を受けない日	
○障害補償	傷病が治った日又は障害の程度に変更があった日	
○介護補償	介護を受けた日の属する月の末日	
○遺族補償	職員が死亡した日 子が出生した日 先順位者が失権した日 支給停止に関する通知を次順位者が知り得た日 先順位者が死亡した日	
○葬祭補償	職員が死亡した日	
○未支給の補償	本来の補償に応じた日	

ただし、補償を受ける原因となった災害について、補償の種類に応ずる時効の期間の経過前に基金（任命権者を含む。）に公務災害（通勤災害）の認定を請求した場合における当該補償に係る時効の起算日は、基金が当該災害を公務災害（通勤災害）と認定したことについて、当該認定請求者が知り得た日の翌日となります。

なお、時効の援用、時効の中止、停止等の時効に関する一般原則については、民法の適用を受けることになります。

7 非課税措置

地方公務員の災害補償は、公務災害又は通勤災害により、地方公務員又はその遺族の被った損失を補償することを目的とするものであって、所得税法等におけるいわゆる所得とは全くその性質を異にしており、法又は法に基づく条例により支給された金品（福祉事業としての諸給付を含む。）に対しても、所得税をはじめ租税その他の公課は、課せられないこととなっています。（法第65条）

また、消費税の取扱いについても、療養補償（療養の給付又は療養の費用の支給）及び福祉事業と

して行われる医療については、次に掲げるものが非課税とされています。（消費税法別表第1第6号ト、消費税法施行令第14条第17号）

(1) 療 養 補 償

療養補償として行われる療養（診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護。）。

(2) 福祉事業

- ① 外科後処置及びアフターケアとして行われる医療（診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護。）。
- ② 補装具の支給又は修理に係る医師の行う採型指導料（ただし、医療機関が購入する資材費に係るものを除く。）。

(3) 特別の病室の提供等

医療機関が療養上必要と認めた場合や特別の病室以外の病室が満室であった場合など、療養及び医療を受ける者の選定にかかわらず特別の病室の提供等がなされたとき。

(4) 診断書及び医師等の意見書等に係る費用

補償の実施上必要な文書等（業務規程により、請求書等に添付することを義務付けられている診断書等。）。

第6 福祉事業の種類と内容

福祉事業は、使用者の法的義務として行われる補償では充足しきれない領域を補完する、いわば補償の付加的給付として、基金が実施するもので、被災職員又はその遺族の生活の安定、福祉の維持向上などを目的とし、一定要件を備える被災職員等に対して実施します。

福祉事業の種類及びその内容は次のとおりですが、公務災害と通勤災害においては、障害特別援護金と遺族特別援護金においてその取扱いが異なっております。

詳細については「地方公務員災害補償『補償実施の手引』（地方公務員災害補償基金）」を参考のこと

福祉事業の種類	実 施 事 由	福 祉 事 業 の 内 容
1 外科後処置	障害を有する者で次の処置を必要とするとき (1) 義肢装着のための断端部の再手術 (2) 醜状軽減のための処置（医療効果の期待されるものは「療養補償」に対応） (3) 義眼の装かん (4) 局部神経症状の軽減のための処置 (5) その他特に必要と認められるもの	・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術、その他の治療 ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ・移送
2 補 装 具 の 支 給	障害を有する者が補装具を必要とするとき（ただし、障害者自立支援法第76条に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の範囲内となる。）	・義肢　・装具　・義眼　・眼鏡 ・補聴器　・人工こう頭　・車いす ・収尿器　・歩行補助杖　・盲人安全杖　・点字器　・その他必要と認められる補装具（修理・再支給を含む）
3 リハビリテーション	障害を有する者が社会復帰のために身体的機能の回復等の措置を必要とするとき	・機能訓練、職業訓練その他相当と認められる訓練 ・旅行費
4 アフターケア	障害を有する者で次のいずれかに該当するとき (1) 一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患等に由来する脳の器質性障害を有する者 (2) 頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害等を有する者 (3) せき髑を損傷した者（4級以下は医学上必要なものに限る） (4) 尿道狭窄を有する者 (5) 白内障等の眼疾患を有する者 (6) 慢性のウィルス肝炎となった者 (7) 慢性の化膿性骨髓炎となった者	・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術、その他の治療 ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ・移送

福祉事業の種類	実 施 事 由	福 祉 事 業 の 内 容										
	(8) 振動障害を有する者 (9) 人工関節又は人工骨頭に置換した者 (10) 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者 (11) 心・血管疾患にり患した者（10級以下は医学上必要なものに限る） (12) 尿路系腫瘍を有する者 (13) 熱傷の傷病者で12級以上の障害が存するもの (14) 外傷により末梢神経を損傷した者で12級以上の障害が存する者 (15) 精神疾患にり患した者 (16) 心臓弁を損傷した者 (17) 呼吸機能障害を有する者 (18) 消化呼吸障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害を有する者	※ 事業実施の範囲にはそれぞれ基準があるので、該当があればその都度支部に確認してください。										
5 休業援護金	休業補償を行うとき	平均給与額の20／100を支給										
6 在宅介護を行う介護人の派遣	傷病補償年金又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者で、介護等の供与に必要な費用を支出したとき	在宅介護を受けた場合、介護（8週間で24回（1回3時間とし、1日3回以内）を限度とする。）に要した費用の10分の7の額を支給する。										
7 奨学援護金	年金受給権者が在学者である場合又は年金受給権者と生計を一にする在学者等である場合において、学資の支弁が困難と認められるとき <ul style="list-style-type: none"> ○ 平均給与額が16,000円以下であること ○ 傷病又は障害等級が第3級以上であること 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 学 校</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>中 学 校</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>高 等 学 校</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>大 学</td> <td>39,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小学校には、特別支援学校の小学部を含む。 (2) 中学校には、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学校を含む。 (3) 高等学校には、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校、職業訓練校を含む。 (4) 大学には、高等専門学校の第4学年及び第5学年、専修学校的専門課程、公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校を含む。 	区 分	月 額	小 学 校	12,000円	中 学 校	16,000円	高 等 学 校	16,000円	大 学	39,000円
区 分	月 額											
小 学 校	12,000円											
中 学 校	16,000円											
高 等 学 校	16,000円											
大 学	39,000円											

福祉事業の種類	実施事由	福祉事業の内容																																
8 就労保育援護金	遺族補償年金の受給権者が未就学児童である場合又は年金の受給権者と生計を一にする未就学児童がいる場合において、保育費用を援護する必要があるとき ○ 平均給与額が16,000円以下であること	(支給額) 月額 12,000円																																
9 傷病特別支給金	傷病補償年金を支給するとき (一時金) 〔趣旨〕 見舞金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>傷病等級</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>114万円</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>107万円</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	傷病等級	金額	第1級	114万円	第2級	107万円	第3級	100万円																								
傷病等級	金額																																	
第1級	114万円																																	
第2級	107万円																																	
第3級	100万円																																	
10 障害特別支給金	障害補償を行うとき (一時金) 〔既に傷病特別支給金を受けて いる場合には、傷病特別支給 金分が控除される 〔趣旨〕 見舞金〕	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等級</th> <th>金額</th> <th>障害等級</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>342万円</td> <td>第8級</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>320万円</td> <td>第9級</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>300万円</td> <td>第10級</td> <td>39万円</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>264万円</td> <td>第11級</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>225万円</td> <td>第12級</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td>192万円</td> <td>第13級</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td>159万円</td> <td>第14級</td> <td>8万円</td> </tr> </tbody> </table>	障害等級	金額	障害等級	金額	第1級	342万円	第8級	65万円	第2級	320万円	第9級	50万円	第3級	300万円	第10級	39万円	第4級	264万円	第11級	29万円	第5級	225万円	第12級	20万円	第6級	192万円	第13級	14万円	第7級	159万円	第14級	8万円
障害等級	金額	障害等級	金額																															
第1級	342万円	第8級	65万円																															
第2級	320万円	第9級	50万円																															
第3級	300万円	第10級	39万円																															
第4級	264万円	第11級	29万円																															
第5級	225万円	第12級	20万円																															
第6級	192万円	第13級	14万円																															
第7級	159万円	第14級	8万円																															
11 遺族特別支給金	遺族補償を行うとき (一時金) 〔趣旨〕弔慰・見舞金	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">遺族補償年金受給権者</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一時金受給権者</td> <td>配偶者、子、父母、孫、 祖父母又は兄弟姉妹</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>3親等以内の親族で18 歳未満もしくは55歳以 上の者又は一定の障害 の状態にある者</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の者</td> <td>120万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額	遺族補償年金受給権者		300万円	一時金受給権者	配偶者、子、父母、孫、 祖父母又は兄弟姉妹	300万円	3親等以内の親族で18 歳未満もしくは55歳以 上の者又は一定の障害 の状態にある者	210万円	その他の者		120万円																		
区分		金額																																
遺族補償年金受給権者		300万円																																
一時金受給権者	配偶者、子、父母、孫、 祖父母又は兄弟姉妹	300万円																																
	3親等以内の親族で18 歳未満もしくは55歳以 上の者又は一定の障害 の状態にある者	210万円																																
その他の者		120万円																																

福祉事業の種類	実 施 事 由	福 祉 事 業 の 内 容		
12 障害特別援護金	障害補償を行うとき (一時金) 〔趣旨〕生活の援護	区分	公務災害	通勤災害
		第1級	1,540万円	975万円
		第2級	1,500万円	940万円
		第3級	1,460万円	905万円
		第4級	875万円	550万円
		第5級	745万円	470万円
		第6級	615万円	390万円
		第7級	485万円	310万円
		第8級	320万円	195万円
		第9級	250万円	155万円
		第10級	195万円	120万円
		第11級	145万円	90万円
		第12級	105万円	65万円
		第13級	75万円	45万円
		第14級	45万円	30万円
13 遺族特別援護金	遺族補償を行うとき (一時金) 〔趣旨〕一時的出費の援護	区分 一時金受給権者	公務災害 1,860万円 1,860万円 1,302万円 744万円	通勤災害 1,130万円 1,130万円 790万円 450万円
14 傷病特別給付金	傷病補償年金を支給するとき 〔年金〕 〔趣旨〕期末手当等の特別給見合 い分	年金の額の $\frac{20}{100}$ の額 (年金) ただし、次の額が限度となる。		
		傷病等級	限 度 額	
		第 1 級	$150\text{万円} \times \frac{313}{365}$	
		第 2 級	$150\text{万円} \times \frac{277}{365}$	
		第 3 級	$150\text{万円} \times \frac{245}{365}$	

福祉事業の種類	実施事由	福祉事業の内容																
15 障害特別給付金	障害補償年金を支給するとき (年金) 〔趣旨〕期末手当等の特別給見合 い分	<p>年金の額の$\frac{20}{100}$の額(年金) ただし、次の額が限度となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等級</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>150万円×$\frac{313}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>150万円×$\frac{277}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>150万円×$\frac{245}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>150万円×$\frac{213}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>150万円×$\frac{184}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td>150万円×$\frac{156}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td>150万円×$\frac{131}{365}$</td> </tr> </tbody> </table>	障害等級	限度額	第1級	150万円× $\frac{313}{365}$	第2級	150万円× $\frac{277}{365}$	第3級	150万円× $\frac{245}{365}$	第4級	150万円× $\frac{213}{365}$	第5級	150万円× $\frac{184}{365}$	第6級	150万円× $\frac{156}{365}$	第7級	150万円× $\frac{131}{365}$
障害等級	限度額																	
第1級	150万円× $\frac{313}{365}$																	
第2級	150万円× $\frac{277}{365}$																	
第3級	150万円× $\frac{245}{365}$																	
第4級	150万円× $\frac{213}{365}$																	
第5級	150万円× $\frac{184}{365}$																	
第6級	150万円× $\frac{156}{365}$																	
第7級	150万円× $\frac{131}{365}$																	
	障害補償一時金を支給するとき (一時金) 〔趣旨〕期末手当等の特別給見合 い分	<p>一時金の額の$\frac{20}{100}$の額(一時金) ただし、次の額が限度となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等級</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8級</td> <td>150万円×$\frac{503}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第9級</td> <td>150万円×$\frac{391}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第10級</td> <td>150万円×$\frac{302}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第11級</td> <td>150万円×$\frac{223}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第12級</td> <td>150万円×$\frac{156}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第13級</td> <td>150万円×$\frac{101}{365}$</td> </tr> <tr> <td>第14級</td> <td>150万円×$\frac{56}{365}$</td> </tr> </tbody> </table>	障害等級	限度額	第8級	150万円× $\frac{503}{365}$	第9級	150万円× $\frac{391}{365}$	第10級	150万円× $\frac{302}{365}$	第11級	150万円× $\frac{223}{365}$	第12級	150万円× $\frac{156}{365}$	第13級	150万円× $\frac{101}{365}$	第14級	150万円× $\frac{56}{365}$
障害等級	限度額																	
第8級	150万円× $\frac{503}{365}$																	
第9級	150万円× $\frac{391}{365}$																	
第10級	150万円× $\frac{302}{365}$																	
第11級	150万円× $\frac{223}{365}$																	
第12級	150万円× $\frac{156}{365}$																	
第13級	150万円× $\frac{101}{365}$																	
第14級	150万円× $\frac{56}{365}$																	
16 遺族特別給付金	遺族補償年金を支給するとき (年金) 〔趣旨〕期末手当等見合い分	<p>年金の額の$\frac{20}{100}$の額(年金) ただし、次の額が限度となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遺族の数</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1)次の(2)以外の者</td> <td>150万円×$\frac{153}{365}$</td> </tr> <tr> <td>人 (2)55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻</td> <td>150万円×$\frac{175}{365}$</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>150万円×$\frac{201}{365}$</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>150万円×$\frac{223}{365}$</td> </tr> <tr> <td>4 人以上</td> <td>150万円×$\frac{245}{365}$</td> </tr> </tbody> </table>	遺族の数	限度額	1 (1)次の(2)以外の者	150万円× $\frac{153}{365}$	人 (2)55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻	150万円× $\frac{175}{365}$	2 人	150万円× $\frac{201}{365}$	3 人	150万円× $\frac{223}{365}$	4 人以上	150万円× $\frac{245}{365}$				
遺族の数	限度額																	
1 (1)次の(2)以外の者	150万円× $\frac{153}{365}$																	
人 (2)55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻	150万円× $\frac{175}{365}$																	
2 人	150万円× $\frac{201}{365}$																	
3 人	150万円× $\frac{223}{365}$																	
4 人以上	150万円× $\frac{245}{365}$																	

福祉事業の種類	実 施 事 由	福 祉 事 業 の 内 容																								
	遺族補償一時金を支給するとき (一時金) 〔趣旨〕 期末手当等見合い分	<p>一時金の額の $\frac{20}{100}$ の額 (年金) ただし、次の額が限度となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>限 度 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹</td><td>$150\text{万円} \times \frac{1,000}{365}$</td></tr> <tr> <td>3親等以内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の者又は一定の障害の状態にある者</td><td>$150\text{万円} \times \frac{700}{365}$</td></tr> <tr> <td>その他の者</td><td>$150\text{万円} \times \frac{400}{365}$</td></tr> </tbody> </table>	区 分	限 度 額	配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹	$150\text{万円} \times \frac{1,000}{365}$	3親等以内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の者又は一定の障害の状態にある者	$150\text{万円} \times \frac{700}{365}$	その他の者	$150\text{万円} \times \frac{400}{365}$																
区 分	限 度 額																									
配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹	$150\text{万円} \times \frac{1,000}{365}$																									
3親等以内の親族で18歳未満若しくは55歳以上の者又は一定の障害の状態にある者	$150\text{万円} \times \frac{700}{365}$																									
その他の者	$150\text{万円} \times \frac{400}{365}$																									
17 障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金を支給するとき (一時金)	<p>下表の支給額(限度額)から既に支給された障害補償年金に係る障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額 (一時金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等級</th><th>支 給 額</th><th>限 度 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td><td>$W \times 1,340 \times \frac{20}{100}$</td><td>$150\text{万円} \times \frac{1,340}{365}$</td></tr> <tr> <td>第2級</td><td>$W \times 1,190 \times \frac{20}{100}$</td><td>$150\text{万円} \times \frac{1,190}{365}$</td></tr> <tr> <td>第3級</td><td>$W \times 1,050 \times \frac{20}{100}$</td><td>$150\text{万円} \times \frac{1,050}{365}$</td></tr> <tr> <td>第4級</td><td>$W \times 920 \times \frac{20}{100}$</td><td>$150\text{万円} \times \frac{920}{365}$</td></tr> <tr> <td>第5級</td><td>$W \times 790 \times \frac{20}{100}$</td><td>$150\text{万円} \times \frac{790}{365}$</td></tr> <tr> <td>第6級</td><td>$W \times 670 \times \frac{20}{100}$</td><td>$150\text{万円} \times \frac{670}{365}$</td></tr> <tr> <td>第7級</td><td>$W \times 560 \times \frac{20}{100}$</td><td>$150\text{万円} \times \frac{560}{365}$</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) W : 平均給与額</p>	障害等級	支 給 額	限 度 額	第1級	$W \times 1,340 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{1,340}{365}$	第2級	$W \times 1,190 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{1,190}{365}$	第3級	$W \times 1,050 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{1,050}{365}$	第4級	$W \times 920 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{920}{365}$	第5級	$W \times 790 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{790}{365}$	第6級	$W \times 670 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{670}{365}$	第7級	$W \times 560 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{560}{365}$
障害等級	支 給 額	限 度 額																								
第1級	$W \times 1,340 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{1,340}{365}$																								
第2級	$W \times 1,190 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{1,190}{365}$																								
第3級	$W \times 1,050 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{1,050}{365}$																								
第4級	$W \times 920 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{920}{365}$																								
第5級	$W \times 790 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{790}{365}$																								
第6級	$W \times 670 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{670}{365}$																								
第7級	$W \times 560 \times \frac{20}{100}$	$150\text{万円} \times \frac{560}{365}$																								
18 長期家族介護者援護金	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者(せき権その他他の神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。)が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡し(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)介護を行った遺族が、一定の要件を満たすとき	左記実施事由の障害の状態に該当する年金受給権者が、当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合、その遺族が、当該年金受給権者の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた者で、生活に困窮していると認められるものについて、当該遺族に一時金として100万円を支給する。																								

福祉事業の種類		実 施 事 由	福 祉 事 業 の 内 容
公務 災害 防止 事業	19 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助	公務上の災害を防止するために必要な調査、研究、普及その他の活動を行う団体に対して、必要な情報の提供その他の援助を行う。	基金本部において実施する。
	20 公務上の災害を防止する対策の調査研究	公務上の災害に関する情報の収集、公務上の災害の発生状況、発生原因の調査及び分析並びに公務上の災害を防止する対策の調査研究及び策定を行う。	理事長の承認を得た公務災害防止モデル事業について、地方公共団体の協力を得て、主に支部において実施する。
	21 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進	地方公共団体に対して、「公務上の災害を防止する対策の調査研究」による調査研究の成果の普及を行うとともに、公務上の災害を防止する対策を推進する。	上記20の調査研究の成果を基に、基金本部及び支部において、地方公共団体に対し、公務災害防止対策を広報活動、研修会等により普及するとともに、必要な事項について、地方公共団体における職場環境の改善等の公務災害防止対策の推進を行う。
22 旅 行 費	職員が補装具の支給、修理若しくは再支給若しくはリハビリーションを受け、又は休養するために旅行するために支給する。	旅行費は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的までの最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、それぞれの基準により計算した範囲内において実費を支給する。	
23 未 支 給 の 福 祉 事 業	福祉事業の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき福祉事業でまだその者に支給していないとき	当該福祉事業を受けることができた者の死亡当時その者と生計を同じくしていた者に支給する。	

第7 平均給与額の算定

- 1 給与の種類
- 2 平均給与額の算定方法
- 3 年金たる補償以外の補償に係る平均給与額の最低保障額
- 4 給与改定に伴う平均給与額の再計算
- 5 平均給与額の端数処理
- 6 年金たる補償に係る平均給与額の特例
- 7 休業補償に係る平均給与額の特例

第7 平均給与額の算定

災害補償の支給額は、療養補償を除いてすべて平均給与額が基礎となり、これに一定の割合又は日数等を乗じて計算されるため、平均給与額は誤りなく計算されなければなりません。また平均給与額の算定は、実質的には被災職員の所属する部局等において計算されることから、事務担当者は細心の注意を払わなければなりません。

1 給与の種類

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類は、各地方公共団体の給与条例に基づいて支給される給料及び諸手当（期末手当及び勤勉手当は除く。）となっています。

2 平均給与額の算定方法

平均給与額の計算は、次のようにいくつもの方法がありますが、いずれか1つを計算すればよいというものではなく、いくつか組合わせて計算し、そのうち最も有利な計算方法で算定した額が平均給与額となります。

(1) 一般的な計算

① 原則計算（法第2条第4項本文）

負傷若しくは死亡の原因である事故発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下、「災害発生の日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去3か月間に支払われた給与の総額（実務上翌月に支給される時間外勤務手当、特殊勤務手当等は実績月に支払われたものとして取扱う。）を、その期間の総日数で除して得た額と寒冷地手当の額（災害発生の日以前における直近の支給日に支給された額）を365で除して得た額を加えた額となります。

② 最低保障計算（法第2条第4項ただし書）

過去3か月間に支払われた給与の全部又は一部が日給、時間給又は出来高給によって計算されている場合には、実際に勤務した日数によって受ける給与の額が左右されるので、公正を欠かないようにするために設けられている計算方法です。

③ 控除計算（法第2条第6項）

過去3か月間に勤務しなかった期間があるときは、給与が通常に比して減少しているか又は支払われていないため、原則計算による額が低くなるので、その日を除外して計算し、被災職員に不利にならないように配慮した特例的計算方法です。

(2) 特殊な場合の計算

① 採用日の属する月に災害を受けた場合等の計算（規則第3条第1項）

給与を受けない期間が過去3か月間の全日数にわたる場合、職員の責に帰すことのできない事由によって勤務することができなかった（しなかった）日が過去3か月間の全日数にわたる場合及び採用日の属する月に災害を受けた場合は、規則に掲げる期間に支払われた給与の

総額をその期間の総日数で除して算出する。

(2) 採用の日に災害を受けた場合の計算（規則第3条第2項）

災害発生の日における職員に決定されている基本的給与（給料、扶養手当、調整手当、特地勤務手当等）の月額を30で除して得た額。

(3) 比較計算（規則第3条第3項）

平均給与額の計算は、通常災害発生時点において行うため、数年間の長期療養後に治ゆし障害補償等を行う場合には、その間のベースアップ等による給与水準の変化を考慮すると、必ずしも妥当とはいえないため、公正を図る見地から、補償を行うべき事由の生じた日を採用の日とみなして、(2)の②により計算します。

なお、常勤的非常勤職員で給与が日額で定められているものについては、補償を行うべき事由の生じた日における給与の日額に25（4週6休制を採っている団体にあっては23）を乗じて得た額を30で除して得た額となります。

(4) 災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合の計算（規則第3条第4項）

災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合における平均給与額について、年金たる補償の額の自動改定の制度との均衡を考慮した計算です。

(5) その他の計算（規則第3条第6項）

(2)～(4)の方法によってもなお平均給与額を計算できない場合及び平均給与額が公正を欠くと認められる場合の平均給与額は、基金が総務大臣の承認を得て定めることとされています。

以上の算定方法の組み合わせを表示すると次のとおりとなります。

適用条項等	ケース	通常の場合	給一払与部が全額で部額いる場合は合	過等な去のい期間が間勤あるに務療で場養き合	過無給で3ある間場が合	過が務去3養月等の間のた全め勤合	採用に災害を受けた場合	採用受けた日に災害合	災害発生の翌々年度以降に属する場合
法 第 2 条 第 4 項 本 文 (原 則 計 算)	○	○	○			○			○
法 第 2 条 第 4 項 た だ し 書 (最 低 保 障 計 算)	○	○	○						○
法 第 2 条 第 6 項 (控 除 計 算)			○						○
規 则 第 3 条 第 1 項 (採 用 の 日 の 属 す る 月 に 災 害 を 受 け た 場 合 等 の 計 算)				○	○	○			○
規 则 第 3 条 第 2 項 (採 用 の 日 に 災 害 を 受 け た 場 合 の 計 算)								○	○
規 则 第 3 条 第 3 項 (比 較 計 算)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規 则 第 3 条 第 4 項 (翌々 年 度 以 降 に 術 償)									○

3 年金たる補償以外の補償に係る平均給与額の最低保障額（規則第3条第6項）

一時金等において前記「2」による平均給与額が最低保障額に満たない場合は、最低保障額が平均給与額になります。

4 給与改定に伴う平均給与額の再計算

平均給与額の算定の基礎となった給与が遡及して改定された場合には、平均給与額の再計算を行う必要があります。

5 平均給与額の端数処理（法第2条第8項、第10項）

平均給与額の算定において、計算された額に円未満の端数がある場合には、1円に切り上げた額が平均給与額となります。なお、計算途中においては端数処理を行いません。

6 年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金をいう。）に係る平均給与額の特例

(1) 年金の完全自動給与スライド制（法第2条第9項）

年金を受ける権利の発生した年度の翌々年度以降の年金額を計算する場合は、前記2により計算された平均給与額に総務大臣の定める率を乗じた額が平均給与額とされます。この総務大臣の定める率は、年金を受ける権利の発生した年度とその前年度の4月1日時点における国家公務員の給与水準のひらきを基準として定めることとされております。従って、年金を受けることとなった場合、翌々年度以降からの年金は、国家公務員の給与水準の変動に応じて自動的に改定されることとなります。

(2) 年齢階層による最高限度額及び最低限度額（法第2条第11項、第12項）

前記までの方法により算定した被災職員の平均給与額が、基準日における当該職員の満年齢の属する年齢階層ごとの最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、それぞれ当該最低限度額又は最高限度額が平均給与額となります。

7 休業補償に係る平均給与額の特例（法第2条第13項、第14項）

休業補償は、労働不能に対する補償であるため傷病補償年金との均衡を保つ意味から、平均給与額に最高・最低限度額が設けられます。各限度額は、労災に定める額との均衡を考慮して総務大臣が年齢階層毎に定めるもので、療養開始後1年6か月を経過した休業補償について適用されます。

平均給与額算定期書

2号紙

被害職員の氏名 及び生年月日	福島 健太 昭和 42 年 5 月 30 日生	補償の種類	障害補償
-------------------	----------------------------	-------	------

1 平均給与額算定期

災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与
(通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)

給与期間	OO年3月1日から OO年3月31日まで	OO年4月1日から OO年4月30日まで	OO年5月1日から OO年5月31日まで	計	備考
総日数	31 日	30 日	31 日	92 日	OO.3
勤務した日数	21 日	22 日	22 日	65 日	行政職 4-10
控除日数	3 日	日	日	3 日	OO.4~15.5 行政職 5-11
給料	294,500 円	326,500 円	326,500 円	947,500 円	
扶養手当	27,000 円	27,000 円	27,000 円	81,000 円	
調整手当	円	円	円	円	
住居手当	27,000 円	27,000 円	27,000 円	81,000 円	私傷病による 病気休暇
通勤手当	5,700 円	5,700 円	5,700 円	17,100 円	3/3~3/5の3日間
時間外勤務手当	41,076 円	37,950 円	20,240 円	99,266 円	
宿日直手当	円	円	円	円	
日額特勤手当	26,000 円	33,000 円	33,000 円	92,000 円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
計	421,276 円	457,150 円	439,440 円	1,317,866 円	OO.8.25 治中

(A) 法第2条第4項本文による金額

(給与総額) (総日数)

$$1,317,866 \text{ 円} \div 92 = 14,324 \text{ 円 } 63 \text{ 銭 (イ)}$$

$$(イ) + (ロ) = 14,560 \text{ 円 } 69 \text{ 銭}$$

寒冷地手当

[災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の]
寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額

$$17,233 \text{ 円} \times 5 \div 365 = 236 \text{ 円 } 06 \text{ 銭 (ロ)}$$

(B) 法第2条第4項ただし書による金額

[日、時間又は出来高払制によ
って定められた給与の総額] (勤務した日数)

$$99,266 \text{ 円} \div 65 \times \frac{60}{100} = 916 \text{ 円 } 30 \text{ 銭 (ハ)}$$

(その他の給与の総額) (総日数)

$$1,218,600 \text{ 円} \div 92 = 13,245 \text{ 円 } 65 \text{ 銭 (ニ)}$$

$$(ロ) + (ハ) + (ニ) = 14,398 \text{ 円 } 01 \text{ 銭}$$

(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)

(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)

$$\left[\frac{17,233 \times 5}{365} + 380,200 \div 31 \right] \times 3 - 0 = 37,501 \text{ 円 } 75 \text{ 銭 (ホ)}$$

(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)

0 円 銭 (ヘ)

$$(ホ) + (ヘ) = 37,501 \text{ 円 } 75 \text{ 銭 (ト)}$$

(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)

$$\left[\frac{17,233 \times 5}{365} \times 92 \right] + 1,317,866 - 37,501 \text{ 円 } 75 \text{ 銭} \\ (総日数) (控除日数) = 14,630 \text{ 円 } 14 \text{ 銭}$$

92 日 - 3 日

(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算)

[日、時間又は出来高払制によって定められた給
与の総額(控除日に支払われたものを除く)]

$$99,266 \text{ 円} \div 65 \times \frac{60}{100} = 916 \text{ 円 } 30 \text{ 銭 (チ)}$$

(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)

$$\left[\frac{17,233 \times 5}{365} \times 92 \right] + 1,218,600 - 37,501 \text{ 円 } 75 \text{ 銭} \\ (総日数) (控除日数) = 13,514 \text{ 円 } 79 \text{ 銭 (リ)}$$

92 日 - 3 日

$$(チ) + (リ) = 14,431 \text{ 円 } 09 \text{ 銭}$$

〔注意事項〕別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)				
円 ÷		円 錢		
①災害発生の日(平成〇〇年 6月 10日)における基本的給与の月額		②補償事由発生日(平成〇〇年 8月 25日)における基本的給与の月額		
行政 職給料表 5 級 11 号給 給 与 326,500 円 扶 養 手 当 27,000 円 調 整 手 当 円 特地勤務手当又はべき地勤務手当 円 計 353,500 円		行政 職給料表 5 級 12 号給 給 与 334,200 円 扶 養 手 当 27,000 円 調 整 手 当 円 特地勤務手当又はべき地勤務手当 円 計 361,200 円		
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)				
円 ÷ 30 = 円 錢				
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)				
361,200 円 ÷ 30 = 12,040 円 00 錢				
(G) 規則第3条第4項による金額				
災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)				
円 ÷ 30 = 円 錢 (ヌ)				
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い額 円 錢 (ル)				
(ル) (総務大臣が定める率) 円 錢 × = 円 錢				
規則第3条第5項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)			
	円 ÷ 30 = 円 錢			
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額			
	災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)			
	円 ÷ 30 = 円 錢 (ヲ)			
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(D)(E)のうち最も高い金額 円 錢 (ワ)			
	(ワ) (総務大臣が定める率) 円 錢 × = 円 錢			
(J) (H)(I)以外の金額 円 錢				
(K) 規則第3条第6項による金額 4,090 円				
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳				
最高限度額 円		最低限度額 円		
		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 □有 □無		
2 平均給与額 14,631		円 (C)による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。				
平成〇〇年 10月 / 日				
所属部局の { 在地 ○○○○○○○○○○ 名称 ○○○○○○○○○○ 長の職・氏名 ○○○○○印				

給与等支払明細総括表

氏名 福島健太

1. 被災前3ヶ月の給与等支給額

(単位:円)

年月	種別	給	料	扶養手当	調整手当	住居手当	通勤手当	時間外手当		宿日直手当	特殊勤務手当		合計
								時間	単価	支給金額			
平成00年3月	294,500	27,000				27,000	5,700	18	2,282	41,076	26,000		421,276
平成00年4月	322,200	27,000				27,000	5,700	15	2,497	37,455	28,000		447,355
平成00年5月	322,200	27,000				27,000	5,700	8	2,497	19,976	28,000		429,876
計	938,900	81,000				81,000	17,100			98,507	82,000		1,298,507

2. 給与改定に伴う差額支給額

年月	種別	給	料	扶養手当	調整手当	住居手当	通勤手当	時間外手当		宿日直手当	特殊勤務手当		合計
								時間	単価	支給金額			
平成00年3月													
平成00年4月	4,300												4,795
平成00年5月	4,300												4,564
計	8,600												9,359

3. 合計支給額

年月	種別	給	料	扶養手当	調整手当	住居手当	通勤手当	時間外手当		宿日直手当	特殊勤務手当		合計
								時間	単価	支給金額			
平成00年3月	294,500	27,000				27,000	5,700	18	2,282	41,076	26,000		421,276
平成00年4月	326,500	27,000				27,000	5,700	15	2,530	37,950	28,000		452,150
平成00年5月	326,500	27,000				27,000	5,700	8	2,530	20,240	28,000		434,440
計	947,500	81,000				81,000	17,100			99,266	82,000		1,307,866

4. 寒冷地手当

平成00年8月支給	85,434	差額支給額	73 /	合計支給額	86,165
-----------	--------	-------	------	-------	--------

○平均給与額算定書記入要領

1 紙面記入欄の記入について

(1) 「給与期間」の欄は、原則として、過去3月間（規則第3条第1項の場合はそれぞれ相当する期間）について各暦月ごとに記入する。

(2) 「勤務した日数」の欄は、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入する。

(注) 「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、現実に勤務はしなかったが、給与支給の対象となる日（例えば有給の休暇、職務専念義務免除、国民の休日等）が含まれる。逆に「勤務した日数」に含まれないものは給与の支給の対象とならない日を指し、土曜、日曜等の週休日及びその振替日、欠勤等により給与が支給されない日等をいう。

(3) 「控除日数」の欄は、1日の全部又は一部について法第2条第6項各号並びに平均給与額特例通知の記の第3及び第4に定める事由により勤務しなかった日（以下「控除日」という。）についてその日数を記入する。

(4) 「給与」の欄は、職員に支払われた給与のうち、平均給与額の算定の基礎となる給与の額を各月ごとに記入する。なお時間外勤務手当のように、勤務した翌月に支払われる給与については、勤務した月に直して記入する。

この欄には、法第2条第5項及び規則第2条に規定されている平均給与額の算定の基礎となる給与（寒冷地手当を除く。）のうち代表的なものを掲げてあるが、給与の種類は各地方公共団体又は職種によって多様であり、ここにすべての給与の種類を掲げることは困難であることから余白欄を設けているので、不動文字で表示されていない種類の給与については、この余白欄にその給与の種類を記入する。

(5) 「備考」の欄は、昇給等の状況、治ゆ年月日のほか「給与期間」の中に、例えば控除日がある場合には、その理由とその期間とを記入し、この3月間に採用された場合、規則第3条第1項各号に掲げる場合、規則第3条第2項の場合等のように、この3月間の給与支払い状況の欄が一部又は全部空白となる場合には、その理由、採用の日等平均給与額の算定の基礎となる日を明示する。

2 平均給与額算定の計算欄の記入について

(1) この欄は、補償の請求に係る平均給与額の計算が法第2条及び規則第3条のどの条項を用いて行われる場合でも、本欄の(A)から(L)までのどれかの欄を用いて計算できるように構成されている。

(2) (A)欄は、法第2条第4項本文の規定による原則計算を行う欄であり、(イ)欄及び(ロ)欄の二つに区分されている。このうち、(ロ)欄は、寒冷地手当が支給されている場合に、その計算方法が特殊なため、これに備えて設けられたものである。

すなわち寒冷地手当は、災害発生の日において、その支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日以前における最も近い支給日において、その支給を受けた場合に限り平均給与額の中に含め

ることとされているので（規則第2条第2項）、この場合には、(ロ)欄を用いて、災害発生の日の属する月の前月の末日以前における最も近い寒冷地手当の支給日に支給を受けた寒冷地手当の額に5を乗じて得た額を365で除して得た額を算定し、これを(イ)欄で寒冷地手当を除いて計算して得られた額に加えた額が平均給与額となる。

(3) (B)欄は、法第2条第4項ただし書の規定による最低保障計算を行う欄である。

すなわち、給与の全部又は一部が、日、時間又は出来高払制によって定められている場合に用いることとなるが、一般的に、算定の基礎となる給与に時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当等が含まれている場合等に用いられることになる。

(4) (C)欄及び(C')欄は、控除計算を行う欄であるが、算定の基礎となる給与に寒冷地手当が含まれる場合にのみ、(A)欄に記入した寒冷地手当の額((ロ)の金額ではないことに注意すること。)を用いて計算することとなるので、それ以外の場合の計算に当たっては十分留意する必要がある。

(5) (D)欄は、採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算を行う欄であるが、欄中に明示された算式はその代表的なものである（規則第3条第1項による計算は(B)欄、(C)欄及び(C')欄の計算方法が準用される。）ので、必要な場合は、別途計算過程を明らかにすべきものである。

(6) ①欄は、災害発生の日における基本的給与の月額を記入する欄である。

すなわち、災害発生の日における給料、扶養手当、調整手当及び特地勤務手当又はへき地勤務手当の月額を記入する。なお、調整手当については、給料及び扶養手当の月額に対するもの記入し、管理職手当の月額に対するものは含まれないので留意する必要がある。

(7) ②欄は、補償事由発生日における基本的給与の月額を記入する欄であり、記入については、①欄と同様である。

(8) (E)欄は、採用の日に災害を受けた場合の計算を行う欄である。「(基本的給与の月額①)」には、①欄に記入した金額を転記して計算する。

(9) (F)欄は、補償事由発生日を採用の日とみなして計算を行う欄である。「(基本的給与の月額②)」には、②欄に記入した金額を転記して計算する。

(10) (G)欄は、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。

「(基本的給与の月額①)」には、①欄に記入した金額を転記して計算することとなるが、災害発生の日が昭和60年4月1日前であるときは、同日における基本的給与の月額を記入する。

「(総務大臣が定める率)」には、災害発生の日の属する期間の区分に応じる規則第3条第4項の規定により総務大臣が定めた率を記入する。

(11) (H)欄は、被災職員が離職した後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。「(基本的給与の月額②)」には、②欄に記入した金額を転記して計算することとなるが、②欄の記入に当たっては、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとし、離職後においては昇給を行わず、かつ、扶養親族の異動はなかったものとしたときに補償事由発生日において

て受けることとなる給与の月額を記入する。

- (12) (I)欄は、離職者について災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。「(基本的給与の月額①)」及び「(総務大臣が定める率)」については、(G)欄と同様である。
- (13) (J)欄は、(H)欄及び(I)欄の金額以外の規則第3条第5項による金額を記入する（この(J)欄は、平均給与額特例通知の記に掲げられた計算方法による場合以外の極めて特殊な場合に使用する。）。
- (14) (K)欄は、いわゆる年金たる補償以外の補償を請求する場合に、平均給与額の最低保障額を記入する。
- (15) (L)欄は、年金たる補償又は休業補償（療養の開始後1年6月を経過した後に補償を行うべき事由が生じたものに限る。（16において同じ。）を請求する場合に、法第2条第11項又は第13項に規定する基準日における年齢等平均給与額の決定に必要な事項を記入する。
- (16) 「2 平均給与額」の欄は、(A)欄から(K)欄までの金額のうち最も高い金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げた金額）を記入する。ただし、年金たる補償又は休業補償を請求する場合にあっては、当該金額が最低限度額に満たないときは当該最低限度額、当該金額が最高限度額を超えるときは当該最高限度額（年金たる補償に係る平均給与額について、現給保障が行われる場合を除く。）を記入する。
- (17) 給与が日額で定められている常勤的非常勤職員に係る①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に25（地方自治法第4条の2の規定により、土曜日を休日としている地方公共団体にあっては21、第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体にあっては23）を乗じて得た額を記入する。

※ 最低補償額及び適用年月日、スライド率及び期間、最低最高限度額及び期間については、必要に応じて担当者が支部又は「官報」で確認し、記載して下さい。

第8 第三者加害事案

1 第三者加害事案とは

2 基本的事項

3 留意事項

4 求償権の範囲

5 免責の範囲

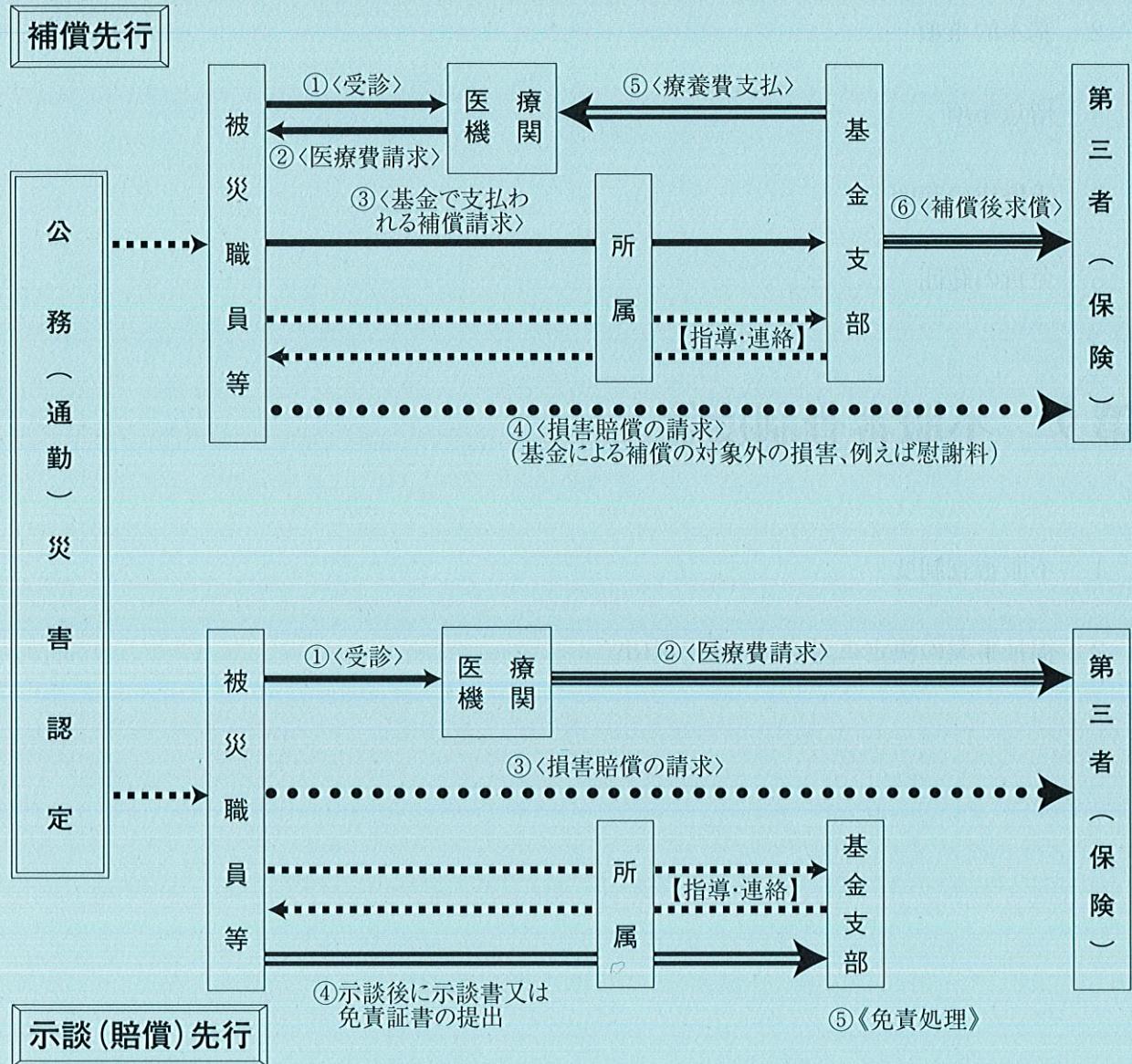
第9 不服審査制度等

1 不服審査制度

2 福祉事業の決定に対する不服の申出

第三者加害行為事案

補償先行と示談（賠償）先行の手続きの違い



第8 第三者加害事案

1 第三者加害事案とは

職員が水道メーターの検針中に飼犬にかまれた場合（公務災害）や、通勤中に交通事故に遭った場合（通勤災害）のように、第三者の行為が介在したり、第三者の管理するものなどが原因で発生した災害のことを第三者加害事案といい、通常の災害とは異なった取扱いをしています。

ここでいう「第三者」とは、直接の加害者（民法第709条）のみならず、次のような者もこれに該当します。

- 直接の加害者が責任無能力者であった場合、その監督義務者（民法714条、精神保健法20条など）
- 直接の加害者が業務遂行中であった場合、その使用者（民法715条）
- 土地の工作物又は竹木の占有者及び所有者（民法717条）
- 動物の占有者（民法718条）
- 自動車の運行供用者（自賠法3条）
- 同乗者が負傷した場合、その自動車の運転者（民法709条、自賠法3条）

「第三者」——災害発生の原因となった事故について、被災職員又はその遺族に対し民法その他の法律による損害賠償の責を負う者のうち、被災職員の所属する地方公共団体及び基金以外のものが該当します。

2 基本的事項

公務上又は通勤途上において第三者の行為によって災害を受けた場合、一つの災害に対して地公災法上の災害補償請求権と民法その他の法律上の損害賠償請求権とを同時に取得することになります。

このように同時に複数の請求権が競合し、それぞれの請求権の内容が一致する部分もあるところから、同時に損害の補てんがなされると、同一事由について重複して損害の補てんが行われることになり実際の損害額以上に補てんされるという不合理が生じてしまいます。

そこで、このような不合理をさけるため基金では、第三者加害行為による公務（通勤）災害に対する補償に関しては、法第59条により民法その他の法律上の損害賠償との間の調整を行うこととしています。

その内容は、次のとおりです。

(1) 補 償 先 行

基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得します。

（法59条1項）

これは、当該加害者等の特例な事情により、被災職員が損害賠償を受けることが困難な場合、被災職員の申出に基づき、基金が加害者に先立って支払うことをいいます。

なお、補償先行を行うことにより、当該加害者が損害賠償責任を免れるということはありません。

(2) 示談（賠償）先行

基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合、補償を受けるべき者が第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、その価額の限度において補償の義務を免れます。(法59条2項)

これは、第三者加害事案において、基金が補償する前に被災職員が加害者等から損害賠償を受けるものです。

「補償を行ったとき」——法の規定に基づいて、現実に補償を行ったときをいいます。

「補償を受けるべき者」——各種の補償の受給権者をいいます。

「同一の事由」——一般的に損害は、身体的損害、物的損害及び精神的損害に大別されますが、このうち基金の補償と「同一の事由」となるのは、身体的損害に限られます。

◎ 基金の補償と損害賠償（線で結んだものが同一の事由）

基金の補償の種類	民法等の損害賠償の種類
療養補償	治療費（含交通費等）
休業補償	休業損害
傷病補償年金	
障害補償	逸失利益
遺族補償	
葬祭補償	葬祭費
	慰謝料
	損

「損害賠償を受けたとき」——現実に損害賠償を受けたときのほか、損害賠償に関し、加害者との間に適法に示談が成立したときをも含みます。

3 留意事項

(1) 災害の発生原因調査及び念書の提出

示談締結時のトラブルの未然防止、損害賠償との円滑な調整を図るため、災害発生の状況（原因）と事故当事者間の過失の有無及びその程度等を詳細に把握する必要があります。

また、基金から、認定通知後に被災職員等が第三者と示談を行う場合は、事前に基金支部に「念書」(73ページ参照) の提出をお願いします。

(2) 補償先行と示談（賠償）先行

補償の方針について、補償先行とするか、示談（賠償）先行とするかの補償方針は、被災職員の意思によって選択していただくこととなります。

なお、加害者との関係性や、過失割合等によりいずれの補償方針を選択すべきか決めかねる場合には、基金支部に御相談ください。

(3) 示談の締結

示談とは、民事上の紛争を裁判外において当事者間で解決することで、言いかえれば、損害賠償の金額や支払方法について当事者双方が話し合いによって解決することです。

示談を締結すると、錯誤、詐欺又は強迫の場合を除いてやり直しがきかないでの、後のトラブルを防止するため、細心の注意と慎重さをもって、安定した(適法な)示談を結ぶ必要があります。

なお、基金の補償との調整を円滑に進めるために、示談の中で損害賠償額の内訳を明らかにする必要があります。

また、示談そのものについては、本来は事故の当事者間の自由意思に委ねられるべきですが、求償・免責の関係で基金にも大きな関係があるものもあり、基金と受給権者等との間にトラブルを生じる恐れもあります。このため、基金は当該示談等の詳細を把握しておく必要がありますので、あらかじめ受給権者は念書を基金に提出し、示談書の案文の写を必ず基金に提出し、基金の承認を受けた後に、正式示談を締結するようしてください。

4 求償権の範囲

前述のとおり、基金が第三者の損害賠償に先立って補償を行ったときは、基金が第三者に対して求償権を取得するわけですが、その範囲は、補償の種類ごとに

- (1) 補償の事由と同一の事由による損害で、
- (2) 被災職員又はその遺族が第三者に対して、請求し得る損害額の範囲内で、
- (3) 基金が支払った補償の額。ただし、3年求償事案については災害発生日から起算して3年を経過する日までの間に基金が支払った補償の額（3年求償事案とは、平成24年3月31日までに災害発生し、補償先行とした事案及び平成24年4月1日以降に災害発生し、かつ継続的求償事案※とならない事案をいう。）

となっていきます。

※ 「継続的求償事案」とは、第三者等が損害保険会社と結んだ損害賠償契約により、基金が当該保険会社等に対して損害額を求償する場合等をいいます。

被災職員等が第三者に対して「請求し得る損害額（以下「X」という。）」の範囲については、必ずしも明確に把握することができないため、実務の便宜上、次の計算方法によって取り扱うことと

しています。

① 原則的計算方法

ア 療養補償

「1 療養補償 (30ページ～35ページ参照)」による。

イ 休業補償

$X = W \times T$ Wは平均給与額。以下同じ。

Tは休業期間

ウ 傷病補償年金

$X = W \times T - P$ Tは支給期間

Pはその間に支払われた給与

エ 障害補償

$X = W \times 365 \times p \times k$ pは障害等級に応じた労働能力喪失率

kは就労可能年数に応じた係数

オ 遺族補償

○ 受給権者が相続人の場合

$X = (W \times 365 - S_1 \times 12) \times k \times K$

S_1 は被災職員の生活費の月額

Kは受給権者の相続分

○ 受給権者が被相続人の場合

$X = (S_2 \times 12 - I) \times k$

S_2 は受給権者の生活費の月額 (S_1 と同じ)

Iは受給権者の年間収入の額

kは被災職員の就労可能年数又は受給権者の平均余命年数に応じた係数

カ 葬祭補償

葬祭に要した現実の費用

② 被災職員にも過失がある場合の計算方法

原則的計算方法は、被災職員に全く過失がない場合の基準ですが、被災職員にも過失がある場合には、当然過失相殺が行われます。

ア 被災職員についてのみ損害が生じている場合

(①のア～カのX) × 第三者の過失割合

イ 双方に損害が生じている場合

[(①のア～カのX) × 第三者の過失割合] - (第三者の損害額 × 被災職員の過失割合)

5 免責の範囲

基金の補償に先立って、受給権者が第三者から損害賠償を受けたときは、基金は、その価額を限度として補償の義務を免れるわけですが、この範囲は、補償の種類ごとに

- (1) 受給権者が第三者から受けた損害賠償の額のうち、
 - (2) 補償の事由と同一の事由による損害に係る損害賠償の額を限度として、
 - (3) 基金が支給すべき補償の額を限度
- とされています。

念　書（兼同意書）

災害発生年月日	平成〇年〇月〇日	災害発生場所	〇〇市〇〇町〇〇地内交差点
被災職員氏名	福島〇〇	相手方氏名	〇〇〇〇

- 1 上記災害に関して、基金への補償請求に当たり以下の事項を遵守することを誓約します。
 - (1) 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
 - (2) 相手方に白紙委任状を渡しません。
 - (3) 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額(評価額)を漏れなく、かつ、遅滞なく貴職に連絡します。
- 2 上記災害に関して、私が地方公務員災害補償法による補償を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等(相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社(共済)等をいう。以下同じ。)に対する被害者請求権を、同法第59条の規定によって基金が補償の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。
- 3 私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱保険会社から保険金を受けようとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ます。
- 4 上記災害に関して、私の個人情報及びこの念書(兼同意書)の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - (1) 貴職が、私の基金への請求、補償決定及び補償(その見込みを含む。)の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険等取扱保険会社(共済)に対して提供すること。
 - (2) 貴職が、私への基金の補償及び上記2の業務に関して必要な事項(保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳(その見込みを含む。)等)について、保険会社等から提供を受けること。
 - (3) 貴職が、私への基金の補償及び上記2の業務に関して必要な事項(補償額の算出基礎となる資料等)について、保険会社等に対して提供すること。
 - (4) この念書(兼同意書)をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。
 - (5) この念書(兼同意書)を保険会社等へ提示すること。

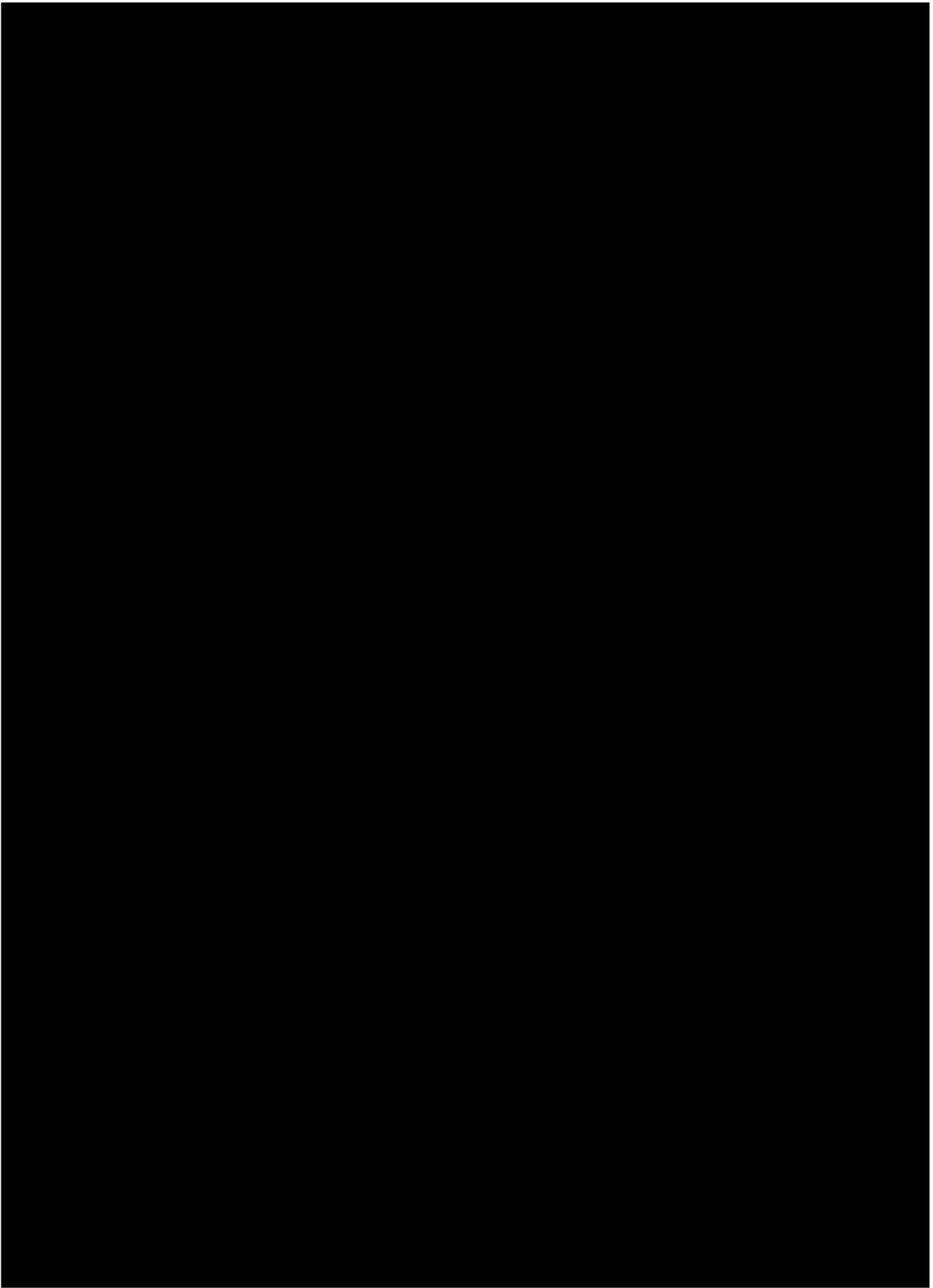
平成〇年〇月〇日

地方公務員災害補償基金

福島県支部長 殿

住 所 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇
氏 名 福島〇〇





確 約 書

平成〇〇年〇月〇日

地方公務員災害補償基金福島県支部長様

第三者が記入します

(確約者)住所 ○○市○○町○○○-○

氏名 ○○○○

印

(当事者(乙)との関係… 本人)

私は、下記事故により甲(及び甲の遺族)に生じた損害につき賠償の義務あることを認め、当該事故により貴基金が地方公務員災害補償法に基づき甲(あるいは甲の遺族)に対して補償を行った場合には、同法第59条に基づき貴基金の取得した損害賠償請求権の価額の限度において、貴基金からの請求により支払うことを確約します。

記

当事者	甲	住 所	○○市○○町○○○-○	被災職員の住所と氏名
		氏 名	福島 ○○	
	乙	住 所	○○市○○町○○○-○	第三者の住所と氏名
		氏 名	○○○○	
事故発生日時		平成〇〇年〇月〇日 午後5時50分頃		
事故発生場所		○○市○○町○○地内交差点		
事故発生の状況		○○町○○交差点近くで脇見運転をしたため、前方に停車中の甲車両に追突した。なお、前方の信号機は赤信号であった。		

示 談 書 (例－補償先行の場合)

被 告 者 (甲)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
加 告 者 (乙)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
連帶責任者 (丙)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 1 事故の日時 平成××年××月××日 午後×時××分
- 2 事故の場所 ××市××町××番地先路上
- 3 車両番号 (乙) ××-××××
- 4 事故の概要 上記日時場所において、乙が上記車両を運転中自転車で走行中の甲をはね、甲が下腿部を骨折した。

示 談 条 件

- (1) 本件交通事故による一切の損害賠償の金額は、金〇〇〇〇〇円であることを認め、乙及び丙は連帶して、甲及び地方公務員災害補償基金に対し、次のア、イにより支払うものとする。

※ ア 治療費である金〇〇〇〇〇円については、地方公務員災害補償基金福島県支部長に対し、平成××年××月××日までに支払うものとする。

イ 慰謝料等である金〇〇〇〇〇円のうち、既払額金〇〇〇〇〇円を除く〇〇〇〇〇円について、甲に対し平成××年××月××日までに支払うものとする。

- (2) (1)の損害賠償の内訳は次のとおりとする。

治 療 費	金〇〇〇〇〇円
慰 謝 料	金〇〇〇〇〇円
自転車購入費	金〇〇〇〇〇円

- (3) (1)にかかわらず、甲に後遺症が出た場合は、医師の診断に基づき、乙及び丙は甲に対し別途賠償する。

- (4) 上記のほか甲は、乙及び丙に対し、本件交通事故に関し何らの請求をしないものとする。

平成××年××月××日

(甲) 被 告 者 住所	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 印
(乙) 加 告 者 住所	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 印
(丙) 連帶責任者 住所	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 印

(注) この示談書は一例であるので、保険会社の「免責証書」その他の様式を用いても差し支えない。ただし、基金が補償先行しているので、必ず※印の枠で囲まれた内容を入れること。

示 談 書 (例—示談(賠償)先行の場合)

被 告 者 (甲)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
加 告 者 (乙)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
連帶責任者 (丙)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 1 事故の日時 平成××年××月××日 午後×時××分
- 2 事故の場所 ××市××町××番地先路上
- 3 車両番号 (乙) ××-××××
- 4 事故の概要 上記日時場所において、乙が上記車両を運転中自転車で走行中の甲をはね、甲が下腿部を骨折した。

示 談 条 件

- (1) 本件交通事故による一切の損害賠償の金額は、金〇〇〇〇〇〇円であることを認め、既払額金〇〇〇〇〇円を除く金〇〇〇〇〇円について、乙及び丙は連帯して、甲に対し平成××年××月××日までに支払うものとする。
- (2) 甲が受けける損害賠償の内訳は次のとおりとする。

治 療 費	金〇〇〇〇〇円
慰 謝 料	金〇〇〇〇〇円
自転車購入費	金〇〇〇〇〇円
- (3) (1)にかかわらず、甲に後遺症が出た場合は、医師の診断に基づき、乙及び丙は甲に対し別途賠償する。
- (4) 上記のほか甲は、乙及び丙に対し、本件交通事故に関し何らの請求をしないものとする。

平成××年××月××日

(甲) 被 告 者 住所	〇〇〇〇〇〇〇
氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
(乙) 加 告 者 住所	〇〇〇〇〇〇〇
氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
(丙) 連帶責任者 住所	〇〇〇〇〇〇〇
氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>

(注) この示談書は一例である。

自賠責保険（共済）への請求

1 請求手続の手引

(1) 自賠責保険（共済）のしくみ

自賠責保険（共済）とは、通常強制保険（共済）と呼ばれ、強制保険に加入しなければ、自動車を運行してはならないことになっています。

自賠責保険（共済）の請求権には、加害者請求権（自賠15条）と被害者請求権（自賠16条）とがあります。

① 加害者請求権

加害者請求権とは、被保険者の保険金請求権であって、被害者に支払うことが請求権行使の要件です。保険金には、一事故の制限がなく、一事故で2人以上死傷しても、被害者ごとに保険金限度額までの支払いがそれぞれなされます。

明文の規定はないものの、内払い請求が認められています。

保険会社の免責事由は、保険契約者又は被保険者の悪意の場合に限られます。したがって保険契約者又は被保険者の悪意による事故については、加害者請求権は認められません。この場合の悪意とは「故意」と同じ意味であり未必の故意も含まれます。

② 被害者請求権

被害者請求権とは、被害者の保険会社に対する損害賠償額請求権であって、被害者の直接請求権といわれます。被害者保護の見地から、加害者請求権を補充するために認められたもので、加害者請求権と被害者請求権とが競合する場合には、加害者請求権が優先します。そのため、被害者請求のときには、保険会社は、あらかじめ被保険者（加害者）の意見を求めることがあります（自賠施行令4条）。

任意保険はもちろん、自家用自動車保険（PAP）及び自動車共済でも、被害者の直接請求権を認めています。加害者の保険金請求権と競合するときには、被害者請求権を優先させています。

保険契約者又は被保険者の悪意の場合には保険免責事由で加害者請求権は認められませんが、被害者請求権は認められます。

なお、第三者（例えば病院）に委任して請求することもできます。

(2) 仮渡金請求

被害者には、当座の出費にあてるため、仮渡金請求が認められています。

仮渡金請求権は、自賠法3条但書の免責事由の判断をせずに請求してから約1週間ぐらいで支払われます。仮渡金額は、死亡した者1人につき290万円、傷害を受けた者1人につき傷害の程度

に応じて40万円、20万円、5万円と定められています（自賠施行令5条）。加害者請求の場合と同様に内払制度も認められています。

(3) 共同不法行為の場合

加害車が2台以上あり、共同不法行為が成立する場合には、被害者は、全加害車の自賠責保険を使用できます。したがって、例えば、加害車が2台の場合には、被害者は2台の自賠責保険の両方に対して同時に直接請求することができます。もっとも、その損害額が保険金額の2倍の限度額に達しない場合は、その損害額の限度でしか支払われません。

(4) 時 効

被害者からの自賠責保険（共済）に対する請求権は、直接請求権（損害賠償額支払請求権）仮渡金の支払請求権とも2年で時効にかかります（自賠19条）。この時効の起算点は、損害及び加害者を知ったときから（民724条）2年です。したがって、後遺障害に対する損害賠償請求権は症状固定の日から2年と考えられています。

これに対して加害者請求権は、保険金を請求しうるとき、すなわち、被害者に対して支払いをなしたときから2年で時効にかかります（自賠23条、商663条）。

第9 不服審査制度等

1 不服審査制度

(1) 審査請求

基金が行った補償に関する決定について不服がある場合には、簡便な手続による権利利益の救済を図るために公的第三者機関に対して不服申立て（基金支部審査会に対する審査請求、基金本部審査会に対する再審査請求）をすることができます。

「補償に関する決定」とは、行政不服審査法における行政処分の性質を有するもの、例えば公務外の認定、通勤災害非該当の認定、療養補償の全部又は一部の不支給決定、障害等級の決定、遺族補償の受給権者の決定などが該当するものです。したがって、行政処分でない福祉事業に関する決定や単なる通知行為と考えられる治ゆ認定については、審査請求の対象とはなりません。

審査請求は、支部長の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、再審査請求は、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、それを行わなければならぬものとされています。

審査請求を郵送で行ったときは、郵送に要した日数は期間に算入されません。すなわち、発信主義が採用されています。

(2) 訴訟

審査請求又は再審査請求に係る裁決になお不服があるときは、行政事件訴訟法に基づき、裁決があつたことを知った日から6か月以内に処分をした支部長を被告として、支部長の所在地を管轄する地方裁判所または基金本部がある東京地方裁判所に「処分の取消しの訴え」を提起することができますが、この処分の取消しの訴えは、審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た上でなければ提起することができないものとされています。（このことを「審査請求前置主義」といいます。）

ただし、この場合においても、審査請求又は再審査請求された日の翌日から起算して3か月を経過しても審査会の裁決がない場合においては、審査会の裁決を経ないで訴訟を提起することができるとしてされています。

なお、行政事件訴訟法では、行政処分の違法は、処分の取消しの訴えによってのみ主張することができる（原処分主義）こととされており、原処分を正当として審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えにおいては、原処分の違法を理由として取消しを求めることができず、裁決の手続上の違法その他裁決固有の違法のみしか主張できないこととされています。

2 福祉事業の決定に対する不服の申出

福祉事業に関する決定については、不服申立ての対象となりませんが、その決定を行った基金支部長に対して、不服の申出ができます。

不服の申出は、申出をする者の氏名及び住所並びに申出の趣旨、理由及び年月日等を記載し、押印した書面を提出して行います。

申出に対する審査は、書面により行い、申出者の申出があったときは、基金支部長は、申出者に口頭で意見を述べる機会を与えます。

基金支部長は、審査の結果、申出に理由がないと認めるときは、その旨理由を書面で申出者に通知するものとし、申出に理由があると認めるときは、その申出に関し適切な措置をとります。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行について

平成26年6月13日行政不服審査法（平成26年法律第68号）が公布され、公布日から2年を超えない日までに施行されることとなりました。今後、施行された場合には主に下記の点が変更となります。

1 審査請求期間（1(1)関係）

支部長の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内→3ヶ月以内

2 再審査請求期間（1(1)関係）

支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内→1ヶ月以内

3 訴訟提起時の審査請求前置

改正後は、支部審査会の裁決を経れば訴訟提起が可能となります（再審査請求と訴訟の選択制）。

第10 認定請求の手続

- 1 認定請求書の提出
- 2 認定請求書の作成者
- 3 認定請求書の記載方法
- 4 記入上の留意点
- 5 認定請求の時期
- 6 現認書及び現場見取図の記載方法
- 7 事実証明書及び現場見取図の記載方法
- 8 その他の提出書類
- 9 傷病名の追加、併発の場合
- 10 第三者加害報告書（交通事故）の記載方法
- 11 第三者加害報告書（交通事故以外の事故）の記載方法

第11 補償等の請求（申請）手続

- 1 療養補償の請求手続
- 2 休業補償等の請求（申請）手続
- 3 障害補償等の請求（申請）手続
- 4 介護補償の請求手続
- 5 遺族補償等の請求（申請）手続
- 6 葬祭補償の請求手続
- 7 未支給の補償等の請求（申請）手続
- 8 傷病補償年金の支給事由該当等の申請手続
- 9 福祉事業の申請

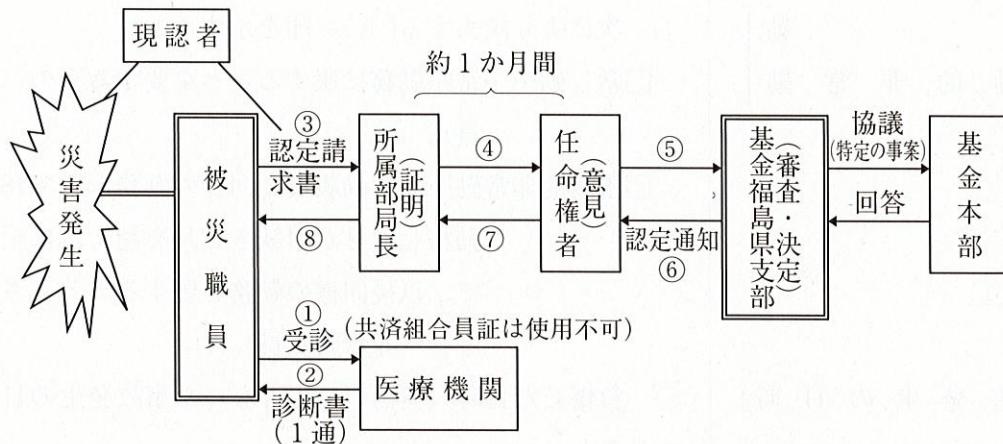
第10 認定請求の手続

1 認定請求書の提出

公務上又は通勤による災害が発生した場合には、基金の支部長に対して公務（通勤）災害の認定請求をすることが必要です。

認定請求は、基金所定の認定請求書に所定事項を記載し、医師の診断書、現認書等、必要な書類を添付のうえ、所属部局長の証明を受け、任命権者の意見を付して基金支部長に提出することになります。

認定手続の順序を図示すると次のとおりです。



「公務災害」又は「通勤災害」と認定を受けた後に、各種補償の請求をすることになります。

2 認定請求書の作成者

認定請求書は、被災職員又はその遺族が作成するのが原則です。しかし、入院等のため請求者が自分で作成できない場合は、請求者に代って所属部局で作成することもやむを得ないことです。この場合でも、請求者となるのはあくまでも被災職員又はその遺族であり、請求者に記載内容の確認を求めることが必要であることはいうまでもないことです。

3 認定請求書の記載方法

記載事項	記入方法
「請求年月日」	○ 所属部局長に提出する日であること。
「請求人の住所」	
「　　氏　名　」	
「　　続　柄　」	被災職員又はその遺族について記入すること。 (基金に提出する日ではない)

記載事項	記入方法
「1 被災職員に関する事項」 「所 属 団 体 名」 「所属部局・課・係名」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災職員が所属している地方公共団体名であること。 ○ 所属している部局課係名を記入すること。出先機関等では事務所名、学校名、警察署名等と課・係名を記入すること。
「共 濟 組 合 員 証 … …」 「氏 名 ・ 年 齢」 「職 名」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用の有無にかかわらず、必ず記号番号を記入すること。 ○ 氏名にはふりがなを付し、被災当時の満年齢とすること。 ○ 職員が災害を受けた当時の職名とすること。 (例) 主事、技師、作業員、消防士、巡回、教諭等
常 勤 常 勤 的 非 常 勤 }	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次により該当する□に✓印を示すこと。 <ul style="list-style-type: none"> □常 勤……常時勤務に服することを要するもの（正規職員）。 □常勤的非常勤……常勤職員と同様の勤務形態で18日以上勤務した月が引き続き12月を超えるに至った者で、以後同様の勤務を要することとされている者（非常勤職員）。
「災 害 発 生 の 日 時」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷した日時（負傷の原因となった事故発生の日時であること。) 疾病の場合は医師の診断によって確定した日となること。
「災 害 発 生 の 場 所」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷した場所（負傷の原因となった事故発生の場所）が特定できるように記入すること。 疾病等でわからない場合は「不明」と記入すること。
「傷 病 名」 「傷病の部位及びその程度」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診断書に記載された傷病名と一致すること。 ○ 診断書に記載された部位及びその程度であること。
「2 灾 害 発 生 の 状 況」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定請求書の記載部分のうち、最も重要な欄であり、これをもとに基金支部が、公務上の災害か通勤による災害かどうか審査するので、具体的に詳しく記入すること（記入しきれない場合は適宜別紙を用いること）。 「誰が、いつ、どこで、誰と、何を、どうしていたところ、どのようにになって、負傷（発病し）、どうしたか」 文章で表現しにくいものは、図や写真を利用すること。 また、疾病の場合、上記のほか、業務との因果関係、勤務状況等は添付資料によって明らかにすること。

記載事項	記入方法
「3 所属部局長の証明」	<p>○ 1及び2に記載された事項についてその事実を調査し証明すること。印は所属部局長の職印とすること。 所属部局長自身の災害についてはその上席者が証明すること。</p> <p>原則として公印であるが、所属部局長の職印がない場合は、私印を押し、その旨を付せん等に記入すること。</p>
「4 添付する資料名」	<p>○ 該当資料名の□に✓印を示すこと。</p> <p>必要資料は公務・通勤災害認定請求書添付資料一覧表(P 124)を参考のこと。</p>
「5 任命権者の意見」	<p>○ 当該災害について、公務又は通勤によるものであるかどうか、任命権者の意見を記述し、記名押印(職印)すること(P 91参照)。</p> <p>なお、不明のときは、その旨あるいは具体的な疑問点を記入すること。疾病の場合は特に詳細に記入すること。</p> <p>(例) 本件は○○○○○の負傷であり、公務上の災害と認められる。</p> <p>本件は○○○○○の負傷であり、通勤による災害と認められる。</p> <p>本件は○○○○○の疾病であり、判断困難なので貴職において判定願いたい。</p> <p>○ □に、9種類の区分番号を記入すること。この区分番号は、負担金で報告している職員の番号と一致させること。</p> <p>○ □に、16種類の区分番号を記入すること。</p>

4 記入上の留意点

請求書の記載事項は、地方公務員災害補償基金福島県支部においてその災害が公務上の災害（通勤災害）であるか否かを判断するための重要な資料となります。

したがって、災害発生の状況及びその内容が容易に理解できるように、専門用語を避けありのままの事実を具体的かつ詳細に記入する必要があり、単なる推定、憶測に基づく記入は誤認の原因ともなるので厳に慎まなければなりません。専門用語を用いる必要性がある場合には、内容の分かる資料を必ず添付してください。

所属において、やむを得ず請求者に代わって作成する時は、請求者の立場（例「被災職員は負傷しました」ではなく「私は負傷しました」）で記入することとなるので注意してください。

5 認定請求の時期

認定請求が遅延することにより、災害と公務（通勤）との因果関係の立証が困難となり、そのためにより多くの資料作成が必要となるばかりか、認定になるまでの間、療養費の補償がされないため、医療機関に対して迷惑をかけることになります。

結果的に、公務上（通勤災害）と認定されればよいですが、災害と公務（通勤）との関係に相当因果関係が認められないとして公務外（通勤災害非該当）と認定されるおそれもあることから、適切な医療機関での診察と関係書類の作成及び早期請求に配慮してください。

関係資料等（事故証明書等）の入手に日数を要する場合は、入手次第追加送付することとし、任命権者にその旨を連絡し送付してください。

公務災害認定請求書

被災年月日から半年程度以上
経過している場合は、理由書
(様式任意)を添付のこと。

公務災害

所属部局長に提出する日

*認定番号

地方公務員災害補償基金 福島県 支部長様

下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。

請求年月日 平成〇〇年 4月 6日

(平成〇〇-XXXX)

請求者の住所 ○○市○○町

○○

ふりがな 名 福島 太郎



被災職員との続柄 本人

所属団体名

福島県教育委員会

所属部局・課・係名(電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

○○市立○○小学校

(共済組合員証) 健康保険組合員証記号番号 公立福島 第〇〇〇〇 号

1 被災職員に関する事項

ふりがな 氏名 福島 太郎 〇年 〇月 〇日 生(〇〇歳) 男 女職名 教諭 被災当時の満年齢 常勤 常勤的非常勤

災害発生の日時 平成〇〇年 4月 / 日(〇曜日)午後 / 時30分ごろ

災害発生の場所 ○○小学校〇年〇組の教室内

傷病名 右肘関節骨折 診断書記載の傷病名を記入(「〇〇の疑い」等、傷病名が不明瞭な場合は、その理由を医師が診断書内に記載。)

傷病の部位及びその程度

右肘関節部の骨折により全治3ヶ月を要す。

診断書に記載された部位及びその程度(療養見込み期間)を記入
(既に治っている場合は療養終了日を記載)

記名押印又は自筆による
署名を忘れないこと。

共済組合証の使用の有無に
かかわらず必ず記入すること。

*受理	平成 年 月 日	*認定	平成 年 月 日
*通知	平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 公務上 <input type="checkbox"/> 公務外

〔注意事項〕

- 請求書は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡回、消防士等と記入すること。
- 「2災害発生の状況」又は「*5任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めるこ。

A病院で応急手当を受け、その後B病院に入院した場合などは、B病院の診断書を添付（病名が同一の場合）するとともに、災害発生の状況欄に記入して下さい。

災 害 発 生 の 状 況	<p>私は〇年〇組の担任をしております。</p> <p>平成〇〇年4月1日(〇曜日)、午後時の授業が始まる前の午後1時30分頃、私は担任学級の教室で、背面掲示板上部に、今までの学級活動の議題(65cm×10cmのカード)を貼るため、児童用ロッカーの上に図書運搬用の木製空き箱を乗せ、その上で作業をしていましたが、一枚目の議題を見下ろすために両手を上に挙げたとき、バランスを崩して右側面から床に転落し、右腕を負傷しました。</p> <p>なお、痛みがひどいため同日、本校の〇〇教諭に付き添ってもらい、午後2時10分頃、〇〇整形外科で受診し、右肘関節骨折と診断されました。同病院では手術ができないということで、〇〇教諭に付き添ってもらい、午後2時40分頃、〇〇総合病院で再受診しました。</p> <p>最も重要な欄であり、これをもとに基金支部が公務上の災害であるかどうかを審査するので下記項目を考慮して具体的に詳しく記入すること。</p> <p style="text-align: center;">〔 ① いつ ⑤ どのような目的で ② どこで ⑥ どのような行為中に ③ 誰が ⑦ どうになって ④ 誰と ⑧ 負傷・発病し、どうしたのか 〕</p> <p>※ 記入しきれない場合は、適宜別紙を用いること。 ※ 文章で表現しにくいものは、図や写真を利用すること。 ※ 災害発生からの通院状況等も併せて記入すること。</p> <p>被災職員から請求書の提出を受け、それを証明した日（請求年月日以降）</p>							
	* 3 所長 属 部 証 局 明 の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。						
		<p>平成〇〇年 4月 8日</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>所在 地</td> <td>〇〇市〇〇町〇〇</td> </tr> <tr> <td>所属部局の 名 称</td> <td>〇〇市立〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>長の職・氏名</td> <td>校長〇〇〇〇</td> </tr> </table>		所在 地	〇〇市〇〇町〇〇	所属部局の 名 称	〇〇市立〇〇小学校	長の職・氏名
	所在 地	〇〇市〇〇町〇〇						
	所属部局の 名 称	〇〇市立〇〇小学校						
	長の職・氏名	校長〇〇〇〇						
	4 添付する資料名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 見取図 <input type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input type="checkbox"/> 既往歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
		該当する資料名の□に✓を記入すること <p>本件は、使用者の支配管理下において、自己の職務遂行中の負傷であり、公務上の災害と認められる。</p>						
	* 5 任命 権 者 の 意 見	<p>平成〇〇年 4月 10日（「所属部局の長の証明」の日付以降）</p> <p>任命権者の職・氏名 福島県教育委員会教育長〇〇〇〇</p>						

職印もれに注意すること。

- 4 「* 5 任命権者の意見」の欄中□には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
- 1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
 5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員
 9 その他の職員
- 5 「* 5 任命権者の意見」の欄中□には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
 05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
 07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
 11 特別支援学校教員 12 特別支援学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
 15 清掃業務員 16 その他の職員
- 6 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。
- 注) 任命権者が教育委員会の場合の表示については「〇〇市教育委員会」等となる。
 なお、公務（通勤）災害に関する事務について、教育委員会が規則等で教育長に委任している場合の表示については「〇〇市教育委員会教育長〇〇〇〇」等となる。

公務災害認定請求書「災害発生状況等」欄記載例

(1) 自己職務遂行中の災害〔給食調理作業中〕

(認定請求傷病名：左示指切創)

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇〇時頃、私は調理室において自己職務である学校給食の調理業務のため、同僚職員の〇〇〇〇と並んで調理台に向かい当日の献立のカレーの材料である人参を野菜切り機で切る作業をしている際、誤って人参と一緒に左手指を入れてしまい野菜切り機の刃に触れ、人さし指の先を深く切り負傷しました。

なお、出血がひどいため、直ちに保健室で応急手当てを受け所長の指示により近くの〇〇〇病院に行き治療を受けました。

(2) 自己職務遂行中の災害〔入院患者介助作業中〕

(認定請求傷病名：H B s 抗原陽性血液汚染針による左示指刺傷)

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇〇時頃、私は手術室において、H B s 抗原陽患者（〇〇号室入院患者〇〇〇〇）の手術の介助業務中（自己職務遂行中）、当該患者員の輸血が終了し抜針後の輸血針を輸血パックに戻す際、手元を誤って左示指に刺し負傷しました。

出血があったため、直ちに当〇〇病院において患部を洗浄・消毒し、医師の指示により至急免疫グロブリン製剤の注射を受けました。

(3) 臨時に割当てられた職務遂行中の災害〔書類整理作業中〕

(認定請求傷病名：右上腕骨骨折)

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇時頃、上司の命により臨時に割当てられた職務のため、私は同僚職員である〇〇〇〇とともに、課内ロッカーが手狭になったため、旧年度の書類を書庫にしまう作業のため、県庁地下倉庫の書棚（高さ180cm）の前で書類綴りを脚立に登りながら入れ替えをしていたところ、次の書類を取ろうと振り返った際、バランスを崩し脚立ごと右側に倒れ、体をかばおうとして出した右腕を床で強打し負傷しました。

なお、痛みがひどいため同日同僚〇〇〇〇に付き添ってもらい〇〇病院を受診しました。

(4) 公務出張中の災害〔鉄線柵設置作業中〕

(認定請求傷病名：左第三指末節骨骨折)

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇〇時頃、私は〇〇市〇〇町〇〇地内の〇〇公園予定地で敷地管理のため囲いを敷設する必要が発生し、上司の命により〇〇公園予定地に出張し、木杭を打ち込み、亜鉛引鉄線を張る作業中、ステープル（又釘）で鉄線を木杭に固定する際、左手でステープルを支え、ハンマーを打ち下ろしたところ、ステープルの頭が丸いために滑ってしまい支えていた左手の中指を強打し負傷しました。

なお、すぐに電話で上司に事故の報告をし、上司の指示により近くの〇〇〇整形外科で治療を受けました。

(5) 公務出張中の災害 [公用車を用いての出張中]

(認定請求傷病名：右鎖骨骨折、肋骨骨折、頭部打撲)

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇〇時頃、私は自己職務である〇〇〇〇〇用務のために公用車で出張中、〇〇市〇〇町〇〇地内の県道〇〇線の見通しの悪い交差点において、優先道路を直進中、突然右方向から一時停止を無視した自動車が交差点に進入し、公用車の右側運転席側のドア部分に衝突し頭部と右上半身を強打し負傷しました。

なお、すぐに電話で上司に事故の報告をし、上司の指示により近くの〇〇〇病院で治療を受け右鎖骨骨折、肋骨骨折、頭部打撲と診断されました。

(6) 外勤中の災害 [ゴミ収集作業中]

(認定請求傷病名：右手挫創)

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇〇時頃、私は、自己職務である清掃業務のため、〇〇市〇〇町〇〇地内のゴミ集積所において不燃物ゴミの収集作業中、古トタンの束を持ち上げ、収集車の荷台へ投げ入れたときトタンが収集車のデッキに当たってつかえ、その際、軍手をはめていたにもかかわらず、トタンの縁で右手を切り負傷しました。

なお、すぐに電話で上司に事故の報告をし、上司の指示により近くの〇〇〇診療所で治療を受けました。

(7) 出勤又は退勤途上の災害 [深夜勤務終了後の退勤途上の公務災害]

(認定請求傷病名：左足関節捻挫、臀部打撲)

私は通常、〇〇市民病院で看護業務に従事しています。

被災当日（平成〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日）は午前0時30分からの深夜業務に従事し、同8時30分に勤務終了後、日勤者に申し送りをし、着替えを済ませ同9時に病院を退勤しました。

いつもの経路を使い、午前9時10分頃にJR〇〇駅に着いたところ、下り列車の出発のアナウンスを聞き、改札を通り急いで下りホームに行く階段を5段位降りた時、左足を踏み外し、尻餅を着くような体勢で転落した際、左足を捻り左足関節と臀部を負傷しました。

なお、痛いのを我慢して帰宅し、すぐに電話で上司に事故の報告をし、その後母に付き添つてもらい自宅近くの〇〇〇診療所で治療を受けました。

(8) 出勤又は退勤途上の災害 [24時間勤務終了後の退勤途上の公務災害]

(認定請求傷病名：顔面挫創)

私は、被害前日の午前8時30分から被災当日（平成〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日）の午前8時30分までの24時間勤務を終え、通常通りの経路で、通常勤務に使用している自家用自動車を運転して退勤する途上、急カーブを曲がりきれず反対車線にはみ出してきた対向車を避けきれず正面衝突し、その衝撃により顔面をハンドルにぶつけ顔面を負傷しました。

事故の原因は、現場検証において居眠り運転によって発生したものであることを加害者も認めている。

なお、かなりの出血だったので目撃者が手配した救急車により〇〇〇総合病院で診察・治療を受けました。

(9) レクリエーション参加中の災害 [任命権者主催のレクリエーションに参加中]

(認定請求傷病名：左足関節捻挫、左脛骨内踝骨折)

私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）午前〇〇時から〇〇運動場で開催された、地方公務員法第42条に基づく〇〇市長主催の（市長が企画・立案し、共済組合と共同で実施したもの）所属対抗ソフトボール大会の〇〇課の代表選手として参加しました。

1試合目に勝利し、午後〇〇時からの〇〇課との2試合目の2回表の攻撃中、8番打者として左中間にヒットを打ち一塁を周り二塁ベースに滑り込んだ際、固定ベースの角に左足を捻った状態で強打し左足を負傷しました。

左足に強い痛みがあったので、同僚の運転する自動車で近くの〇〇整形外科で診察・治療を受けました。

公務災害認定請求書「任命権者の意見」欄記載例

(1) 自己職務遂行中の災害 [給食調理作業中・入院患者介助作業中](庁舎内・敷地内での作業中)

本件は、使用者の支配管理下において、自己の職務遂行中の負傷であり、公務上の災害と認められる。

(2) 臨時に割当てられた職務遂行中の災害 [書類整理作業中]

本件は、使用者の支配管理下において、臨時に割当てられた職務遂行中の負傷であり、公務上の災害と認められる。

(3) 公務出張中の災害 [鉄線柵設置作業中]

本件は、口頭命令による公務出張での作業中の負傷であり、公務上の災害と認められる。

(4) 公務出張中の災害 [公用車を用いての出張中]

本件は、口頭命令による公用車を用いての公務出張中の負傷であり、公務上の災害と認められる。

(5) 外勤中の災害 [ゴミ収集作業中]

本件は、公用車を用いての外勤業務中の負傷であり、公務上の災害と認められる。

(6) 出勤又は退勤途上の災害 [深夜勤務終了後の退勤途上での公務災害]

本件は、深夜勤務終了後の退勤途上の負傷であり、公務上の災害と認められる。

(7) 出勤又は退勤途上の災害 [24時間勤務終了後の退勤途上での公務災害]

本件は、24時間勤務終了後の退勤途上の負傷であり、公務上の災害と認められる。

(8) レクリエーション参加中の災害 [任命権者主催のレクリエーションに参加中]

本件は、地方公務員法第42条に基づき、任命権者が企画・立案し、共済組合と共同で実施したレクリエーションに参加中の負傷であり、公務上の災害と認められる。

通勤災害

通勤災害認定請求書

所属部局長に提出する日

法第2条第2項第1号関係
住居と勤務場所との間の往復の場合

*認定番号

記名押印又は自筆による
署名を忘れないこと。

地方公務員災害補償基金 福島県 支部長 殿		請求年月日 平成〇〇年 4月 13日 (〒〇〇〇-XXXX)
		請求者の住所 ○○市○○町 ○○
		ふりがな 氏名 福島太郎 氏名 福島太郎
		被災職員との続柄 本人
1 被 災 職 員 に 関 す る 事 項	所属団体名 福島県警察	所属部局・課・係名 (電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) ○○警察署○○課○○係
	(共済組合員証) 健康保険組合員証記号番号 警・福島 第〇〇〇〇〇号	
	ふりがな 氏名 福島太郎	男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
	職名 警部補	被災当時の満年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 勤常勤 <input type="checkbox"/> 常勤的非常勤 <input type="checkbox"/> 再任用短時間
	災害発生の日時 平成〇〇年 4月 1日 (水曜日) 午後 5時50分ごろ	
	災害発生の場所 ○○市○○町○○地内交差点	
	傷病名 頸椎捻挫	診断書記載の傷病名を記入
	傷病の部位及びその程度 頸部の捻挫により2週間の加療を要する。	診断書に記載された部位及びその程度(療養見込み期間)を記入

* 受理	平成 年 月 日	* 認定	平成 年 月 日
* 通知	平成 年 月 日	□該当 □非該当	

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、たとえば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 この様式において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい(公務の性質を有するものを除く)。職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。
ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。
したがって、「2 災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。
- 4 「2 災害発生の状況等」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めるこ。

共済組合証の使用の有無に
かかる必ず記入すること。

災 害 発 生 の 状 況 等	(1) 災害発生日の勤務開始(予定)時刻又は勤務終了の時刻	前 午 5 時 15 分ごろ	出勤時の災害の場合の記入箇所
	(2) 災害発生の日に住居を離れた時刻	前 午 時 分ごろ	
	(3) 災害発生の日に勤務場所を離れた時刻	前 午 5 時 35 分ごろ	退勤時の災害の場合の記入箇所
	(4) 灾害発生の状況	<p>勤務終了後、午後5時50分ごろ自家用車で通勤届出の経路により帰宅途中、 ○○市○○町○○地内交差点において信号待ちのため停車していたところ、後続の 大型貨物自動車(株式会社○○運送)に追突され、追突の衝撃で頸部を 負傷しました。直ちに○○病院を受診し、治療を受けました。</p> <p>最も重要な欄であり、これをもとにして基金支部が通勤災害該当であるかどうかを審査するので下記項目を考慮して具体的に詳しく記入すること。</p> <p style="text-align: center;">① いつ ⑤ どのような目的で ② どこで ⑥ どのような行為中に ③ 誰が ⑦ どうになって ④ 誰と ⑧ 負傷・発病し、どうしたのか</p> <p>※ 記入しきれない場合は、適宜別紙を用いること。 ※ 文章で表現しにくいものは、図や写真を利用すること。 ※ 灾害発生からの通院状況等も併せて記入すること。</p> <p style="text-align: center;">被災職員から請求書の提出を受け、それを証明した日</p>	
* 3 所長所属の部局明の	<p>1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 平成○○年4月15日</p> <p style="text-align: right;">印</p>		
4 添付する資料名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 通勤届の写 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input type="checkbox"/> 見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input type="checkbox"/> 既往歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input type="checkbox"/> その他		
* 5 任命権者の意見	<p>該当する資料名の□に✓を記入すること</p> <p>本件は、合理的経路及び方法による退勤途上の災害であり 通勤災害と認められる。</p> <p>平成○○年4月17日</p> <p>任命権者の職・氏名 福島県警察本部長 ○ ○ ○ ○ 印</p>		

- 5 「2 灾害発生の状況等」の(1)の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始(予定)時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、(2)の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3)の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。
- 6 「* 5 任命権者の意見」の欄中□には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
- 1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
 5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員
 9 その他の職員
- 7 「* 5 任命権者の意見」の欄中□には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
 05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
 07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
 11 特別支援学校教員 12 特別支援学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
 15 清掃業務員 16 その他の職員
- 8 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

通勤災害認定請求書「災害発生状況等」欄記載例

(1) 退勤途上の災害〔自転車利用〕

(認定請求傷病名：左肩骨・胛骨骨折・左肘打撲)

私は通常、自転車で通勤しており、平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）も通常どおり勤務を終え、自転車を運転しいつもの経路（通勤届けの経路）を走行中、〇〇市〇〇町〇〇地内の市道〇〇線の路上の石に前輪が触れタイヤが滑り（雨上がりで路面が濡れ滑りやすい状況であった）左前方に転倒した際、左腕と左肩をアスファルトの路面に強打し負傷しました。

直ちに職場に連絡し、事故の報告をし近くの〇〇外科医院で治療を受けました。

(2) 出勤途上の災害〔自家用自動車利用〕

(認定請求傷病名：頸部捻挫)

私は通常、自家用自動車で通勤しており、平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）も自家用自動車で別添通勤届に示す経路により出勤途上、通勤経路上にあるガソリンスタンドで給油をするためワインカーで右折の合図をし道路中央付近で停止していた際、後続のわき見運転のトラックに追突されました。（この時点では特に痛みなどの症状はなかった。）

直ちに警察に連絡し、事故の現場検証を終え帰宅しましたが、翌日の朝から気分が悪くなり、職場への事故の経過を報告し、事故の加害者に病院での受診を行う旨の連絡をした後、〇〇病院で頸部捻挫と診断された。

なお、相手方も事故の原因は相手方の一方的過失によるものと認めている。

※ 通勤届等の経路と異なる経路において被災した場合は、当該経路が合理的経路である旨を記入すること。（距離、時間等の状況を比較して、その合理性を記入する。）

通勤災害認定請求書「任命権者の意見」欄記載例

(1) 退勤途上の災害

本件は、合理的な経路及び方法による退勤途上の負傷であり、通勤災害に該当すると認められる。

(2) 出勤途上の災害

本件は、合理的な経路及び方法による出勤途上の負傷であり、通勤災害に該当すると認められる。

6 現認書及び現場見取図の記載方法

作成上の留意事項

① 作成が必要な場合

公務・通勤災害と認められる災害が発生した時、公務・通勤災害の発生を現に見ていた（現認していた）者がいる場合に作成します。

現認していた者がいない場合は、後述の「事実証明書」を作成することになります。

② 作成者

被害職員の災害発生を現認していた者が作成者となります。現認者は、災害発生の現場に居合わせた者であればよく、職員、臨時職員、嘱託員等職種は問いません。

③ 記入上の留意点

現認書の記載事項は、地方公務員災害補償基金福島県支部においてその災害が公務又は通勤により発生したものであるかどうかを判断するための重要な証拠資料となります。

したがって、災害発生の状況及びその内容が容易に理解できるように、専門用語を避けありのままの事実を具体的かつ詳細に記入して下さい。例えば、被災職員の「叫び声」を聞き、ふりむいたところ転倒していた等、具体的な現認内容を記入して下さい。単なる推定、憶測に基づく記入や、認定請求書の「2 災害発生の状況」の転記は、厳に慎まなければなりません。専門用語を用いる必要性がある場合には、内容の分かる資料を必ず添付してください。

また、現認状況詳細欄の文章の最後は、「負傷したところを現認しました。」と記述してください。

現認書

被災職員	氏名	福島太郎
	所属部局・課・係	〇〇市立〇〇小学校
	災害発生の日時	平成〇〇年4月1日13時30分頃
	災害発生の場所	〇〇小学校〇年〇組教室内

現認状況詳細

私は校内を巡回していたところ、平成〇〇年4月1日午後1時30分頃、〇年〇組の教室の後ろで、児童用ロッカーの上に図書運搬用の木箱をのせ、作業をしていた〇〇教諭を見かけました。その上で背面掲示板の上部に掲示物を貼ろうと両手を上に挙げたところ、バランスを崩して床に転落し、右手の肘を床に強く打ちつけ、負傷したところを現認しました。

最も重要な証拠書類であり、これをもとに基金支部が公務災害・通勤災害の認定について審査するので、現認した状況を下記項目を考慮して具体的に詳しく記入すること。

- | | |
|-------|-----------------|
| ① いつ | ⑤ どのような目的で |
| ② どこで | ⑥ どのような行為中に |
| ③ 誰が | ⑦ どのようにになって |
| ④ 誰と | ⑧ 負債・発病し、どうしたのか |

- ※ 認定請求書中の災害発生の状況等欄記載事項の転記のみでは現認書としての証拠力がないので記入に当たっては注意すること。
- ※ 記入しきれない場合は、適宜別紙を用いること。
- ※ 現認者と被災職員本人とは異なるので、第三者的立場からの記載となる。

上記のとおり現認しました。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

(現認者) 職名 教諭

氏名 ○ ○ ○ ○

(印)

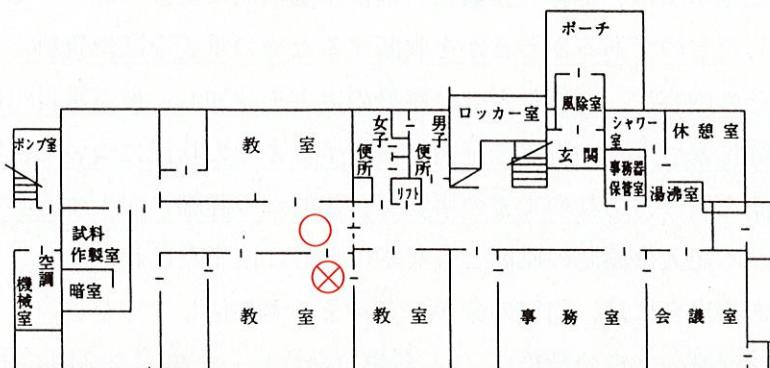
(注) この用紙は、災害の目撃者に作成してもらうこと。
現認者が同僚職員である場合には、「住所」欄は記入する必要はないこと。

現場見取図

現場見取図

- 勤務施設の敷地内で発生した災害の場合、当該施設の敷地とそれに隣接する道路等を含めた範囲を図示すること。（敷地境界を表示すること。）
- 勤務敷地外で発生した場合、目標となる建物を記入し、現場（経路）が容易に理解できるように図示すること。
- 図中に必ず災害現場を朱書すること。

本館平面図



○ 現認者

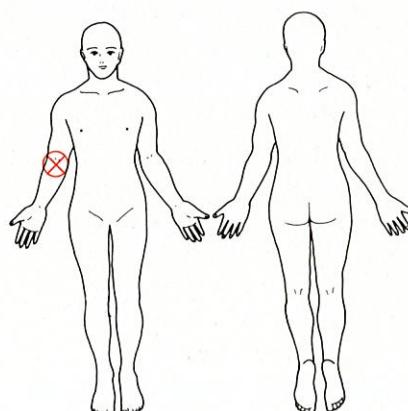
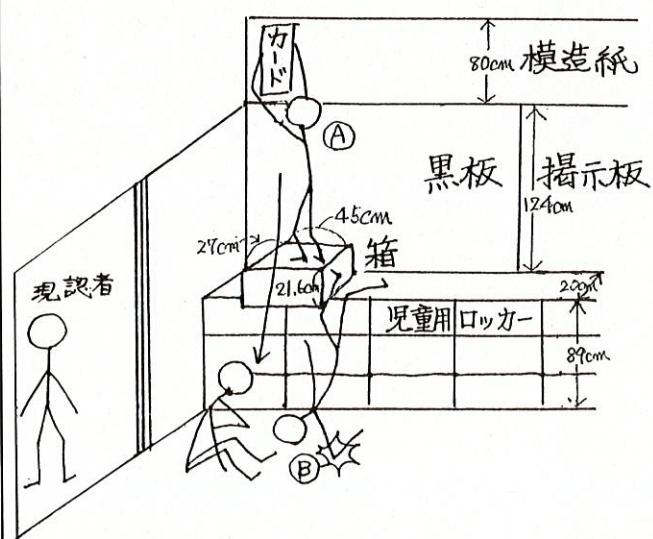
× 被災職員

1階

現場詳細見取図

- (○ 被災職員と現認者の位置を図示すること。
 ○ 作業中の負傷等の場合は、その状況を分り易く図示し、負傷の部位も図示すること。)

- 上記経路図兼現場見取図の災害現場の詳細見取図を分かりやすく図示すること。
- 見取図内には、被災職員の位置関係（災害現場）のほか、現認者位置も記入すること。
- 下の人体図には、負傷部位を図示すること。



(注) この用紙に書けない場合は別紙又は写真を利用すること。

7 事実証明書及び現場見取図の記載方法

作成上の留意事項

① 作成が必要な場合

公務・通勤災害と認められる災害が発生した時、公務・通勤災害の発生を現に見ていた（現認していた）者がいない場合に作成します。

② 作成者

被災職員の災害発生の事実を証明するため、所属長が作成者となります。

③ 記入上の留意点

事実証明書の記載事項は、地方公務員災害補償基金福島県支部においてその災害が公務又は通勤により発生したものであるかどうかを判断するための重要な証拠資料となります。

したがって、その内容は、所属長が被災職員の災害を認知し、被災職員や関係者からの聴取や現場での調査等に基づきその事実を証明するに至るまでの状況について、容易に理解できるように、専門用語を避け、ありのままの事実を具体的かつ詳細に記入する必要があり、単なる推定、憶測に基づく記入は誤認の原因ともなるので厳に慎まなければなりません。専門用語を用いる必要性がある場合には、内容の分かる資料を必ず添付してください。

また、災害の状況欄の文章の最後は、「～負傷（発症）した事実を証明します。」と記述してください。

事 実 証 明 書

被災職員	氏名	福島太郎
	所属部局・課・係	〇〇市立〇〇小学校
	災害発生の日時	平成〇〇年4月1日13時30分頃
	災害発生の場所	〇〇市立〇〇小学校〇年〇組教室内

災害の状況

平成〇〇年4月1日、本職は教頭から、〇〇教諭が自教室において腕を負傷した旨の連絡を受けたので、その状況を確認するため、直ちに教頭を現場に赴かせた。

教頭は現場において、〇〇教諭が"うずくまっているところを発見した〇年〇組担任〇〇講師から発見時の状況を、また〇〇教諭本人から負傷に至る経緯を聞き取るなどした。

その後、教頭から、事故の発生状況について、〇〇教諭が「校時の授業が始まる前の13時30分に教室背面の児童用ロッカーの上に図書運搬用の木製空き箱を乗せ、その上で学級活動の議題を貼付作業中にバランスを崩して床に転落し、負傷した」との報告を受けた。

以上のとおり、〇〇教諭が負傷した事実を証明します。

最も重要な証拠書類であり、これをもとに基金支部が公務災害・通勤災害の認定について審査するので、所属長が被災職員の災害事実を認定するまでに至った経緯を下記項目を考慮して具体的に詳しく記入すること。

- ① いつ、だれから、どのような手段により認知したか
- ② 認知した時の災害事実の要旨
- ③ いつ、だれを現場に臨場させ事実を確認させたか
- ④ だれから事情聴取して、どのような事実を認知し、証明するのか

※ 認定請求書中の災害発生の状況等欄記載事項の転記のみでは事実証明書としての証拠力がないので記入に当たっては注意すること。

(確認方法)

教頭からの事故発生状況の報告及び医師の診断書から右肘関節骨折であることを確認した。

※ 被災職員からの確認のみでは、不十分であり、被災職員以外の者（事故の相手・警察官・目撃者等）の確認により、総合的な判断を行うこと。

※ 被災職員しかいない場合は、医師の診断書により確認を行うこと。

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

十分調査の上証明してください。

平成〇〇年4月8日

(所属長) 氏名 〇〇市立〇〇小学校
職名 校長 〇〇〇〇〇

印

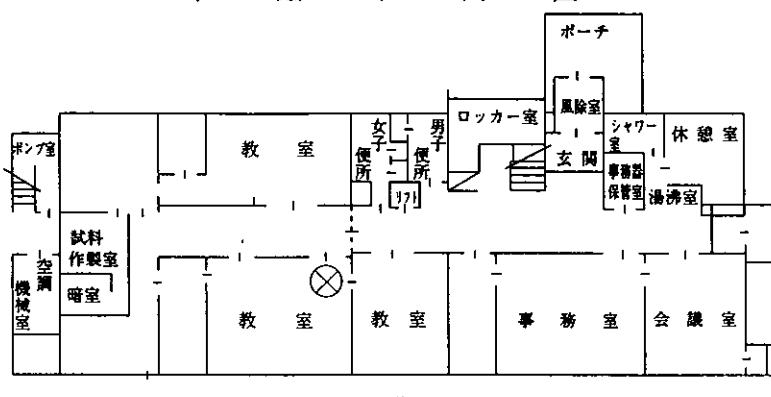
(注) この証明書は、「現認者」がない場合に添付すること。

現 場 見 取 図

現 場 見 取 図

- 勤務施設の敷地内で発生した災害の場合、当該施設の敷地とそれに隣接する道路等を含めた範囲を図示すること。（敷地境界を表示すること。）
- 勤務敷地外で発生した場合、目標となる建物を記入し、現場（経路）が容易に理解できるように図示すること。
- 図中に必ず災害現場を朱書すること。

本 館 平 面 図

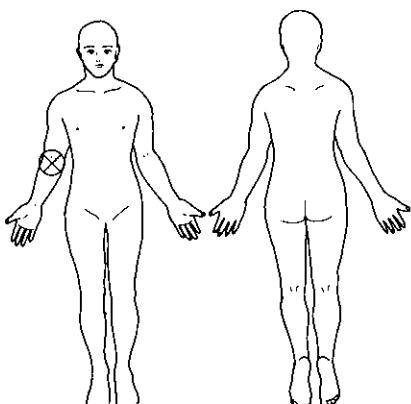
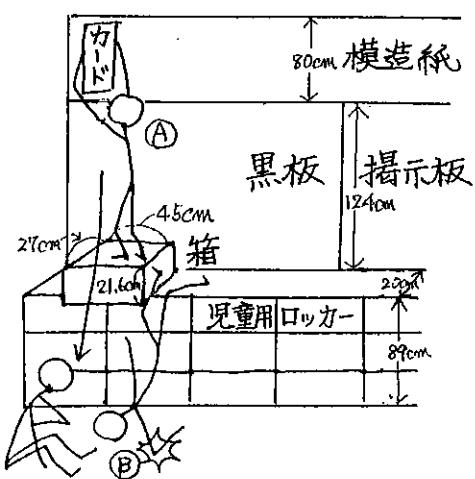


経路図が必要なものは、既成の地図（道路マップ等）を使用してください。

現 場 詳 細 見 取 図

- 被災職員と現認者の位置を図示すること。
- 作業中の負傷等の場合は、その状況を分り易く図示し、負傷の部位も図示すること。

- 上記経路図兼現場見取図の災害現場の詳細見取図を分かりやすく図示すること。
- 見取図内には、被災職員の位置関係（災害現場）のほか、現認者位置も記入すること。
- 下の人体図には、負傷部位を図示すること。



(注) この用紙に書けない場合は別紙又は写真を利用すること。

事 実 証 明 書

被災職員	氏 名	福島 太郎
	所属部局・課・係	〇〇警察署 〇〇課 〇〇係
	災害発生の日時	〇〇年 4月 1日 17時50分頃
	災害発生の場所	〇〇市〇〇町〇〇地内交差点

災害の状況

平成〇〇年4月1日17時50分頃、被災職員から退勤途上〇〇町〇〇地内
国道4号線交差点において追突事故にあった旨の電話連絡を受け、〇〇係長を
現場に赴かせ事故処理中の警察官、被災職員及び相手方に確認した結果、
信号待ちしていた被災職員の車に脇見運転のため(株)〇〇運送の大型貨物
自動車に追突され、負傷した事実を証明します。

最も重要な証拠書類であり、これをもとに基金支部が公務災害・通勤
災害の認定について審査するので、所属長が被災職員の災害事実を認定する
までに至った経緯を下記項目を考慮して具体的に詳しく記入すること。

- ① いつ、だれから、どのような手段により認知したか
- ② 認知した時の災害事実の要旨
- ③ いつ、だれを現場に臨場させ事実を確認させたか
- ④ だれから事情聴取して、どのような事実を認知し、
証明するのか

※ 認定請求書中の災害発生の状況等欄記載事項の転記のみでは事実証明書
としての証拠力がないので記入に当たっては注意すること。

(確認方法)

被災職員からの事故発生の電話連絡を受け、〇〇係長を現場に赴かせ
事故処理中の警察官、被災職員及び相手方に事故の発生状況を確認した。

※ 被災職員からの確認のみでは、不十分であり、被災職員以外の者（事故の相
手・警察官・目撃者等）の確認により、総合的な判断を行うこと。

※ 被災職員しかいない場合は、医師の診断書により確認を行うこと。

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

十分調査の上証明をしてください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

職名 〇〇警察署 〇〇課
(所属長)
氏名 課長 〇〇〇〇

印

(注) この証明書は、「現認者」がいない場合に添付すること。

現 場 見 取 図

現 場 見 取 図

- 勤務施設の敷地内で発生した災害の場合、当該施設の敷地とそれに隣接する道路等を含めた範囲を図示すること。（敷地境界を表示すること。）
- 勤務敷地外で発生した場合、目標となる建物を記入し、現場（経路）が容易に理解できるように図示すること。
- 図中に必ず災害現場を朱書すること。

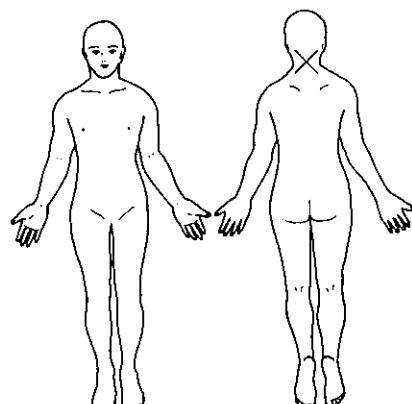
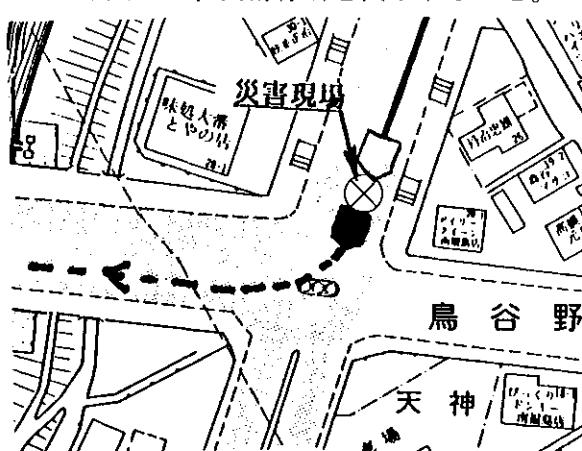


経路図が必要なものは、既成の地図（道路マップ等）を使用してください。

現 場 詳 細 見 取 図

（作業中の負傷等の場合は、その状況を分り易く図示し、負傷の部位も図示すること。）

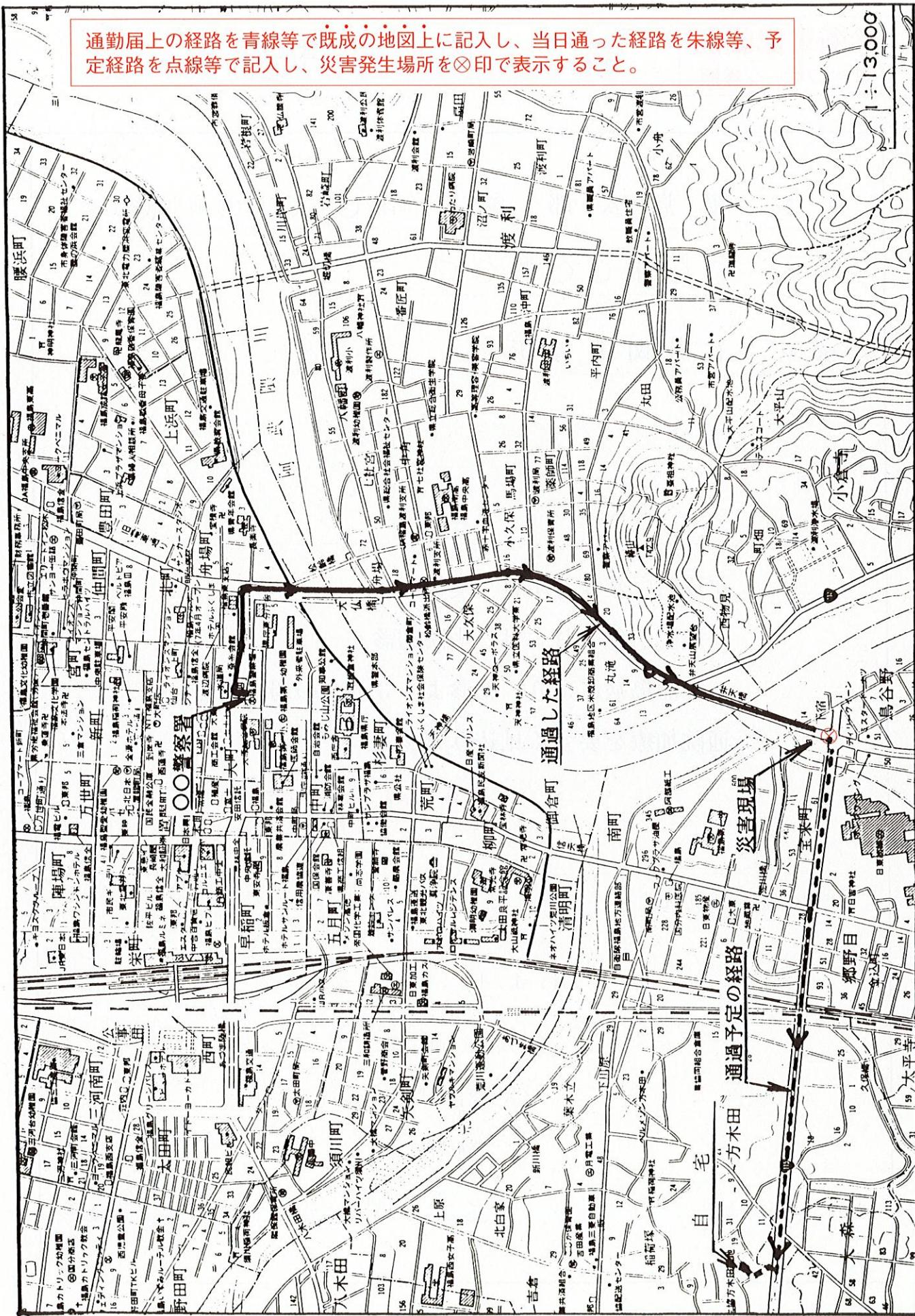
- 上記経路図兼現場見取図の災害現場の詳細見取図を分かりやすく図示すること。
- 見取図内には、被災職員の位置関係（災害現場）を記入すること。
- 右の人体図には、負傷カ所を図示すること。



（注）この用紙に書けない場合は、別紙又は写真を利用すること。

経路図

通勤届上の経路を青線等で既成の地図上に記入し、当日通った経路を朱線等、予定経路を点線等で記入し、災害発生場所を×印で表示すること。



診断書記載例
事例87ページ参照

診 断 書

氏名 福島太郎 殿 昭和 ○年○月○日生 (男・女)

住所 ○○市○○町○○

病名 右肘関節骨折

附記

平成○○年4月1日 受傷

平成○○年4月1日 当院初診

上記傷病により、初診より3ヵ月の局所安静、
通院加療を要する見込みである。

↑
療養の期間（見込み期間）が
記入してあるか確認すること。

上記の通り診断します。

平成 ○○ 年 4 月 4 日

○○市○○町○○

○○総合病院

整形外科

医 師 ○ ○ ○ ○ 印

A面は原則として被災職員が直接記入し、認定請求書に準じて記入してください。
また、該当する欄には全て記入してください。

腰 痛 調 書

[A 面]

被 災 職 員	所属部局 ○○市		職名 主査	氏名 福島太郎 ○年○月○日生(○○歳) <small>男女</small>
	身長 160・50 cm	体重 70 kg	体格 <input checked="" type="checkbox"/> 肥満体	普通 細身体
災 害 発 生 の 状 況	概要 コピー用紙を運ぶため、中腰になってコピー用紙の入った箱を持ち上げようとした際に、手が滑り、落とすまいとして腰を捻り腰痛を発症したもの。			
	その際の姿勢 両膝を少し前に曲げながら 中腰の姿勢			
	腰部にかかった負担	取り扱ったもの コピー用紙の入った箱 重量 5 kg 大きさ 縦 横 高さ 材質 ダンボール		
その他参考事項 箱を落としそうになり、急に腰部に負荷がかかった。				
治療 状 況	診断名 腰部捻挫		医療機関名 ○○整形外科医院	
	治療期間 年月日から 年月日まで		入院・通院の別 入院 <input checked="" type="checkbox"/> 通院 <input checked="" type="checkbox"/> 休暇中 <input type="checkbox"/> 就業	
腰部疾患歴	発病年月日 7年2月	傷病名 急性腰痛症	療養期間 7年2月～5月 ○○医院に通院	公務上外の別 公務外
上記のとおり相違ありません。				
平成○○年○○月○○日				
被災職員 <u>福島太郎</u> 				
必ず所属部局の長が確認し、原則として公印を使用してください。				
所属部局の長 <u>○○○○</u> 印				

- (注) 1 A面を記載した後、公務災害事務担当者が主治医にB面の証明を依頼すること。
(注) 2 災害発生の状態(姿勢)の写真を添付すること。

(お願い この書類は、必要事項を記入のうえ、密封し、患者の勤務先の公務災害事務担当者にお渡しください。)

証明書

[B面]

氏名	福島太郎	初診日	〇〇年4月1日
傷病名	腰部捻挫	療養(見込み)期間	3日間
自覚症状	腰部から下肢にかけて疼痛を訴え、転体の伸展・屈曲に際し、疼痛の増悪を訴える。		
主治医所見	レントゲン等検査結果 腰椎に異常を認めない		
	所見 左下肢拳上 テスト陽性 左アキレス腱反射(-)		
発症原因	<p>1. 被災職員の素因又は既存・基礎疾病が認められ、A面記載の動作に関係なく発症したものと認める。 2. 被災職員の素因又は既存・基礎疾病が認められるが、A面記載の動作がなければ発症しなかったと認める。 ③. A面記載の動作に起因する災害性のものと認める。 4. その他 該当するものに○印をつけて、その詳細を具体的に記入してください。特に被災職員の素因又は既存・基礎疾病が認められる場合は、その部位及び程度等を記入してください。</p> <p>()</p>		
上記のとおり証明します。			
平成〇〇年〇〇月〇〇日		所在地	〇〇市〇〇町〇〇
		医療機関の名称	〇〇整形外科医院 TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇
		医師名	〇〇〇〇 (印)
上記証明書料として金 3,000 円を請求します。(消費税は、非課税扱い)			
平成〇〇年〇〇月〇〇日			
地方公務員災害補償基金 福島県支部長様			
請求者 〇〇整形外科医院 (印)			
振込先 金融機関名 〇〇〇 支店 普通預金			
口座番号 〇〇〇〇〇			
名義(ふりがな) 〇〇〇〇			

証明については、レントゲン検査の結果等に基づく医学所見を必要としますので、
病院又は診療所において証明を受けてください。

既往病歴調書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方公務員災害補償基金福島県支部長様

所 属 〇〇市〇〇課〇〇係

氏 名 福島太郎 

私の既往病歴について下記のとおり報告します。

記

傷病名	発症時	発病原因、症状、療養経過等	治癒期	医療機関名 初診日
腰椎椎間板ヘルニア	H00.6.2	自宅で子供を抱き上げた時 ぎっくり腰になる。 自宅静養6/2～6/5 通院6/20まで週2回注射、飲み薬	00.6.20	初診00.6.3 〇〇整形外科 〇〇市〇〇町
臀部打撲	H00.2.14	電話が鳴ったので、急いで取ろう としたところ足がすべり臀部を 強打した。	00.3.3	初診00.2.15 〇〇医院 〇〇市〇〇町

〔注意事項〕

1. 医師にかかっていない場合でも、売薬等を用いていたときは薬品名等を記入すること。
2. 成人病検査資料、X線写真など過去のデータがあれば、添付すること。
3. 腰痛の場合は、腰痛調書を添付のこと。

9 傷病名の追加、併発の場合

請求手続

上記の傷病が判明した場合、①認定請求書に認定請求後の経緯を記入し、②医師等のその事実を証明する書類（診断書等）、③事実証明書を添付して、所属部局長、任命権者を経由して基金支部に「傷病名の追加認定請求」をしてください。

なお、様式は、「公務災害認定請求書」又は「通勤災害認定請求書」に「追加」と書き加えて使用してください。

注 意

職員が公務災害又は通勤災害と認定された傷病の治療のついでに他の私傷病についての治療を受けることがあります、この私傷病分については、当然補償の対象とはなりませんので、共済組合員証又は健康保険証によって治療を受けてください。

通常の認定請求書に「追加」と朱書きし使用すること

様式第1号

公務災害追加認定請求書

追加認定

* 認定番号

地方公務員災害補償基金 福島県 支部長様

下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。

請求年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(〒〇〇〇-XXXX)

請求者の住所 ○○市○○町

○○

氏名 ふりがな ふくしま たろう
福島 太郎



被災職員との続柄 本人

所属団体名

福島県教育委員会

所属部局・課・係名(電話〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

○○市立○○小学校

(共済組合員証) 健康保険組合員証記号番号 公立福島 第〇〇〇〇 号

1 被災職員に関する事項

氏名 ふりがな ふくしま たろう
福島 太郎 〇年〇月〇日 生(〇〇歳)



男



女

職名 教諭



常勤

勤



常勤的非常勤



再任用短時間

災害発生の日時 平成〇〇年 4月 / 日 (〇曜日) 午後 / 時30分ごろ

災害発生の場所 ○○小学校〇年〇組の教室内

傷病名 (当初認定)右肘関節骨折、(追加認定請求)右外側副韌帯損傷

傷病の部位及びその程度

追加する傷病名を記入してください。

右外側副韌帯損傷により全治3ヵ月の加療を要する。

診断書に記載された部位及びその程度(療養見込み期間)を記入

*受理	平成 年 月 日	*認定	平成 年 月 日
*通知	平成 年 月 日		□公務上 □公務外

[注意事項]

- 請求書は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡回、消防士等と記入すること。
- 「2災害発生の状況」又は「*5任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

共済組合証の使用の有無に
かかわらず必ず記入すること。

災 害 発 生 の 状 況	<p>2 平成〇〇年〇〇月〇〇日付で認定(傷病名 右肘関節骨折)を受け、療養を続けてきましたが、回復が遅いため〇〇月〇〇日〇〇総合病院で精密検査を受けたところ、右外側側副韌帯損傷が確認されました。</p> <p>これは、平成〇〇年4月1日の事故が原因と考えられますので追加認定の請求をします。</p> <p>なお、災害発生から追加認定請求傷病の診断を受けるまでの右膝部の症状経過は別紙のとおりです。</p> <p>※ 症状の経過を必ず詳細に記入すること。記入しきれない場合は適宜別紙を用いること。</p>	
* 3 所長 所属 部証 局明 の	<p>1及び2については、上記のとおりであることを証明します。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 所在地 〇〇市〇〇町〇〇 所属部局の名稱 〇〇市立〇〇小学校 長の職・氏名 校長〇〇〇〇</p>	
4 添付する資料名		<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input type="checkbox"/> 見取図 <input type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input type="checkbox"/> 既往歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input type="checkbox"/> その他
* 5 任命 権者の 意見	<p>□ 1 2</p> <p>本件は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で認定を受けた4月1日の災害が原因と考えられ、公務上の災害と認められる。</p> <p>平成〇〇年 4月 10日</p> <p>任命権者の職・氏名 福島県教育委員会教育長〇〇〇〇</p>	

職印もれに注意すること。

- 4 「* 5 任命権者の意見」の欄中□には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
 - 1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
 - 5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員
 - 9 その他の職員
- 5 「* 5 任命権者の意見」の欄中□には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
 - 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 他の医療技術者
 - 05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員
 - 07 タイピスト・キーパンチャー 08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員
 - 11 特別支援学校教員 12 特別支援学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員
 - 15 清掃業務員 16 その他の職員
- 6 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

事 実 証 明 書

被 災 職 員	氏 名	福 島 太 郎
	所 属 部 局・課・係	〇〇市立〇〇小学校
	災 害 発 生 の 日 時	〇〇年 4 月 1 日 13 時 30 分 頃
	災 害 発 生 の 場 所	〇〇小学校〇年〇組教室内

災 害 の 状 況

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で認定を受けた被災職員から、〇〇総合病院で精密検査を受けた結果、右外側側副靭帯損傷が追加された旨の報告を受けました。

このため、平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇教諭と〇〇総合病院整形外科主治医〇〇医師に事情を確認したところ、精密検査の結果、右外側側副靭帯の損傷が明らかとなり、当初の災害が原因であるとの説明を受けた事実を証明します。

(確 認 方 法)

〇〇総合病院整形外科 主治医〇〇医師からの事情聴取

上記のとおり事実と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(所属長) 職名 〇〇市立〇〇小学校
氏名 校長 〇〇〇〇

印

(注) この証明書は、「現認者」がない場合に添付すること。

公務・通勤災害認定請求書「災害発生状況等」欄記載例

追加認定 (当初認定傷病名：右膝部打撲・捻挫・左肘挫傷)

(追加請求傷病名：右膝靭帯損傷)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で認定（傷病名：右膝部打撲・捻挫・左肘挫傷）を受け、〇〇医院で療養を続けてきましたが、回復が遅いため主治医の勧めもあって、〇月〇日〇〇病院で精密検査を受けたところ、前記傷病が追加されました。これは〇月〇日の災害が原因と考えられますので追加認定の請求をします。

なお、災害発生から追加認定請求傷病の診断を受けるまでの右膝部の症状の経過は別紙資料のとおりです。

公務・通勤災害認定請求書「任命権者の意見」欄記載例

追加認定 (当初認定傷病名：右膝部打撲・捻挫・左肘挫傷)

(追加請求傷病名：右膝靭帯損傷)

本件は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で認定を受けた〇月〇日の災害が原因と考えられ、公務上の災害による追加認定と認められる。

10 第三者加害報告書（交通事故）の記載方法

作成上の留意事項

① 作成が必要な場合

公務・通勤災害と認められる交通事故による災害が発生した時、以下の条件に該当する場合に作成します。

ア 被災職員が運転し、相手の事故当事者がいる場合。

※ 単独事故（自損事故）の場合は、作成の必要なし。

イ 事故車両に同乗していた場合。

・ 単独事故（自損事故）の場合は、同乗車両の運転者が相手方となる。

・ 相手車両がある時は、同乗車両の運転者と、相手車両の運転者の両方が相手方となる。

上記の場合、添付資料の診断書及び交通事故証明書については、それらの原本を添付する場合と写しを添付する場合とがあるので注意すること。その判断基準は以下によること。必要以外の診断書及び交通事故証明書に要した費用は、基金では一切補償しないので留意すること。

◎ 被災職員の療養費が自動車損害賠償責任保険（以下自賠責保険という。）により補償される時 ⇨ 写しを添付する。

（自賠責保険に請求する際に、その写しをとる等の配慮を要する）

- ・ 相手の車両がある場合……相手車両の自賠責保険による補償
- ・ 同乗者の場合……………同乗車両の自賠責保険による補償

※相手車両があれば、相手車両と同乗車両の自賠責保険による補償

◎ 被災職員の療養費が自賠責保険により補償されない時 ⇨ 原本を添付する。

- ・ 相手が自転車や歩行者である場合
- ・ 相手車両が自賠責保険に加入していない場合

② 作成者

被災職員又は所属長が作成者となります。

③ 記入上の留意点

報告書の記載事項は、地方公務員災害補償基金福島県支部においてその災害が公務又は通勤により発生したものであるかどうかを判断するため及び療養補償費等の求償事務を行ううえで重要な資料となるため、ありのままに事実が記入されている必要があり、単なる推定、憶測に基づく記入は誤認の原因ともなるので厳に慎まなければなりません。

また、記入については、その内容を確認資料等により適切な確認を行う必要があります。特に「当事者間の話し合い状況」及び「過失の程度」の記入は、一方的な意見を記入することなく、事実を的確に判断し記入してください。

第三者加害報告書 (公務災害・通勤災害)

(~~交通事故~~ 交通事故以外)

地方公務員災害補償基金 福島県 支部長様

平成〇年〇月〇日

地方公務員災害補償法施行規則第47条の規定により届け出ます。

請求者住所 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇

氏名 福島〇〇



1 被災職員について記載してください。

所属 〇〇〇〇 氏名 福島〇〇 生年月日 〇〇年〇月〇日生

2 災害発生状況について記載してください。

日時 平成〇年〇月〇日 午前・午後 5時50分頃

場所 〇〇市〇〇町〇〇地内交差点

災害発生状況(被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況をできるだけ詳しく記入してください。)

(概要)

加害車両は、〇〇町〇〇交差点近くで脇見運転をし、赤信号により停車中の被災職員車両に追突したもの。

災害を目撃した人がいる場合には記載してください。

目撃者の氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇〇〇〇

目撃時の状況 加害車両の後方車より、ぶつかったところを目撃した。

3 第三者(加害者)(加害者不明の場合にはその旨を記入してください。交通事故の場合は運転者。)について記載してください。

氏名 〇〇〇〇 (〇〇才)

住所 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

職業(勤務先) 〇〇〇〇商事 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

4 第三者(加害者が業務中であった場合は所属する事業所、未成年者の場合は親権者、精神病患者の場合は監督義務者を記載してください。)又は運行供用者について記載してください。

名称又は氏名 ○○○○商事

電話 ○○○-○○○-○○○○

住所 ○○市○○町○○○○-○

事業の内容又は職業 ○○○

代表者(役職)

○○

(氏名) ○○○○

5 災害調査を行った警察署又は交番の名称を記載してください。

○○ 警察署

○○ 係(交番)

6 交通事故の場合、加害車両の自動車損害賠償責任保険(共済)について記載してください。

加害車両(車種) ○○○○○

(登録番号) ○○○○○

自賠責保険証明書番号 ○○○○○○○○

保険契約者(氏名) ○○○○商事 (住所) ○○市○○町○○○○-○

第三者(加害者)と保険契約者との関係……事業主・親族()・友人・知人・その他()

保険契約期間……自 平成○○年 4 月 1 日 至 平成○○年 3 月 31 日

保険会社名 ○○○○損害保険

電話 ○○○○-○○-○○○○

担当者名 ○○ ○○

保険会社住所 ○○市○○町○○○○-○

7 交通事故の場合、加害者の任意保険について記載してください。

自動車保険証券番号 ○○○○○○○○○○

保険契約者(氏名) ○○○○商事

第三者(加害者)と保険契約者との関係……事業主・親族()・友人・知人・その他()

保険契約期間……自 平成○○年 4 月 1 日 至 平成○○年 3 月 31 日

保険会社名 ○○○○○○○○

電話 ○○○-○○○-○○○○

担当者名 ○○ ○○

保険会社住所 ○○市○○町○○○○

8 保険金の請求等について記載してください。

保険金(損害賠償額)請求の有無……有 無

有の場合の請求方法……イ 自賠責保険(共済) 単独

自賠責保険(共済)と任意保険との一括払

保険金(損害賠償額)の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日

氏名								
金額	円							
受領年月日	年 月 日							
保険契約者(氏名)								
保険会社名	電話							
担当者名								
保険会社住所								
9 あなた(被災職員)の人身傷害補償保険について記載してください。								
人身傷害補償保険に…… <input checked="" type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない								
加入保険会社名 ○○○○								
自動車保険証券番号 ○○○○○○○○								
人身傷害補償保険金の請求の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無								
人身傷害補償保険金の支払を受けている場合は、受けた金額及びその年月日 円 平成 年 月 日								
10 身体損傷について記載してください。								
区分	被 災 職 員			第三 者(加 害 者)				
部位・傷病名	頭部外傷、頸椎捻挫			頸椎捻挫				
程 度	全治2週間			全治1週間				
診療機関名	○○県立○○病院			○○県立○○病院				
診療機関住所	○○市○○町○○○			○○市○○町○○○				
11 損害賠償の受領額について記載してください。								
現在までに事故に関して基金以外の者から金品を……受領した・受領の予定 <input checked="" type="checkbox"/> 受領していない								
上の質問で、受領したあるいは受領の予定と答えた場合には、いつ、だれから、なにを、いくらもらったかを記入してください。(基金の補償額の算定に重要です。また故意に虚偽の申告をした場合には、補償費の返還を命ずることがありますので注意してください。)								
受領年月日	金額又は品名	支払者	名 目	受領年月日	金額又は品名	支払者	名 目	

12 第三者との話し合いの状況について記載してください。

現在相手方(加害者)と……示談する段階ではない・示談中・示談をする予定・示談が成立した・示談はしない
その他()

上記の状況等を記載してください。

治療費等については、相手方及び相手方保険会社と全額相手方が負担することで“話し合いが”されている。

13 過失割合について、あなたはどのように考えるか記載してください。

被災職員(0)% 第三者(加害者)(100)%

その理由 停まっているところに追突したもので、第三者が勝見運転していたため。

14 治療に係る地方公務員災害補償基金(基金)への補償請求の有無について記載してください。

治療費を基金へ請求しますか。(イ～ハを選択してください。)

… イ 基金へ請求しない(全額第三者へ請求する。)

ロ 一応基金へ請求しない(第三者が支払った残りを請求する。)

ハ 基金へ請求する

上記請求方法を選択した理由を具体的に記載してください。

全額保険で支払う旨話し合いをしているため。

所属長の証明欄

上記の記載内容は事実と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇月〇日

所 属 〇〇市〇〇課

職・氏名 〇〇〇〇

印

- 1 (公務災害・通勤災害)のいずれか及び(交通事故・交通事故以外)のいずれか該当するものに○をしてください。
- 2 災害発生後、念書(兼同意書)及び確約書(確約書が取れない場合は、未提出理由書)と共に速やかに提出してください。
- 3 第三者(加害者)と示談(和解)を行う場合は、その内容等について、あらかじめ地方公務員災害補償基金福島県支部に必ず相談してください。示談内容によっては補償額に重大な影響がありますのでご注意願います。

事故発生状況報告書

保険証明書番号	第 号	当事者	甲(加害運転者)	氏名 ○○○○ (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
自動車の番号			乙(被害者)	氏名 福島〇〇 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
天候	晴・曇・雨・雪・霧	交通状況	混雜 普通・閑散	明暗 昼間・夜間・明け方・夕方
道路状況	舗装 {してある} {してない} 歩道(両片) {ある} {ない} 直線・カーブ 平坦・坂			
	見通し {良し} {悪い} 積雪・凍結			
信号又は標識	信号 {ある} 駐・停車禁止 されている その他標識 ない されていない			
速度	甲車両 30 km/h(制限速度40 km/h)、乙車両 km/h(制限速度40 km/h)			
事故現場に於ける自動車と被害者との状況を図示して下さい。				
書上記にて図下のさ説明。を	<p>甲車両は、〇〇町〇〇交差点近くで脇見運転をし、赤信号により停車中の乙車両に追突したもの。</p>			

別紙事故証明書に補足して上記のとおりご報告申上げます。

平成〇〇年〇月〇日

報告者 甲との関係()
乙との関係(本人)

福島〇〇



11 第三者加害報告書（交通事故以外の事故）の記載方法

作成上の留意事項

① 作成が必要な場合

公務・通勤災害と認められる相手のいる自動車事故以外の事故による災害が発生した時に作成します。

＜例＞

ア 公務執行中、相手（公務に関係のある相手）から加害行為を受けた場合。

イ 犬に咬まれた場合。

- ・ 飼い主がいる（確認できる）時は、飼い主が第三者（相手方）となる。
- ・ 野犬等飼い主が確認できない時、作成の必要はない。

（注 野犬等、飼い主が確認できない場合は、認定請求書の災害発生状況等欄に確認不能の判断根拠を記入すること。）

② 作成者

被災職員又は所属長が作成者となります。

③ 記入上の留意点

報告書の記載事項は、地方公務員災害補償基金福島県支部においてその災害が公務又は通勤により発生したものであるかどうかを判断するため及び療養補償費等の求償事務を行ううえで重要な資料となるため、ありのままに事実が記入されている必要があります、単なる推測、憶測に基づく記入は誤認の原因ともなるので厳に慎まなければなりません。

また、記入については、その内容を確認資料等により適切な確認を行う必要があります。特に「当事者間の話し合い状況」及び「過失の程度」の記入は、一方的な意見を記入することなく、事実を的確に判断し記入してください。

第三者加害報告書 (公務災害・通勤災害)

(交通事故・交通事故以外)

地方公務員災害補償基金 福島県 支部長 殿

平成〇年〇月〇日

地方公務員災害補償法施行規則第47条の規定により届け出ます。

請求者住所 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇

氏名 福島〇〇



1 被災職員について記載してください。

所属 〇〇〇〇 氏名 福島〇〇 生年月日 〇〇年〇月〇日生

2 災害発生状況について記載してください。

日時 平成〇年〇月〇日 午前・午後 5時50分頃

場所 〇〇市〇〇町〇〇地内

災害発生状況(被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況をできるだけ詳しく記入してください)。

なお、現場見取図を添付してください。)

(概要)

〇〇のため、〇〇町〇〇地内〇〇宅へ訪問したところ、
飼い犬が飛びかかるまで、咬まれたもの。

災害を目撃した人がいる場合には記載してください。

目撃者の氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇

目撃時の状況 被災職員が犬に咬まれたところを目撃した。

3 第三者(加害者)(加害者不明の場合にはその旨を記入してください。交通事故の場合は運転者。)について記載してください。

氏名 〇〇〇〇 (〇〇才)

住所 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

職業(勤務先) 電話

4 第三者(加害者が業務中であった場合は所属する事業所、未成年者の場合は親権者、精神病患者の場合は監督義務者を記載してください。)又は運行供用者について記載してください。	
名称又は氏名	電話
住所	
事業の内容又は職業	
代表者(役職)	(氏名)
5 災害調査を行った警察署又は交番の名称を記載してください。	
警察署	係(交番)
6 交通事故の場合、加害車両の自動車損害賠償責任保険(共済)について記載してください。	
加害車両(車種)	(登録番号)
自賠責保険証明書番号	
保険契約者(氏名)	(住所)
第三者(加害者)と保険契約者との関係……事業主・親族()・友人・知人・その他()	
保険契約期間……自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
保険会社名	電話
担当者名	
保険会社住所	
7 交通事故の場合、加害者の任意保険について記載してください。	
自動車保険証券番号	
保険契約者(氏名)	
第三者(加害者)と保険契約者との関係……事業主・親族()・友人・知人・その他()	
保険契約期間……自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
保険会社名	電話
担当者名	
保険会社住所	
8 保険金の請求等について記載してください。	
保険金(損害賠償額)請求の有無……有・無	
有の場合の請求方法……イ 自賠責保険(共済) 単独	
ロ 自賠責保険(共済)と任意保険との一括払	
保険金(損害賠償額)の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日	

氏名								
金額	円							
受領年月日	年 月 日							
保険契約者(氏名)								
保険会社名	電話							
担当者名								
保険会社住所								
9 あなた(被災職員)の人身傷害補償保険について記載してください。								
人身傷害補償保険に……加入している・加入していない								
加入保険会社名								
自動車保険証券番号								
人身傷害補償保険金の請求の有無 有 ・ 無								
人身傷害補償保険金の支払を受けている場合は、受けた金額及びその年月日								
円 平成 年 月 日								
10 身体損傷について記載してください。								
区分	被 災 職 員			第 三 者(加 害 者)				
部位・傷病名	咬傷							
程 度	全治 1週間							
診療機関名	〇〇県立〇〇病院							
診療機関住所	〇〇市〇〇町〇〇〇							
11 損害賠償の受領額について記載してください。								
今までに事故に関して基金以外の者から金品を……受領した・受領の予定 <input checked="" type="checkbox"/> (受領していない)								
上の質問で、受領したあるいは受領の予定と答えた場合には、いつ、だれから、なにを、いくらもらったかを記入してください。(基金の補償額の算定に重要です。また故意に虚偽の申告をした場合には、補償費の返還を命ずることがありますので注意してください。)								
受領年月日	金額又は品名	支払者	名 目	受領年月日	金額又は品名	支払者	名 目	

12 第三者との話し合いの状況について記載してください。

現在相手方(加害者)と……示談する段階ではない・示談中・示談をする予定・示談が成立した・示談はしない

その他()

上記の状況等を記載してください。

治療費等については、相手方が“全額負担することで”
話し合いがされている。

13 過失割合について、あなたはどのように考えるか記載してください。

被災職員(0)% 第三者(加害者)(100)%

その理由 飼い主は犬を外に出さない工夫がされているから。

14 治療に係る地方公務員災害補償基金(基金)への補償請求の有無について記載してください。

治療費を基金へ請求しますか。(イ～ハを選択してください。)

……イ 基金へ請求しない(全額第三者へ請求する。)

ロ 一応基金へ請求しない(第三者が支払った残りを請求する。)

ハ 基金へ請求する

上記請求方法を選択した理由を具体的に記載してください。

治療費等については、相手方が“全額負担することで”
話し合いがされているため。

所属長の証明欄

上記の記載内容は事実と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇月〇日

所 属 〇〇市〇〇課

職・氏名 〇〇 〇〇

印

- 1 (公務災害・通勤災害)のいずれか及び(交通事故・交通事故以外)のいずれか該当するものに○をしてください。
- 2 災害発生後、念書(兼同意書)及び確約書(確約書が取れない場合は、未提出理由書)と共に速やかに提出してください。
- 3 第三者(加害者)と示談(和解)を行う場合は、その内容等について、あらかじめ地方公務員災害補償基金福島県支部に必ず相談してください。示談内容によっては補償額に重大な影響がありますのでご注意願います。

公務・通勤災害認定請求書添付資料一覧表

		添付資料	診断書 (初診日療養見込期間)	現認書又は事実証明書	見取図	出張(外勤)命令の写	宿直勤務命令の写	経路図	通勤届の写	時間外休命日の被當災分	勤務の休命日令写	出勤簿の写	事務分掌表	勤務割合	既往病歴調書	医師の意見書	第三者加害報告書	交通事故証明書	示談書の写(締結後)	勤務時間に関する規程等	被災前日及び当日の行動表	その他の
区分																						
公務の場合	負傷	(1) 勤務時間中	○ ○ ○									○ ○										教員のクラブ活動に係る事務については、年間計画表、時間割表
		(2) 時間外(休日)勤務中	○ ○ ○							○		○ ○										
	傷害	(3) 宿日直勤務中	○ ○ ○		○							○ ○										
		(4) 通勤途上	○ ○ ○	(○)	○ ○ ○ (○)							○ ○					(○)(○)					
	の	(5) 出張(外勤)中	○ ○ ○ ○	○	○							○ ○					(○)(○)					訓練実施計画書又は訓練中であることを証明できる資料
		(6) 訓練中	○ ○ ○									○ ○										
	災	(7) レクリエーション参加中	○ ○ ○																			○ 任命権者が計画・実施したこととを明らかにし得る「開催要領」等の資料 ○ 共催団体がある場合にはその団体の性格(条例、規則上の性格)及び当該団体の計画・実施の関与状況
		(8) 第三者加害行為	○ ○ ○									○ ○					○ ○ (○)					
	害	(9) 交替制勤務者	○ ○ ○									○ ○ ○										○ 採用通知の写 ○ 出勤簿の写は、月に20日(4.5.1以降は18日)以上勤務し継続して12月を超えていること。
		(10) 常勤的非常勤職員	○ ○ ○									○ ○										
疾病の場合	害	(1) 一般疾病										○ ○		○ ○ ○ ○							○	○ 最近の健康状態 ○ 発症時の姿勢・加わった外力の大きさ等の資料 ○ 腰痛調書
		(2) 脳疾患										○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
		(3) 心臓疾患										○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○										
		(4) 腰痛症										○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					(○)					
通勤	災害	(1) 第三者加害行為	○ ○ ○									○					○ ○ (○) ○					
		(2) その他	○ ○ ○									○									○	

(注) 1. (○)は必要に応じて添付する。

2. 上記のほか、認定上必要と認められる資料を追加提出してもらう場合があります。

3. キーパンチャー等の上肢作業に基づく疾病については、基金関係例規集中の通達による調査項目表を添付する。

4. 出張(外勤)中の場合であっても、出張(外勤)目的地で災害が生じた場合は経路図の添付を省略することができます。

5. B型・C型肝炎ウィルス、ヒト免疫不全ウィルス及び梅毒菌に汚染された血液等に公務上接触した場合(針刺し事故等)の認定請求の際には、当該汚染血液の災害発生前の血液検査の写及び被災職員の災害発生後の血液検査の写を添付すること。

6. 勤務公所を離れた所での災害の場合は、出張(外勤)中の添付資料に準じます。

第三者加害事案について

収集すべき資料

第三者加害事案の場合には、通常の認定請求書等と併せて、「第三者加害報告書」を提出させなければならない。また、当該災害が自動車事故による場合には、「事故発生状況報告書」及び自動車安全運転センターが証明する「交通事故証明書」を添付しなければならない。

また、上記書類のみでは災害発生の状況等が把握できない場合には、事案に応じて、災害発生現場の写真、詳細な図面、第三者に関する資料等を提出させる必要がある。

なお、第三者加害事案の認定には直接関係しないが、上記の文書の他に受給権者から示談に関する「念書（兼同意書）」及び第三者からの「確約書」を認定請求時に提出させる。

① 受給権者から提出させる書類

必要書類	事 案	交通事故	左以外	備 考
ア 第三者加害報告書	○	○		可能な限り正確かつ詳細に記載
イ 事故発生状況報告書	○			図面は正確かつ詳細に記載
ウ 交通事故証明書	○			
エ 受給権者からの念書(兼同意書)	○	○		
オ 第三者からの確約書	○	○		取れない場合は「未提出理由書」を提出。 保険会社からは不要。

② 上記書類によっては十分な状況の把握ができない場合に事案に応じて受給権者から提出させる 又は支部が収集することが必要と考えられる書類等の一例

必 要 書 類	備 考
災害発生の状況に関する補足資料	
災害発生現場見取図	事故状況に関する詳細な図面
災害発生現場等の写真	現場写真・自動車等の破損状況等の写真
目撃者に関する資料	目撃者の氏名及び連絡先
第三者に関する補足資料	
保険契約に関する資料	自動車保険証券（契約書）、自賠責保険証明書の写し

第11 補償等の請求（申請）手続

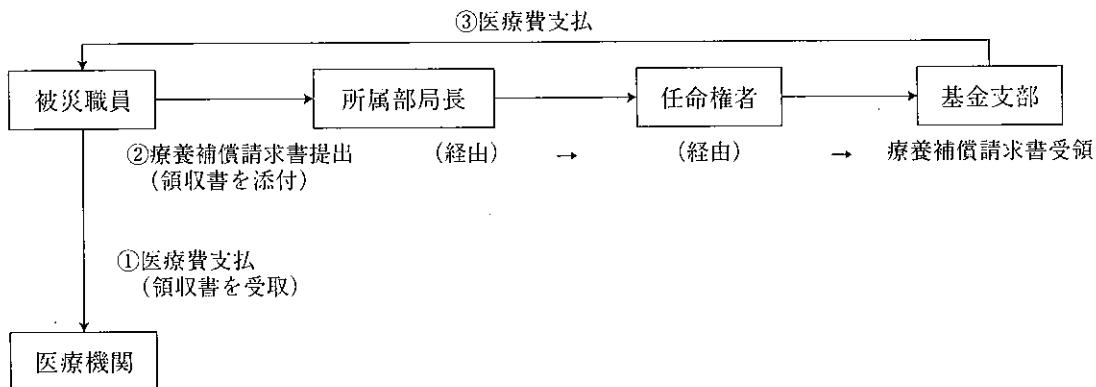
1 療養補償の請求手続

療養補償の請求は、基金所定の療養補償請求書に所定事項を記載し、下記により基金に提出しなければなりません。

なお、コルセット、松葉杖等の治療器具などを請求する場合は、それらを必要とした具体的な理由及び期間を記載した医師の証明書を添付する必要があります。

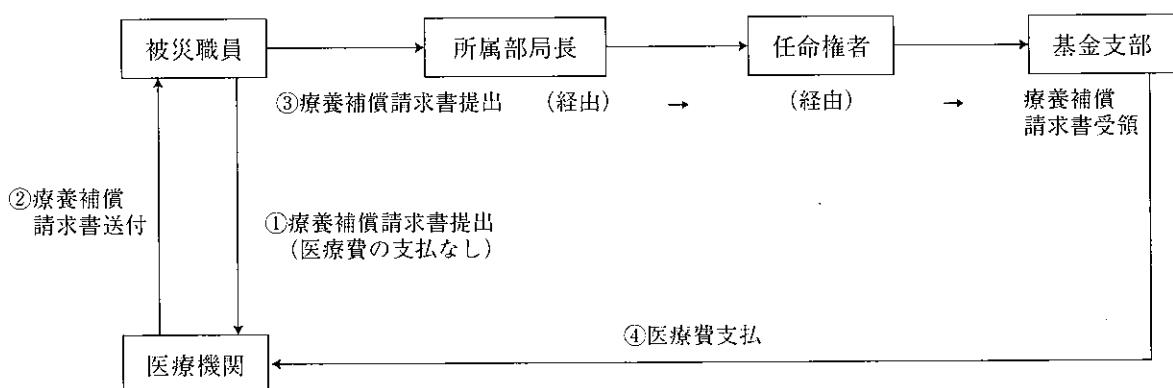
【一般の医療機関における手続き】

〈被災職員が医療機関に医療費を支払った場合〉



- ① 被災職員は、医療機関から医療費の支払いを求められ、現金で支払う。
- ② 被災職員は、療養補償請求書（様式第6号）の表面に必要事項（認定番号、請求者の住所・氏名、振込口座等）を記入し、裏面には医療機関に診療費明細及び医師の証明を記入してもらい、領収書の原本を添付のうえ、所属部局長及び任命権者経由で基金支部へ提出する。
- ③ 基金支部は被災職員の指定口座に医療費を支払う。

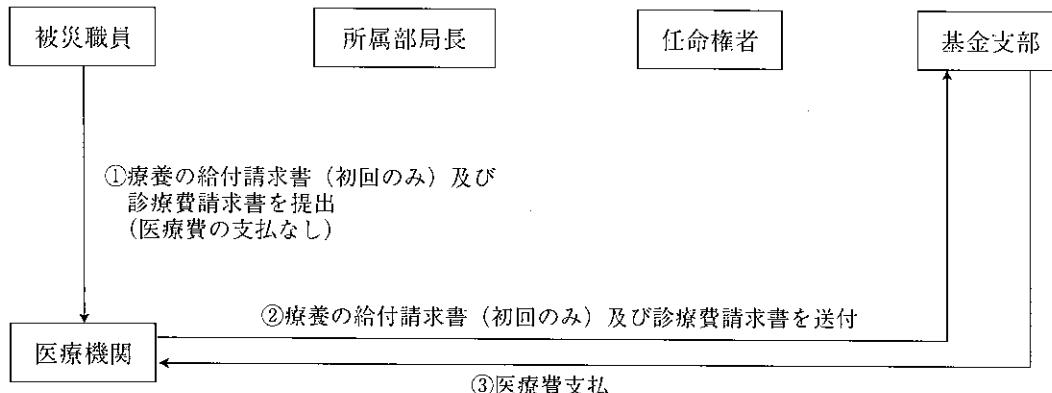
〈被災職員が医療機関に医療費を支払わない場合〉



- ① 被災職員は、必要事項（認定番号、請求者の住所・氏名等）を記入した療養補償請求書（様式第6号）を医療機関へ提出し、医療費を支払わない。【受領委任】

- ②、③ 医療機関は、1ヶ月分の医療費をまとめて、療養補償請求書（様式第6号）に診療費請求明細を添付し、被災職員（所属部局長・任命権者）経由で基金支部へ提出する。
- ④ 基金支部は、医療機関の指定口座に医療費を支払う。

【指定医療機関における手続】



- ① 被災職員は、必要事項（認定番号、請求者の住所・氏名等）を記入した療養の給付請求書（様式第5号）*及び診療費請求書（別紙様式）を指定医療機関へ提出し、医療費を支払わない。
※「療養の給付請求書（様式第5号）」は、初回のみ提出する。
- ② 指定医療機関は、1ヶ月分の医療費をまとめて、療養の給付請求書（様式第5号）*及び診療費請求明細を添付した診療費請求書（別紙様式）を基金支部に直接提出する。
※「療養の給付請求書（様式第5号）」は、初回のみ提出する。
- ③ 基金支部は、医療機関の指定口座に医療費を支払う。

◆指定医療機関について

指定医療機関とは、公務（通勤）災害と認定された被災職員が、費用を負担することなく療養を受けることができるよう、基金が（地方公務員災害補償基金業務規程第6条に基づき）あらかじめ指定した病院のことです。

(1) 請求することができる者

公務（通勤）災害の認定を受けた被災職員等

(2) 請求書の記入方法

記載事項	記入方法
「認定番号」	<input type="radio"/> 公務（通勤）災害認定通知書により記入すること。
「請求回数」（様式第6号のみ）	<input type="radio"/> 最初の請求から順次その回数を記入すること。
「請求年月日」	<input type="radio"/> 所属部局長に提出する日であること。
「印」	<input type="radio"/> 押印すること。
「1 補償費用の受領委任」 (様式第6号のみ)	<input type="radio"/> 医療機関へ支払うべき医療費を支払っていない場合で、当該医療機関が被災職員に代ってその診療費を受領する場合に該当するものであること。

記載事項	記入方法
「2 被災職員に関する事項」 以下、「3」～「8」までは 様式第6号のみ	○ 公務（通勤）災害認定請求書の記入方法に同じ。
「3 診療費」	○ 「10 診療費請求明細」の合計額を転記すること。
「5 看護料」	○ 「3 診療費」に含まない場合で、医学的に必要と医師 が認めた看護について記入すること。 看護師：正准看護師資格者の場合 付添人：いわゆる家政婦の場合 期間：実際に看護を受けた期間 金額：実際に支払った額
「6 移送費」	○ 通院等に要した交通費、その他入退院時の荷物の運搬 に要した人件費、運送費又は死体運搬費等について記入 すること。
「7 上記以外の療養費」	○ 「3 療養費」に含まない食事費、治療材料費等につい て記入すること。
「8 療養補償請求金額」	○ 3～7までの合計額を記入すること。
「9 送金希望の場合」	○ 原則として口座振込の方法をとっているので「振込み」 欄に、受領者の預金口座等を記入すること。
「10 診療費請求明細」	○ 受診医療機関において記入してもらうこと。

(注) 1. 療養補償請求書は、原則として月ごとに1葉とすること。

2. 療養補償請求書の作成は、受領者ごとに行うこと。

3. 医療機関に受領委任する場合は、受診時に事前了解を得ておくこと。

(3) 添付資料

事項	具体的な資料の例示
看護料	○ 看護（付添）料等領収書、請求明細書 ○ 看護証明書
1 交通費等の場合 (1) タクシー等の利用	○ タクシー等を必要とする医師の証明書 ○ 領収書及び移送費明細書
(2) 一般交通機関の利用	○ 移送費明細書
(3) 介護付添人の費用を 要した場合	○ 介護付添を必要とする医師の証明書 ○ 領収書
2 人件費、運搬費等	○ 領収書

事　　項	具　体　的　な　資　料　の　例　示
前記以外の療養費	○ 必要であることの医師の証明書、領収書（病院等に受領を委任する方法もある。）
	○ 個室（上級室）使用証明書、領収書（病院等に受領を委任する方法もある。）
	○ 必要であることの医師の証明書、領収書
	○ 必要であることの医師の証明書、領収書（病院等に受領を委任する方法もある。）
	○ 必要であることの医師の証明書、領収書（病院等に受領を委任する方法もある。）
	○ 領収書（病院等に受領を委任する方法もある。）

(4) 共済組合員証を使用した場合の請求方法

やむを得ず共済組合員証を使用した場合の医療費については、① 共済組合と医療機関との間で調整し、改めて被災職員（医療機関に受領委任）から基金支部に請求する方法と、② 共済組合から基金支部に対して直接請求され、基金支部からその費用を共済組合等に支払う方法とがあります。

なお、基金では「①」により共済組合員証を未使用の状態に戻し、改めて被災職員から請求する方法を原則としています。

(5) 「治ゆ」したときの手続

公務災害又は通勤災害に認定された傷病が治ゆ（症状固定）したときは、被災職員は、必ず「療養の終了（治ゆ）報告書」（151ページ参照）を所属部局長を経由して提出してください。第三者加害事案等で基金へ療養補償の請求をしなかった場合でも報告は必要です。（なお、この場合は、示談書等の写を添付してください。）

療養の給付請求書

認定番号	OO-190001
------	-----------

地方公務員災害補償基金福島県支部長様		請求年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
		請求者の住所 [〒] OO県OO市 OO町1-2
下記の指定医療機関等における療養の給付を請求します。		ふりがな 氏名 福島 太郎 
1 被 災 す る 職 員 事 項	所属団体名 OO市	所属部局名 OO部OO課OO係
	氏名 福島 太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)	職名 主査 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤的非常勤
		負傷または 発病の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
2 疗 養 を 受 け よ う と す る 医 疗 机 关 指 定 よ う と す る 医 疗 机 关 指 定	新 所在地 OO市OO町OO-0	名称 OO病院
	旧 所在地	名称

本人記入

* 受理	平成 年 月 日	* 通知	平成 年 月 日
* □支給決定 □不支給	平成 年 月 日		

[注意事項]

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「2 療養を受けようとする指定医療機関」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関の所在地及び名称を記入し、現在療養を受けている医療機関を変更しようとする場合には、新旧の指定医療機関の所在地及び名称を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。

診療費請求書

平成〇年〇月〇日

地方公務員災害補償基金福島県支部長様

住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇

請求者

(指定医療機関) 氏名

〇〇病院

〇印

診療費を下記のとおり請求します。

請求額

円

ただし、

基金認定番号	〇〇-190001
所 属	〇〇市
氏 名	福島 太郎
請求内容	平成〇年〇月分療養費 別紙診療費請求明細のとおり

指定医療機関で記入

送金希望の場合	銀行振込み	振込先金融機関名 〇〇銀行〇〇支店	法人機関又は役職の名称 〇〇病院	預金名義者名 (フリガナ)
		口座の記号番号 54321		
		□普通預金 □当座預金		
	その他		氏名 院長 〇〇〇〇	

* 受理 平成 年 月 日	* 通知 平成 年 月 日	* 支払 平成 年 月 日	* 決定金額 円
------------------	------------------	------------------	-------------

(注) 請求者は、*印の欄には記入しないこと。

医療機関に受領委任する場合(病院)

様式第6号

療養補償請求書

1号紙

認定番号	〇〇-190001
請求回数	第1回(〇年〇月分)

地方公務員災害補償基金福島県支部長 殿 下記の療養補償を請求します。	請求年月日 平成〇年〇月〇日 請求者の住所 〇〇市〇〇町1-2 ふりがな ふくしま たけし 氏名 福島 太郎 
---------------------------------------	---

1 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を <u>郡山医院</u> <u>郡山二郎</u> に委任します。 委任者の氏名 <u>福島 太郎</u> 		
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の住所 <u>〇〇市〇〇町〇〇-〇</u> 医療機関等の名称 <u>郡山医院</u> 氏名(代表者名) <u>郡山二郎</u> 		
2 被災する職員に係る事項	所属団体名 <u>〇〇市</u>	所属部局名 (電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇) <u>〇〇部〇〇課〇〇係</u>	
	氏名 <u>福島 太郎</u>	職名 <u>主査</u> <input checked="" type="checkbox"/> 勤常勤 <input type="checkbox"/> 勤常勤的非常勤	
	昭和〇年〇月〇日生(〇歳)	負傷又は発病の年月日 平成〇〇年〇月〇日	
3 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり <u>407,088</u> 円		
4 調剤費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり		
5 看護料	□訪問看護 内訳は「*12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり	円	
	平成 年 月 日から 日間 <u>看護師の資格</u>	円	
	平成 年 月 日まで <u>□有 □無</u>	円	
6 移送費	□交通費 から まで キロメートル <u>□片道 □往復</u>	円	
	□その他の移送費	円	
7 上記以外の療養費	円		
8 療養補償請求金額 (3~7の合計額)	<u>407,088</u> 円		

9 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名 <u>〇〇銀行</u> <u>〇〇支店</u>	預金名義者名 <u>コオリヤマイン</u> <u>郡山医院</u>	法人機関又は役職の名称(個人名義の場合は記入不要です。)
		口座番号 <u>1234567</u>		
		<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		
		送金小切手 銀行 支店		
その他				

*受理 平成 年 月 日	*通知 平成 年 月 日	*支払 平成 年 月 日	*決定金額 円

[注意事項]

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「認定番号」の欄は、第1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとするとする場合にのみ記入すること。
- 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(例えば診断書料、入院室料差額等)を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

本人記入

医療機関で記入

*10 診療費請求明細				(職員氏名) 福島太郎	
傷病名	右下腿骨々折 アイウ			診療開始日	ア 平成〇〇年4月1日 イ 年 月 日 ウ 年 月 日
初診	時間外・休日・深夜			点	診療期間 平成〇〇年4月30日まで
再診	再診	×	回	傷病の経過	30日
	外来診療料	×	回		
	継続管理加算	×	回		
	外来管理加算	×	回		
	時間外	×	回		
休日	×	回			
深夜	×	回			
指導				転帰	平成〇〇年4月30日
在宅	往診	回		摘要	要
	夜間	回			
	深夜・緊急	回			
	在宅患者訪問診察	回			
	その他の薬剤	回			
投薬	内服	薬剤 15 単位	670		注 労災診療費における「療養の給付請求書取扱料」は療養補償の対象とはなりません。
	屯服	調剤 × 5 単位	45		
	外用	薬剤 調剤 × 単位			
	処方	薬剤 × 回			
	麻毒基	調剤 × 回			
注射	皮下筋肉内	回			明細（薬品名・検査名・治療材料等）を摘要欄に記入
	静脈内	回			
	その他	1回	696		
処置	薬剤	18回	504		個室（上級室）等使用証明書を添付
手術・酔	薬剤	1回	750		
検査	薬剤	回			
画像診断	薬剤	回	1,308		初診料 3,760円
その他		回	195		
入院	入院年月日	平成〇〇年4月1日			
	病・診・衣	入院基本料・加算			
		779 × 25 日間			
		595 × 1 日間			
		454 × 7 日間			
		440 × 7 日間			
288 × 12 日間					
特定入院料・その他	食事	基準	円×	日間	
		円×	日間		
		円×	日間		
診療報酬点数表により計算できるもの	合計点数	33,952 × 1点単価	11.50円	390,448 円	
診療報酬点数により計算できないもの	診断書料	(院室料差額等)	1,000円 2,000円 × 6日	16,640 円	
診療費請求合計額				407,088 円	
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)					
平成 年 月 日	診療機関の	所在地 名稱 医師の氏名			

~~上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)~~

診療機関の { 所在地
名 称
医師の氏名

消費税は非課税

療養補償請求書

認定番号	○○○○-○○○○
請求回数	第2回(20年8月分)

地方公務員災害補償基金福島県支部長 殿		請求年月日 平成20年0月00日	
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所 ○○○○-0000 ○○県○○市○○町1-2	
1 補償費用の受領委任	ふりがな ふくしまたろう 氏名 福島太郎 		
	この請求書による療養補償の費用の受領を 杉妻調剤薬局 に委任します。 委任者の氏名 福島太郎 		
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の 住所 福島市杉妻町1-10 医療機関等の名称 杉妻調剤薬局  氏名(代表者名) 杉妻一郎 		
2 被災する事項	所属団体名 福島県	所属部局名 (電話番号 5321-1111) ○○局○○部	
	氏名 福島太郎	職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤的非常勤 <input type="checkbox"/> 再任用短時間	
	昭和34年2月1日生(49歳)	負傷又は発病の年月日 平成20年7月3日	
3 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり 円		
4 調剤費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり 7,970円		
5 看護料	□訪問看護 内訳は「*12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり 円		
	平成 年 月 日から 日間 (看護師の資格) 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円	
6 移送費	□交通費 からまで キロメートル □往復 <input type="checkbox"/> 片道 回	円	
	□その他の移送費		
7 上記以外の療養費	円		
8 療養補償請求金額 (3~7の合計額)	円		
9 送金希望の場合	振込み 送金小切手 その他	振込先金融機関名 ××銀行 △△支店 口座番号 50432 <input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	預金名義者名 法人機関又は役職の名称(個人名義の場合は記入不要です。) スギツマチヨウザイヤッキョク 杉妻調剤薬局 (フリガナ) 氏名 スギツマイチロウ 杉妻一郎
*受理 平成 年 月 日	*通知 平成 年 月 日	*支払 平成 年 月 日	*決定金額 円

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「認定番号」の欄は、第1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(例えは診断書料、入院室料差額等)を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

本人記入

薬局で記入

*11 調剤費請求明細			(職員氏名)	福島太郎			
処方せんを交付した診療機関の 担当医氏名		名 称	東北外科病院				
		所 在 地	福島市杉妻町1-7				
調 剂 期 間		平成20年8月9日から20年8月26日まで 18日間 調剤実日数 2日					
医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数	
			医薬品名・規格・用量・剤型・用法	単位薬剤料		調剤料	薬剤料
1	8.9	8.9	ボルタレン錠 25mg 3T ダーゼン 10mg錠 3T アズレン・グルタミン細粒「EMEL」 2g 「内服」分包 每食後服用	16	14 63 63	点 224 224	点 後2 後2
1	8.9	8.9	ボルタレンサポ 50mg 10個 「外用」	87	1	10	87
処方せん受付 回 数	2 回	摘要					
調剤基本料(点) 88		時間外加算等(点)	指導料(点) 2	合計点数 34		合計金額 7,970 円	
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、調剤に当たった薬剤師に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)							
平成 年 月 日							
薬局の 所在 地 名 称 薬剤師の氏名							

(注) 本様式への記載に代えて薬局が電算で打ち出したもの等を明細として添付することができます。

療養補償請求書

認定番号	〇〇-190001
請求回数	第1回(〇〇年4月分)

地方公務員災害補償基金福島県支部長様

下記の療養補償を請求します。

請求年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

請求者の住所 〇〇県〇〇市

氏名 福島太郎

〇〇町1-2
ふくしまたろう

1. 補償費用の受領委任 この請求書による療養補償の費用の受領を 郡山歯科医院 郡山二郎 に委任します。
委任者の氏名 福島太郎

上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。

受任者の
 住所 〇〇市〇〇町〇〇-〇
 医療機関等の名称 郡山歯科医院
 氏名(代表者名) 郡山二郎



2. 被関係する職員事項 所属団体名 〇〇市 所属部局名 (電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)
 氏名 福島太郎 職名 主査 勤常勤 常勤的非常勤 再任用短時間
 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 発病の年月日 平成〇〇年4月1日

3. 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり	405,863 円
4. 調剤費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり	円
5. 看護料	□訪問看護 内訳は「*15 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり	円
6. 移送費	□交通費 からまで キロメートル □片道 □その他の移送費	円
7. 上記以外の療養費		円
8. 療養補償請求金額 (3~7の合計額)		405,863 円

9. 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名 〇〇銀行〇〇支店 口座の記号番号 1234567 <input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	預金名義者名 法人機関又は役職の名称(個人名義の場合は記入不要です。) コオリヤマシカイイン 郡山歯科医院 (フリガナ) コオリヤマジロウ 氏名 郡山二郎
	送金小切手	銀行 支店	
	その他		

*受理 平成〇〇年〇〇月〇〇日	*通知 平成〇〇年〇〇月〇〇日	*支払 平成〇〇年〇〇月〇〇日	*決定金額 円
--------------------	--------------------	--------------------	------------

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「認定番号」の欄は、第1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(例えば診断書料、入院室料差額等)を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

記名押印又は自筆による
署名を忘れないこと。

医療機関で記入

診療報酬明細書(歯科)

平成 年 月分 県番

医コ

3歯科

公負①	公受①
-----	-----

保険	
記号・番号	[]

氏名	特記事項	届出
		補管・歯根管・外来環 GTR・医管・在籍 う歯無痛・特連・手術 歯冠・明細・在籍 菌CAD・歯リハ2
職務上の事由		保険

傷病部位	見本	開始日 年 月 日												
		実日数 日(日)												
		転帰 治ゆ 死亡 中止												
初診	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	禁	禁	禁	禁	禁	
再診	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	禁	禁	禁	禁	禁	
管理・リハ	虫管	十	義管	実地指	周I(前)	周I(後)	周II(前)	周II(後)	周III	審査	審査	審査	その他	
投薬・注射	内・屯・外・注				調	処方	十	情	十	処	十	注		
X線検査	全顎 枚	写	P混検		P部検	基本	精密	その他						
	S 培	運動		平測		検査	検査							
バ	EMR													
う歯	保護装置		填塞			知覚過敏			調					
処置	抜	感	根	根		加压		生切	除	F局				
	根					根充				T.cond				
	隨	処	貼	充		充		歯清	去					
S C	十	十	SRP	前	小	大	前	小	大					
PCur	前	小	大	前	小	大	S P T	P処	P基処					
抜歯	乳	前	臼	難	理	十		切開						
その他の							特定	薬剤						
麻酔	伝麻	浸麻	その他											
補助	維持管理		印象											
菌	前	十	(窓)	充形										
冠形成	生金シ活	十	(窓)	洞	十									
冠修復	前乳	十		修形										
冠修復及	金銀						TeC	充填						
金屬	前バ						硬ジ			充填I				
復	銀ニ						ジ	乳		充填II				
冠修復	大バ							修理工						
及	大銀							装着	十					
び	大二							装着						
欠	14K													
損	ボンテック	大	小	裏	バ前	バ小	Br	バ	鋸バ	二				
補	造ニ		銀	装	14K	他	装着	バ	届バ上	下				
継	前	装	バ	二	銀				曲不持	保				
その他の														
その他														
摘要											公費分請求	点	合計	点
											点数決定※	点		
要											患者負担額(公費)	円	決定※	点
											高額療養費※	円	一部負担	円

歯科・電算様式(平成26年4月版)

(注) 診療機関が電算で打ち出したレセプトを添付してください。

文書料		その他点数で算定できないもの等	
<input type="checkbox"/> 認定時診断書	円	<input type="checkbox"/> 初診	円
<input type="checkbox"/> 休業補償証明	円	<input type="checkbox"/> 再診	円
<input type="checkbox"/>	円	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	円	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	円	<input type="checkbox"/>	
摘要			
点数で算定するものの合計 (表面①の点数×1点単価) 点 × 円 =		点数で算定できないものの合計額 円②	円③
請求額 (②+③) 円			
歯科医師の証明 (※ 本人が請求する場合は、この欄に歯科医師による内容証明を受け、領収書等を添付してください。なお、診療に当たった診療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合には、この欄の記入は不要です。)			
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。			
年 月 日			
診療機関の	所 在 地 名 称 歯科医師の氏名		

- 注 1 労災診療単価（課税医療機関1点12円、非課税医療機関1点11.5円）により算定することができます。
 2 補償の範囲は、原則として、健康保険における療養の給付の範囲と同様です。
 3 薬名、回数等は、すべて摘要欄に記入してください。

(注) 本様式への記載に代えて診療機関が電算で打ち出したもの等を明細として添付することができます。

療養補償請求書

認定番号	00-190001
請求回数	第2回(00年4月分)

地方公務員災害補償基金福島県支部長様		請求年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所 〇〇県〇〇市 〇〇町1-2 氏名 福島太郎	
1. 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を(社福)杉妻義肢製作所に委任します。 委任者の氏名 福島太郎		
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者 住所 福島市杉妻町〇〇-〇〇 医療機関等の名称 (社福)杉妻義肢製作所 氏名(代表者名) 杉妻〇〇		
	所属団体名 〇〇市 所属部局名 (電話番号0000-00-0000) 〇〇部〇〇課〇〇係		
2. 被閲 災す 職る 員事 に項	氏名 福島太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)	職名 主査 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤的非常勤 <input type="checkbox"/> 再任用短時間	
	負傷又は発病の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
3. 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり		
4. 調剤費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり		
5. 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「*15 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		
	<input type="checkbox"/> 看護婦 平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇日間		
	<input type="checkbox"/> 付添婦 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで		
	<input type="checkbox"/> その他		
6. 移送費	<input type="checkbox"/> 交通費 から〇〇までキロメートル <input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復		
	<input type="checkbox"/> その他の移送費		
7. 上記以外の療養費	13,500 円		
8. 療養補償請求金額(3~7の合計額)	13,500 円		
9. 送金希望の場合	振込先金融機関名 〇〇銀行〇〇支店	預金名義者名 法人機関又は役職の名称(個人名義の場合は記入不要です。) シャツク スギツマギンセイサクジョ (社福)杉妻義肢製作所 (フリガナ) シキツマ 氏名 杉妻〇〇	
	口座の記号番号 1234567		
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		
	送金小切手 銀行 支店		
その他			
*受理 平成〇〇年〇〇月〇〇日	*通知 平成〇〇年〇〇月〇〇日	*支払 平成〇〇年〇〇月〇〇日	*決定金額 円

消費税その他非課税

補装具所で記入

(注意事項)

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「認定番号」の欄は、第1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(例えば診断書料、入院室料差額等)を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名が可能である。

*10 診療費請求明細				(職員氏名)							
傷病名	ア イ ウ			診療開始日	ア 平成 年 月 日	診療期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	平成 年 月 日	診療実日数	日
初診	時間外・休日・深夜			回 点							
再 診	再 診	診	×	回							
	外 来 診 療 料	×	回								
	継 続 管 理 加 算	×	回								
	外 来 管 理 加 算	×	回								
	時 間 外	×	回								
休 日	×	回									
深 夜	×	回									
指 導											
	在 宅	往 診	回								
		夜 間	回								
		深 夜・緊 急	回								
		在宅患者訪問診察	回								
そ の 他		回									
投 药	内 服	薬剤	単位								
	内 服	調剤	×	回							
	屯 服	薬剤	単位								
	屯 服	調剤	×	回							
	外 用	薬剤	単位								
注 射	外 用	調剤	×	回							
	處 方	回									
	麻 毒	回									
	調 基	回									
	處 置	回									
手 麻 術 酒	薬 剂	回									
	検 查	回									
	画 診 像 断	回									
	そ の 他	回									
	入 院	入院年月日	平成 年 月 日								
入 院	病・診・衣	入院基本料・加算									
		×	日間								
		×	日間								
		×	日間								
		×	日間								
特 定 入 院 料 ・ そ の 他	入院年月日	平成 年 月 日									
合計点数	× ¹ 点単価										
診療報酬点数表により計算できるもの										円	
診療報酬点数により計算できないもの	診断書料・入院室料差額等									円	
診療費請求合計額										円	
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)											
診療機関の 所 在 地 福島市杉妻町〇〇-〇 名 称 杉妻病院 医師の氏名 杉妻太郎											
印											

注 請求の内容に応じた請求書等を添付すること。

コルセットや、松葉杖、補装具等の治療に器具を請求する場合は、ここに必要である旨の医学的所見を記入してもらって下さい。

必ず医師の証明を受けて補装具所の請求書を添付すること。

平成〇〇年〇月〇〇日

医師の証明印必要

療養補償請求書

認定番号	〇〇-190001
請求回数	第2回(〇〇年4月分)

地方公務員災害補償基金福島県支部長様	請求年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
下記の療養補償を請求します。	請求者の住所 〇〇県〇〇市 〇〇町1-2 氏名 福島太郎
	印

1. 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領に委任します。 印		
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者 住所 医療機関等の名称 氏名(代表者名) 印		
2. 被閲 災す 職る 員事 に項	所属団体名 〇〇市	所属部局名 (電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) 〇〇部〇〇課〇〇係	職名 主査 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤的非常勤 <input type="checkbox"/> 再任用短時間
	氏名 福島太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)	負傷又は 発病の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
3. 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり		円
4. 調剤費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり		円
5. 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「*15 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円
	<input type="checkbox"/> 看護婦 平成 年 月 日から 日間		円
	<input type="checkbox"/> 付添婦 平成 年 月 日まで		円
6. 移送費	<input type="checkbox"/> 交通費 自宅から〇〇町まで 10キロメートル <input type="checkbox"/> 片道 <input checked="" type="checkbox"/> 往復 6回		24,000 円
	<input type="checkbox"/> その他の移送費		
7. 上記以外の療養費			円
8. 療養補償請求金額 (3~7の合計額)			24,000 円
9. 送金希望の場合	振込先金融機関名 〇〇銀行〇〇支店	預 金 名 義 者 名 (フリガナ) 氏名	法人機関又は役職の名称(個人名義の場合は記入不要です。)
	口座の記号番号 1234567		フクシマタロウ
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		福島太郎
	送金小切手 銀行 支店		
その他			
*受理 平成 年 月 日	*通知 平成 年 月 日	*支払 平成 年 月 日	*決定金額 円

本人の口座
(郵便局を除く)
銀行・支店名を記入する。

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「認定番号」の欄は、第1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(例えは診断書料、入院室料差額等)を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

*10 診療費請求明細				(職員氏名)						
傷病名	ア イ ウ			診療開始日	ア 平成 年 月 日	診療期間	平成 年 月 日から			平成 年 月 日まで
	イ 平成 年 月 日	ウ 平成 年 月 日	診療実日数		平成 年 月 日					
初診	時間外・休日・深夜			回 点	傷病の経過					
再診	再 診	×	回							
	外 来 診 療 料	×	回							
	継 続 管 理 加 算	×	回							
	外 来 管 理 加 算	×	回							
	時 間 外	×	回							
休 日	×	回								
深 夜	×	回								
指導					転帰	平成 年 月 日				
在宅	往 診	回								
	夜 間	回								
	深 夜・緊 急	回								
	在宅患者訪問診察	回								
	そ の 他	回								
薬 剤	回									
投薬	内服	薬剤	単位							
		調剤	回							
	屯服	薬剤	単位							
		調剤	回							
	外用	薬剤	単位							
	調剤	回								
処 方	回	回								
麻 毒	回	回								
調 基	回	回								
注射	皮 下 筋 肉 内	回								
	静 脈 内	回								
	そ の 他	回								
処置	薬 剤	回								
手 麻 術 酒 醇	薬 剤	回								
検査	薬 剤	回								
画像診断	薬 剤	回								
その他の										
入院	入院年月日	平成 年 月 日			食事					
	病・診・衣	入院基本料・加算								
		×	日間							
		×	日間							
		×	日間							
		×	日間							
特定期料・その他				基 準	円 × 日間					
診療報酬点数表により計算できるもの				合計点数	× ^{1点単価}	円				
診療報酬点数により計算できないもの				診断書料・入院室料差額等					円	
診療費請求合計額									円	
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)										
平成〇〇年〇月〇〇日						診療機関の所在地 福島市杉妻町〇〇-〇 名 称 杉妻病院 医師の氏名 杉妻太郎				

注 請求の内容に応じた医師の証明書・領収書等を添付すること。

移送費明細書を添付する。

診療費を自己負担した場合は必ず証明を受けて領収書を添付すること。

医師の証明印必要



療養補償請求書

認定番号	00-190001
請求回数	第2回(00年4月分)

地方公務員災害補償基金福島県支部長様	請求年月日 平成〇年〇月〇日
請求者の住所 ○○県○○市 ○○町1-2 氏名 福島太郎 	
下記の療養補償を請求します。	

1. 補償費用の受領委任	この請求書による療養補償の費用の受領を _____ に委任します。 委任者の氏名 _____ 	
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者 住所 _____ 医療機関等の名称 _____ 氏名(代表者名) _____ 	
2. 被関災する職員事に項	所属団体名 ○○市	所属部局名 (電話番号0000-00-0009 ○○部○○課○○係)
	氏名 福島太郎 昭和〇年〇月〇日生(〇〇歳)	職名 主査 <input checked="" type="checkbox"/> 勤常勤 <input type="checkbox"/> 常勤的非常勤 <input type="checkbox"/> 再任用短時間 負傷又は発病の年月日 平成〇年〇月〇日

3. 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり		円
4. 調剤費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり		円
5. 看護料	□訪問看護 内訳は「*15 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり □看護婦 平成 年 月 日から 日間 □付添婦 平成 年 月 日まで □その他		円
6. 移送費	□交通費 から まで キロメートル □片道 回 □その他の移送費	円	
7. 上記以外の療養費	13,500 円		
8. 療養補償請求金額 (3~7の合計額)	13,500 円		

9. 送金希望の場合	振込先金融機関名 ○○銀行○○支店	預金名義者名 (フリガナ) 氏名	法人機関又は役職の名称(個人名義の場合は記入不要です。)
	口座の記号番号 1234567		フクシマタロウ
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		福島太郎
	送金小切手 銀行 支店		
その他			

*受理 平成 年 月 日	*通知 平成 年 月 日	*支払 平成 年 月 日	*決定金額 円
-----------------	-----------------	-----------------	------------

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「認定番号」の欄は、第1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 「診療報酬点数表により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(例えは診断書料、入院室料差額等)を記入すること。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

記入不要

本人の口座
(郵便局を除く)
銀行・支店名を記入する。

* 10 診療費請求明細				(職員氏名)			
傷病名	ア イ ウ	診療開始日	ア 平成 年 月 日	診療期間	平成 年 月 日から		
			イ 平成 年 月 日	平成 年 月 日まで	ウ 平成 年 月 日	診療実日数	日
初診	時間外・休日・深夜	回 点	傷病の経過	コルセットや、松葉杖、補装具等の治療器具を請求する場合は、ここに必要である旨の医学的所見を記入してもらって下さい。			
再 診	再 診	× 回					
	外 来 診 療 料	× 回					
	継 続 管 理 加 算	× 回					
	外 来 管 理 加 算	× 回					
	時 間 外	× 回					
休 日	× 回						
深 夜	× 回						
指導			転帰	平成 年 月 日			
在 宅	往 診	回		治 ゆ	継 続	転 医	中 止
	夜 間	回					
	深 夜・緊 急	回					
	在宅患者訪問診察	回					
	そ の 他	回					
薬	内服 屯服 外用 處方 麻 毒 調 基	薬剤 調剤 薬剤 調剤 薬剤 調剤	単位 回 単位 回 単位 回 回 回	要			
注 射	皮 下 筋 肉 内 静 脈 内 そ の 他	回 回 回	摘要				
処 置	薬 剤	回 回					
手 麻 術	薬 剤	回 回					
検 查	薬 剤	回 回					
画 診 像 断	薬 剤	回 回					
そ の 他							
入 院	入院年月日	平成 年 月 日	自己負担した場合は必ず証明を受け て領収書を添付すること。				
	病・診・衣	入院基本料・加算		基準	円 ×	日間	
		× 日間		円 ×	日間		
		× 日間		円 ×	日間		
		× 日間		円 ×	日間		
特定入院料・その他		円 ×	日間				
診療報酬点数表により計算できるもの	合計点数 × 1点単価	円					
診療報酬点数により計算できないもの	診断書料・入院室料差額等	円					
診療費請求合計額		円					
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)		診療機関の 所 在 地 福島市杉妻町〇〇-〇 名 称 杉妻病院 医師の氏名 杉妻太郎					
平成〇〇年〇月〇〇日		木津病院印					

注 請求の内容に応じた領収書等を添付すること。

医師の証明印必要

看護証明書

		認定番号	〇〇-190001
被災職員	所 属	〇〇市	傷病名 右下腿骨々折
	氏 名	福島太郎	
入院期間	〇〇年4月1日から〇〇年4月30日まで		30日間
付添看護を必要とした場合	〇〇年4月5日から〇〇年4月9日まで		5日間
付添看護をした者	<input type="checkbox"/> 看護婦 <input checked="" type="checkbox"/> 付添婦 <input type="checkbox"/> その他()		
付添看護を必要とした理由	<p>ア 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護婦等が常時監視を要し、隨時適切な処置を講ずる必要があると医師が認めた場合</p> <p>イ 病状は必ずしも重篤ではないが、手術等により比較的長時間にわたり、看護婦等が常時監視を要し、隨時適切な処置を講ずる必要があると医師が認めた場合</p> <p>ウ その他体位変換または床上起座が常時不可または不能であるもの、食事および用便について常時介助を必要とするもの等で、看護婦等の看護が特に必要、かつ、相当と医師が認めた場合</p> <p>該当するものに〇印をつけて、その詳細を具体的に記入してください。</p> <p>(上記傷病のため手術施行。術後の安静を要し。 かつ歩行等を禁止したため、付添婦の介助を要した。)</p>		
基準看護の有無	有		無
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>住 所 〇〇市〇〇町〇〇-〇 (医療機関)名 称 郡山医院 担当医師 郡山二郎</p> 			

医療機関で記入

(注) 完全看護が実施されている病院で、さらに付添看護を必要とする場合は、その理由を詳細に上部余白に記入すること。

移 費 明 細 書

				認定番号	〇〇-190001																													
被災職員	氏名	福島太郎			住 所	〇〇市〇〇町〇〇																												
	所属	〇〇市			傷 病 名	右下腿骨々折																												
医師の証明	通院日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	
		5月						○													○													2日
		6月							○													○												
	7月					○															○													2日
所見		(タクシー利用のときのみ、その理由等(病状、期間等)を記入して下さい。)																																
		上記傷病のため自立歩行ができない通院に際し、タクシーを必要とする。																																
		上記のとおり相違ないことを証明します。																																
		平成〇〇年〇〇月〇〇日																																
		住 所 〇〇市〇〇町〇-〇 (医療機関) 名 称 郡山医院 担当医師 郡山二郎 																																
移送費明細	移送の経路	(記入例…自宅 徒歩 〇〇バス停 100円 〇〇駅 200円 〇〇駅 鉄 〇〇駅 徒歩 病院) 10km 自宅 2.000円 医院 タクシー																																
		(タクシーのときは、乗車距離も記入すること。)																																
交通機関		区 間	金 額	通院期間	日 数	移 送 費 の 算 定																												
タクシー	自 宅 ～ 医 院	片道 2.000円	5月7日 ～ 7月19日	6日	$2,000\text{円} \times 2 \times 6 = 24,000\text{円}$																													
					合 計 (請求額)	24,000円																												

- (注) 1. 医師の所見欄は、通院のため電車、バスを利用することができます、タクシーを必要としたときのみ、その病状、期間等を証明してもらうこと。
 2. タクシー利用のときは、領収証を添付すること。
 3. 自家用車を利用したときは、既成の地図(道路マップ等)を使用し経路を朱書きしたもの添付すること。

個室（上級室）等使用証明書

		認定番号	〇〇-190001		
被災職員	所 属	〇〇市	傷 病 名	右下腿骨々折	
	氏 名	福島太郎			
入院期間	〇〇年4月1日から〇〇年4月30日まで			30 日間	
個室等に収容した期間	〇〇年4月1日から〇〇年4月10日まで			10 日間	
個室（上級室）に収容した理由	<p>ア 療養上他の患者から隔離しなければ適切な診療を行うことができなかった。</p> <p>イ 傷病の状態から隔離しなければ他の患者の療養を著しく妨げるおそれがあった。</p> <p>⑦ 普通室が満床であり、かつ緊急入院療養させる必要がある。</p> <p>エ その他</p> <p>該当するものに○印をつけて、その詳細を具体的に記入してください。</p> <p style="text-align: center;">(緊急に入院し、手術を必要とするも普通室が満床であったため。)</p>				
個室等の 室料差額	名 称 (例:個室、特別室)	上級室			
	収容定員	2人			
	1日当たり室料差額	2,000 円	円	円	円
上記のとおり相違ないことを証明します。					
平成〇〇年〇〇月〇〇日					
(医療機関)	住 所 〇〇市〇〇町〇-〇 名 称 郡山医院 担当医師 郡山二郎				
					

医療機関で記入

転医申立書

認定番号 〇〇-190001

傷病名	右下腿骨々折	被災年月日	〇〇年4月1日
受診している (していた)医療機関	郡山医院	入院	〇〇.4.1 ~〇〇.4.30
		通院	~
		入院	~
		通院	~
転医する(した)医療機関	福島県立医科大学附属病院	入院	〇〇.5.1 ~
		通院	~

(転医の理由)

受傷後、上記医院にて治療を行ったが、精密検査をする必要があるため、上記医療機関に転医するよう主治医から指示があったもの。

この申立書は、認定後の転医の際に使用するものですが、必ず転医する前に提出すること

※認定前の転医の状況は、認定請求書の災害発生状況欄に記入して下さい。

(合理的な転医例)

- ① 災害のあった場所の最寄りの医療機関で応急手当を受けたあと、療養に適した医療機関に転医する場合
- ② 療養の経過上から、勤務先又は自宅から通院に便利な医療機関に転医する場合
- ③ 療養に必要な医療設備がないため、他の医療設備のある医療機関に転医することを医師が認めた場合

上記のとおり申立てます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方公務員災害補償基金
福島県支部長様

所属・職名 〇〇市 主査
(被災職員)
氏名 福島太郎



◎この申立書は、あなたの所属の公務災害事務担当者に提出してください。

療養の現状等に関する報告書

認定
番号

〇〇-〇〇〇〇〇〇

地方公務員災害補償基金福島県支部長様

療養の現状等について下記のとおり報告します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

報告者の住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏ふりがな 福島太郎



所属団体名・所属部局名 〇〇市〇〇課

1 負傷又は発病の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
2 療養開始の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
3 傷病名	頭部外傷 せき髄損傷

4 療養の経過

負傷後〇〇病院に入院し、〇〇月〇〇日手術を受けたが、両手足が麻痺しつつあり、同病院で現在も治療を受けている。ただ、医師の話では、症状固定には至っていないとのことである。

5 日常生活の概要

〇〇病院に入院しているが、寝たきりの状態で両手足にしびれ、脱力感があり、食事・用便・入浴等すべて付添者の介助を受けている。

〔注意事項〕 報告者は、*印の欄には記入しないこと。

* 6 医 師 の 証 明

(1) 傷病の種類（傷病名・傷病の部位等）

頭部外傷、せき骨損傷

(2) 傷病の経過及び治療方法の概要

受傷後〇月〇日に手術を施行するも、せき骨の損傷は回復せず、寝たきりの状態が続いている。投薬、ブロック注射にて治療を続けている。

(3) 傷病の現状

四肢にしびれがあり、四肢の筋肉拘縮も始っており、徐々に完全麻痺に近づいている。

なお、常時介助が必要な状態である。

労働能力の有無等についても記入

(4) 傷病の今後の見込み

徐々に完全麻痺に近づいており、今後も長期間の治療リハビリを要すると思われる。

症状固定の有無等についても記入

（報告者の氏名）

福島太郎

については上記のとおりであると認めます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療機関の { 所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇番地
名 称 〇〇病院
医師の氏名 医師 〇〇〇〇 印

療養の終了（治ゆ）報告書

認定番号 〇〇 - 190001

平成〇〇年〇〇月〇〇日

地方公務員災害補償基金
福島県支部長様

所属名 〇〇市

申請書提出月日ではなく
認定通知日とすること。

(被災職員) 職名 主査

氏名 福島太郎



平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで公務災害（通勤災害）に認定された傷病につきましては、下記のとおり治ゆ（症状固定）しましたので報告します。

記

1 治ゆ（症状固定）年月日

療養補償請求書の内容と一致すること。

平成〇〇年 1月 13日 医師の診断による

その他 () による

(災害発生年月日 平成〇〇年 4月 1日)

(最終通院年月日 平成〇〇年 1月 13日)

2 療養補償

必ず記入すること。

- すでに（ 基金福島県支部 共済組合 加害者 自賠責保険）から給付を受けた。
 現在（ 基金福島県支部 共済組合 加害者 自賠責保険）に請求中である。
 今後（ 基金福島県支部 共済組合 加害者 自賠責保険）に請求したい。
 その他（ ）

3 後遺障害の有無

あり（別紙後遺障害申立書のとおり）

なし

（注）

- 必要事項を記載のうえ該当する□に✓を記入すること。
- 第三者加害による災害で、示談が成立しているときは、示談書の写を添付すること。
- 後遺障害は、地方公務員災害補償法施行規則別表3の障害に該当するものをいう。
- 後遺障害がある場合は、その部位及び程度を別紙「後遺障害申立書」に詳しく記載すること。なお、説明のため必要な場合は、図・写真等を添付すること。
- 療養補償について、未請求の場合は早めに請求を行うこと。

◎この報告書は、あなたの所属の公務災害事務担当者に提出してください。

◎上記3において、後遺障害がある場合、別紙「後遺障害申立書」を添付すること。

後遺障害申立書

傷病名	右下腿骨々折	認定番号	〇〇-190001
		被災年月日	平成〇〇年4月1日
		治癒年月日	平成〇〇年1月13日
受診した医療機関及び診療科名	郡山医院、福島県立医科大学附属病院		
(後遺障害があると思う部位及びその程度その他参考事項)			
<p>右下腿骨を骨折し、治療、手術を受けましたが、右足首関節を曲げることができず、また、同部位に常時疼痛が残っています。</p> <p>主治医の話では、これ以上治療を継続しても効果はなく、症状は固定しているため、右足首関節部の運動制限及び神経症状は残るとのことであった。</p>			
<p>上記のとおり申立てます。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>地方公務員災害補償基金 福島県支部長様</p> <p>(被災職員) 所属・職名 〇〇市 主査 氏名 福島太郎</p> 			

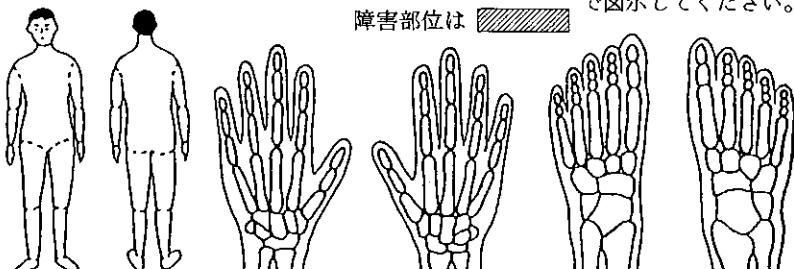
障害程度診断書

認定番号	
------	--

氏名		男・女	生年月日	年月日(歳)								
住所				所属名								
受傷日時	年月日			治ゆ又は 症状固定日	年月日 治ゆ 症状固定							
入院期間	平成 年 月 日から ()日間 平成 年 月 日まで			通院期間	平成 年 月 日から 実治療日数 平成 年 月 日まで ()日							
傷病名	(初診時の症状および経過)				既存障害	(部位・程度・状況等)						
後遺障害の内容												
主訴覚症状は状												
他検査結果												
種類	障害の程度および内容											
眼球の障害	視力		調節機能		視野狭窄(8方向)							
	裸眼	矯正	近点・遠点・屈折力等	調節力	上	上外	外	外下	下	下内	内	内上
				()D								
眼動球障害運害	1 視野の有無 イ、正面視にて複視を生ずる。 ロ、左右上下視にて複視を生ずる。		2 注視広野さ	左 右 両眼								
眼障害	※眼瞼・まつ毛の欠損、運動障害											
聴耳力介障の欠と損	オージオメーター検査成績				語音明瞭度検査		人声聽力検査成績					
	左	A()+2B()+2C()+D()= ()dB 6	最高明瞭度	%	大声 話声語	不能接耳。()cmにて可能						
	右	A()+2B()+2C()+D()= ()dB 6	最高明瞭度	%	大声 話声語	不能接耳。()cmにて可能						
※耳鳴の有無及びその程度				※耳介の欠損程度								
鼻障の害	※鼻軟骨の欠損程度		※鼻の機能障害(鼻呼吸・嗅覚等について)									
全部・大部分・一部分												
言語機能障害	※1 発声機能の完全喪失 2 中枢性失語症……〔運動性・感覺性・その他()〕 3 発声機能障害……発音不能語音(口唇音・歯舌音・口蓋音・喉頭音) 4 その他……				外ぼうの 歯牙の 醜状又は 欠損	(醜状痕の部位、長さ、大きさ、醜状度等) (歯牙欠損の歯列程度、補綴の方法等)						
そしゃく機能の障害	※1 流動食以外は摂取できない 2 粥食程度なら摂取できる 3 ある程度固形食は摂取できるが、これに制限があってそしゃくが充分でないもの				外ぼうの 歯牙の 醜状又は 欠損							

記入上のご注意

- 1 該当事項に○印をつけ必要事項をご記入ください。
- 2 ※印欄は自・他覚症状欄又は人体図等空欄を利用し図示又は説明してください。
- 3 聴力障害・視野障害についてはオージオグラム・視野表を添付してください。

種類	障害の程度および内容											
(生殖器・神経・胸腹部臓器)の障害	(障害の内容、就労能力等に及ぼす支障の程度)											
切断・知覚等の障害	(障害の程度を図示又は説明してください。  切断部位は 障害部位は  で図示してください。											
背(運動形及び変形)柱の障害	※ 部位…頸椎・胸椎・腰椎 ※ 原因…骨折・固定術・筋肉拘縮 その他()		前屈	度	後屈	度	コルセッカ装用	有(一時的・恒久的)・無				
			左屈		右屈		コルセッカの種類					
			左回旋		右回旋		その他					
下短肢の縮	左下肢長 cm		短縮の原因				体幹骨の変形	※部位 イ、裸体となってわかる程度 ロ、レントゲン写真でわかる程度				
	右下肢長 cm											
上・下肢の機能障害(手指・足指を含む。)	関節部位	運動種類	自 動		他 動		関節部位	運動種類	自 動		他 動	
			左	右	左	右			左	右	左	右
			度	度	度	度						
備考												
予後見	(機能回復の見込み、その他参考所見)											
上記のとおり診断いたします。												医療機関の 所在地 名 称 担当医師
平成 年 月 日												

2 休業補償等の請求（申請）手続

休業補償等の請求（申請）は、「休業補償請求書、休業援護金申請書」を所属部局長及び任命権者を経由して基金に提出しなければなりません。

(1) 請求することができる者

療養のため勤務することができず、給与を受けない被災職員

(2) 請求書の記入方法

記載事項	記入方法
「2 請求日数等」	<input type="radio"/> 療養補償請求と同様に1月単位で記載すること。したがって、請求（申請）は、月ごとに1葉となること。
「4 休業補償」、「5 休業援護金」	<input type="radio"/> 請求日数及び給与総額は、「2 請求日数等」欄と一致すること。
「6 旧国民年金法の受給関係」	<input type="radio"/> 請求者が、旧国民年金法の被保険者であるかどうかを□に✓印で示すこと。
「7 医師の証明」	<input type="radio"/> 入院中の場合のように、療養補償請求書の内容によって確認できるときは、この欄の証明は不要であること。 なお、療養補償請求書の内容と一致すること。

その他の事項は、「療養補償請求書」の記入方法に同じ。

(3) 添付資料

旧国民年金法の被保険者であった者が、請求する休業補償と同一の事由によって障害年金の給付を受けている場合は、次の事項を明らかにする資料を添付すること。

- 年金の種類
- 年金の年額
- 支給開始年月
- 年金証書の記号番号
- 所轄社会保険事務所名

3 障害補償等の請求（申請）手続

障害補償の請求は、傷病が治ったとき、法別表に掲げる程度の障害を残した場合に、「障害補償年金請求書、障害特別支給金申請書、障害特別援護金申請書、障害特別給付金申請書」又は「障害補償一時金請求書、障害特別支給金申請書、障害特別援護金申請書、障害特別給付金申請書」を所属長及び任命権者を経由して基金に提出しなければなりません。

なお、特殊公務災害に該当する場合は別様式となります。

(1) 請求することができる者

障害補償年金 法別表の障害等級第1～7級該当者

障害補償一時金 法別表の障害等級第8～14級該当者

(2) 請求書の記入方法

記載事項	記入方法
「1 被災職員に関する事項」 「治ゆ年月日」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師が治ゆと診断した日又は基金が通知した治ゆ認定の日を記入すること。
「2 障害の部位……」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 残存する障害の部位と程度を記入すること。
「3 既存障害とその程度」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の障害があった場合のみ、その障害の部位と程度を記入すること。なお、その既存障害が公務（通勤）災害によるものであって、既に障害補償を受けているときは、その障害等級を記入すること。
「4 障害等級」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法別表により該当の障害等級を記入すること。
「5 障害補償請求金額」 「（平均給与額）」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別紙の平均給与額算定書から転記すること。
「（日数）」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「4 障害等級」に対応する日数を記入すること。
「6 旧国民年金法の受給関係」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害補償年金を請求する場合のみ、請求者が旧国民年金法の被保険者であったかどうかを□に✓印で示すこと。
「7 障害特別支給金申請額」「障害特別援護金申請額」	<ul style="list-style-type: none"> ○ P53～54の表参照のこと。
「8 障害特別給付金申請額」 「の計算」	<ul style="list-style-type: none"> ○ P55の表参照のこと。
「9 障害特別給付金申請額」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「8」のA、Bいずれか低い額を記入すること。
その他事項は、「療養補償請求書」の記入方法に同じこと。	

(3) 添付資料

必要とする資料	具体的資料の例示
1 治ゆ年月日及び障害の程度を明らかにする資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診断書（基金が医療機関を指定して、障害程度の診断を依頼する。）
2 器質的障害（欠損、奇形、醜状等）の場合は、その事実を明らかにする資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ X線写真（欠損、奇形等で必要な場合） ○ 写真（醜状の場合はカラー写真）

必 要 と す る 資 料	具 体 的 資 料 の 例 示
3 平均給与額算定の基礎となった給与の支払額を明らかにする資料	<input type="radio"/> 給与支払明細書の写 <input type="radio"/> 給料表の写 <input type="radio"/> 出勤簿の写
4 旧国民年金法の被保険者であった者が請求する障害補償年金と同一の事由によって障害年金の給付を受けている場合は、次の事項を明らかにする資料	<input type="radio"/> 年金の種類 <input type="radio"/> 年金年額 <input type="radio"/> 支給開始年月 <input type="radio"/> 年金証書の記号番号 <input type="radio"/> 所轄社会保険事務所名

4 介護補償の請求手続

介護補償の請求は、介護を受けた日の属する月の翌月以後に、被災職員が「介護補償請求書」を所属長及び任命権者を経由して基金に提出しなければなりません。

(1) 請求することができる者

傷病等級第2級以上の傷病補償年金の受給権者又は障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている被災職員

(2) 請求書の記入方法

記 載 事 項	記 入 方 法
「2 傷病等級又は障害等級」	<input type="radio"/> 該当する□に✓印で示すとともに等級を記載すること。
「3 年金証書の番号」	<input type="radio"/> 受給している傷病補償年金又は障害補償年金の証書番号を記載すること。
「4 介護を要する状態の常時又は随時の別」	<input type="radio"/> 該当する□に✓印で示すこと。
「5 請求金額等」「介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無」	<input type="radio"/> 該当する□に✓印で示すこと。

記載事項	記入方法
「6 介護を受けた場所」	○ 該当する□に✓印で示すこと。 ただし、病院・施設等で介護を受けた場合は、当該病院等の名称及び入院等の期間を記載すること。
「7 介護に従事した者」	○ 介護料を支出せずに介護を受けた日がある場合に、当該介護を行った者について記入すること。

その他の事項は、「療養補償請求書」の記入方法に同じ。

(3) 添付資料

- ① 常時又は隨時介護を要する状態にあることの決定に必要な医師又は歯科医師の診断書
- ② 親族又はこれに準ずる者に介護を受けた場合の当該介護の事実、介護に従事した者の氏名及び請求人との続柄又は関係を記載した書類
- ③ 実際に支出した介護に要する費用を介護補償として請求する場合にあっては、当該介護を受けた年月日、時間、当該介護に要する費用として1の月に支出した額を証明することができる当該介護を行った者が発行する領収書等

(4) 添付資料の省略

①の診断書について

- ・ 2回目以後の請求において、既に決定されている介護を要する状態に変更がない場合
- ・ 法別表第1級の項第3号、第4号又は第2級の項第3号、又は第4号に該当する障害補償年金の受給権者が請求する場合
- ・ 規則別表第1第1級の項第3号、第4号又は第2級の項第3号、又は第4号に該当する傷病補償年金の受給権者が請求する場合

②の書類について

- ・ 2回目以後の請求において、親族又はこれに準ずる者から介護を受けた日があり、当該介護を行った者が前回の請求における請求書に記載した介護に従事した者と変更がない場合で、一律定額（常時介護を要する状態にあっては56,600円、隨時介護を要する状態にあっては28,300円。以下同じ。）の介護補償を請求する場合
- ・ 1の月において実際に支出した介護に要する費用を介護補償として請求する場合

③の書類について

2回目以後の請求において、親族又はこれに準ずる者から介護を受けた日があり、かつ、一律定額の介護補償を請求する場合

5 遺族補償等の請求（申請）手続

遺族補償の請求は、被災職員の遺族が、

「遺族補償年金請求書」	「遺族補償一時金請求書」
「遺族特別支給金申請書」	「遺族特別支給金申請書」
「遺族特別後援金申請書」	「遺族特別後援金申請書」 又は「遺族補償年金前払一時金請求書」
「遺族特別給付金申請書」	「遺族特別給付金申請書」

により、被災職員の所属部局長及び任命権者を経由して基金に提出しなければなりません。

なお、特殊公務災害に該当する場合は、別様式となります。

(1) 請求することができる者

① 遺族補償年金

遺族補償年金の受給資格を有する者であって、最先順位の受給権を有する者

受給権順位	遺族	要件
1	配偶者	夫の場合は、60才以上又は障害の状態にある場合
2	子	18才に達する日以後の最初の3月31日までの間又は障害の状態にある場合
3	父母	60才以上又は障害の状態にある場合
4	孫	18才に達する日以後の最初の3月31日までの間又は障害の状態にある場合
5	祖父母	60才以上又は障害の状態にある場合
6	兄弟姉妹	18才に達する日以後の最初の3月31日までの間か60才以上又は障害の状態にある場合

（注）障害の状態とは、障害等級第7級以上の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある状態をいう。

② 遺族補償一時金

遺族補償年金を受けることができない次に掲げる遺族で、最先順位の受給権を有する者

受給権順位	遺族	該当者の例示
1	配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の死亡の当時、職員と生計維持関係になかった配偶者 ○ 職員の死亡の当時、55才未満の夫 ○ 再婚等のため年金受給権を失った配偶者
2	職員の死亡の当時、職員と生計維持関係にあった子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の死亡の当時、18才に達した日以後の最初の3月31日が終了し、かつ障害の状態になかった子、孫 ○ 職員の死亡の当時55才未満でかつ障害の状態になかった父母、祖父母 ○ 18才に達した日以後の最初の3月31日が終了したため年金の受給権を失った子・孫
3	受給権順位1、2以外の者で、職員の死亡の当時、主として職員の収入によって生計を維持していた者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 叔父・叔母 ○ 配偶者の父母・子
4	職員の死亡の当時、職員と生計維持関係になかった子・父・母・孫・祖父母・兄弟姉妹	

③ 遺族補償年金前払一時金

遺族補償年金の受給権者

(2) 請求書の記入方法

① 遺族補償年金請求書

記載事項	記入方法
「1 死亡職員に関する事項」 「死亡年月日」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡診断書又は死体検査書から記入すること。
「2 請求の事由」 「職員の死亡」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次により該当する□に✓印を示すこと。 ○ 職員の死亡により請求する場合

記載事項	記入方法
「先順位者の失権」	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 遺族補償年金の受給権者の死亡、再婚等のため失権し、次順位者が請求する場合
「胎児であった子の出生」	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 職員の死亡の当時、胎児であった子が出生したことにより請求する場合
「先順位者の所在不明」	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 遺族補償年金の受給権者が1年以上所在不明のため、申請により支給停止され、代って同順位者又は次順位者が請求する場合
「3 請求者及び遺族補償……」	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 請求者及び請求者と生計を同じくしている受給資格を有する遺族について記入すること。記入する遺族の順序は、請求者を最初にし、以下先順位者とすること。 なお備考欄に次のように記入すること。 <p>請求者Ⓐ 請求者が2人以上の受給権者の代表Ⓑ 請求者と生計を同じくするものⒹ 障害の状態にある者Ⓔ</p>
「4 既に遺族年金を受けている者」	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 「2 請求の事由」の「職員の死亡」以外に✓印を示した場合のみ該当すること。
「5 遺族補償年金請求金額の計算」	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 別紙の平均給与額算定書から転記すること。 <input type="radio"/> 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の人数に対応する日数を記入すること。
「6 遺族補償年金請求額」「受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合」「代表者を選任した場合」	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 「5 遺族補償年金請求の計算」で算定した額を転記すること。 <input type="radio"/> 同順位にある遺族補償年金の受給権者が複数となる場合で請求の代表者を選任したときに記入すること。
「7 国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係」	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 職員の死亡の日前に、死亡職員又は請求者が他法による被保険者であったかどうかについて□に✓印で示し、被保険者であった場合は適用法律名を記入すること。
「8 遺族特別支給金・遺族特別援護金申請金額の計算」	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> P53・54の表を参照のこと。

記載事項	記入方法
「9 遺族特別給付金申請金額の計算」	○ P55の表を参照のこと。
「10 遺族特別支給金・遺族特別援護金遺族特別給付金申請額」	○ 「遺族特別支給金」及び「遺族特別援護金」の金額の項には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合には、「8 遺族特別支給金・遺族特別援護金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの金額を記入すること。
その他の事項は、「療養補償請求書」の記入方法と同じ。	

② 遺族補償一時金請求書

記載事項	記入方法
「2 遺族補償一時金請求額の計算等」	
「受給権者の氏名」	○ 年金を受けることができない遺族で最先順位の遺族について記入すること。
「(平均給与額)」	○ 別紙の平均給与算定書から転記すること。
「(乗すべき数)」	○ 「受給権者の氏名」記載の者について次により記入すること。 ① 配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹の場合 1000日分 ② ①の者を除く三親等以内の親族で、職員の死亡の当時18才未満か55才以上の者又は障害の状態にある者の場合 700日分 ③ ①、②以外の者の場合 400日分
「(支給された年金及び前払一時金の額の総計)」	○ 次欄の「遺族補償年金が支給されていた場合」に記載した場合のみ、その総額を転記すること。
「遺族補償年金が支給されていた場合」	○ 遺族補償年金を受けていた者が失権し、この一時金を請求することとなった場合のみ記入すること。
「3 遺族補償一時金請求額」	○ 「2 遺族補償一時金請求額の計算」で算定した額を転記すること。

記載事項	記入方法
「4 遺族特別支給金・遺族特別援護金申請額」	○ P53・54の表を参照のこと。
「5 遺族特別給付金申請金額の計算」	○ P55の表を参照のこと。
「6 遺族特別給付金申請金額」	○ 「5」のA、Bいずれか低い額を記入すること。

他の事項は、「療養補償請求書」及び「遺族補償年金請求書」の記入方法に同じ。

③ 遺族補償年金前払一時金請求書

記載事項	記入方法
「1 年金証書の番号」	○ 年金証書により記入すること。
「2 遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額」	○ 前払一時金を申し出た時までに支給された遺族補償年金の額を記入すること。
「3 代表者の選任等」	○ 該当する□に✓印を示すこと。
「4 請求者（代表者）が選択する遺族補償年金前払一時金請求金額の計算等」	
「日 数」	○ 請求者が次の日数から選択した日数の□に✓印を示す 1000日分 800日分 600日分 400日分 200日分
「平均給与額」	○ 遺族補償年金請求に用いた平均給与額を転記すること。

他の事項は、「療養補償請求書」及び「遺族補償年金請求書」の記入方法に同じ。

(3) 添付資料

必要とする資料		具体的資料名の例示
遺族 補償 年金	1 職員の死亡の事実を明らかにする資料（既に提出している場合は不要、以下同じ） 2 職員の遺族であることを明らかにする資料 3 請求者とその他の年金受給資格者とが職員の死亡の当時、生計維持関係にあった事実を明らかにする資料	<input type="radio"/> 死亡診断書又は死体検案書 <input type="radio"/> 戸籍謄本 <input type="radio"/> 市町村長の証明書 <input type="radio"/> 所属部局長の扶養親族証明書
	4 「7 国民年金法・厚生年金保険法等の受給関係」欄において、「 <input checked="" type="checkbox"/> ……の被保険者であった」者が、請求する遺族補償年金と同一の事由によって他法による年金の給付を受けている場合には、次の事項を明らかにする資料	<input type="radio"/> 年金の種類 <input type="radio"/> 年金の年額 <input type="radio"/> 支給開始年月 <input type="radio"/> 年金証書の記号番号 <input type="radio"/> 所轄社会保険事務所名
	(注)この請求書に係る年金の支給決定後において、他法による年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。	
	5 内縁関係の場合は、その事実を明らかにする資料	<input type="radio"/> 所属部局長の証明書
	6 障害の状態にある場合はその事実を明らかにする資料	<input type="radio"/> 診断書又は所見書 <input type="radio"/> X線写真（必要な場合） <input type="radio"/> 身体障害者手帳の写
	7 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者であることを明らかにする資料	<input type="radio"/> 代表者以外の請求者の委任状

必要とする資料		具体的資料名の例示
遺族補償年金	8 法第46条の特殊公務 災害の場合はその事実 を明らかにする資料	<input type="radio"/> 所属部局長の災害状況要説明書 <input type="radio"/> 事実を裏付ける証拠書類の写
遺族補償一時金	1 職員の死亡の事実 を明らかにする資料 (既に提出している場合は不要、以下同じ) 2 職員の遺族であることを明らかにする資料 3 遺族補償年金を受け ることができる遺族が なく、かつ、請求者に 先順位者のないことを 証明する書類 4 職員の死亡の当時、 職員の収入によって生 計を維持していた者で ある場合、その事実を 明らかにする資料 5 内縁関係の場合は、 その事実を明らかにする資料 6 職員の遺言等により 最先順位者となった者 である場合は、その事 実を明らかにする資料 7 請求者が2人以上ある場合	<input type="radio"/> 死亡診断書又は死体検案書 <input type="radio"/> 戸籍謄本 <input type="radio"/> 所属部局長の調査書 <input type="radio"/> 市町村長の証明書 <input type="radio"/> 所属部局長の扶養親族証明書 <input type="radio"/> 所属部局長の証明書 <input type="radio"/> 遺言の写又は予告の事実を証明する書類 <input type="radio"/> 遺族補償一時金においては、特に代表者の選任を予定していないので、一時金の額を等分して各受給者に支払うこととなる。

必要とする資料		具体的資料名の例示
遺族 前払 補償 一時金 年金	請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者であることを明らかにする資料	○ 代表者以外の請求者の委任状

6 葬祭補償の請求手続

葬祭補償の請求は、遺族等が「葬祭補償請求書」を、被災職員の所属部局長及び任命権者を経由して基金に提出しなければなりません。

(1) 請求することができる者

死亡した職員の遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者）

(2) 請求書の記入方法

記載事項	記入方法
'療養補償請求書'及び'遺族補償年金請求書'に同じ。	

(注) 「平均給与額算定書」は、「遺族補償年金請求書」又は「遺族補償一時金請求書」に添付されている場合は、省略して差し支えないこと。

7 未支給の補償等の請求（申請）手続

未支給の補償等の請求（申請）は、「未支給の補償請求書」「未支給の福祉事業申請書」を被災職員の所属部局長及び任命権者を経由して基金に提出しなければなりません。

(1) 請求（申請）することができる者

① 遺族補償年金以外の補償の場合

死亡した受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、死亡した当時の受給権者と生計を同一にしていた前記順位の最先順位者

② 遺族補償年金の場合

受給権者が死亡したことによって当該年金を受けることができる他の遺族。なお、これらの者がいない場合には、受給権者の相続人が請求することができます。

(2) 請求書の記入方法

記載事項	記入方法
「1 死亡した受給権者」	<p>療養補償</p> <p><input type="radio"/> 休業補償 の場合………被災職員</p> <p>障害補償</p> <p>遺族補償の場合………受給権を有していた遺族</p> <p>葬祭補償の場合………葬祭を行った者</p>
「2 未支給の補償種類と請求金額」	<p><input type="radio"/> 上記の該当補償とその金額を記入し、数種類の場合はその合計額を記入すること。</p>
「3 未支給の福祉施設の種類と申請金額」	<p><input type="radio"/> 受けることができる福祉施設と金額を記入し、数種類の場合にはその合計額を記入すること。</p>

その他の事項は、「療養補償請求書」及び「遺族補償請求書」の記入方法に同じ。

(3) 添付資料

必要とする資料	具体的な資料の例示
1 受給権者の死亡の事実を明らかにするもの (ただし、既に提出している場合は不要)	<p><input type="radio"/> 死亡診断書又は死体検案書</p>
2 受給権者との身分関係を明らかにするもの	<p><input type="radio"/> 戸籍謄本又は抄本</p>
3 受給権者と同一生計にあったことの証明書	<p><input type="radio"/> 市町村長の証明書</p>
4 請求者が受給権者と内縁関係にある場合はその事実を明らかにするもの	<p><input type="radio"/> 所属部局長の証明書</p>

8 傷病補償年金の支給事由該当等の申請手続

傷病補償年金の支給事由該当又は傷病等級変更の申請については、申請書「傷病等級該当（変更）について（申請）」を所属部局長及び任命権者を経由して基金に提出しなければなりません。

なお、療養の開始後1年6か月を経過した日において当該傷病が治っていない場合には、「療養の現状等に関する報告書」を医師の証明を受けて基金に提出することになります。

(1) 申請することができる者

療養の開始後1年6か月を経過した日又はその日後において、負傷又は疾病が治っておらず、その障害の程度が規則別表に掲げる障害の程度（傷病等級）に該当或いは変更のあった者

(2) 申請書の記入

記載事項	記入方法
「平成 年 月 日以降」	○ 療養の開始後1年6か月を経過した日又はその日後に傷病等級に該当或いは変更のあった日を記入すること。
「1 傷病名」	○ 入湯艇を受けた傷病名を記入すること。
「4 添付資料名」	○ 障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書を添付し、必要があるときは障害の状態の立証に関するその他の資料を添付すること。
「5 (現在の傷病等級)」	○ 傷病等級に変更がある場合に、決定を受けた傷病等級を記入すること。
「6 該当すると思われる傷病等級)」	○ 傷病等級に該当すると思われる場合に、その傷病等級を記入すること。

障害補償一時金請求書
障害特別支給金申請書
障害特別援護金申請書
障害特別給付金申請書

1号紙

認定番号 00-190001

地方公務員災害補償基金福島県支部長様		請求(申請)年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
下記の障害補償一時金(障害特別支給金) (障害特別援護金)を請求 (申請)します。		請求(申請)者の住所 ○〇市○〇町 ○-○ ふりがな名 福島太郎 (福島)	
1 被災職員に関する事項	所属団体名 ○〇市	所属部局名 ○〇部○〇課○〇係	
	氏名 福島太郎 〇年〇月〇日生(〇〇歳)	職名 主査	
	負傷又は発病の年月日 平成〇〇年4月1日	治ゆ年月日 平成〇〇年1月13日	
2 障害の部位及びその程度 右下腿骨々折による短縮障害			
3 既存障害とその程度 なし			
4 障害等級 第10級8号			
5 障害補償一時金請求金額 (平均給与額)(日数(ア)) 10,376 円 × 302 + (平均給与額)(日数(イ)) 円 ×) = 3,133,552 円			
6 障害特別支給金申請金額等 障害特別援護金 390,000 円 傷病特別支給金の受給の有無 □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
7 障害特別給付金申請金額の計算 (A) (平均給与額)(日数(ア)) 10,376 円 × 302 + (平均給与額)(日数(イ)) 円 ×) × $\frac{20}{100}$ = 626,710 円 (B) 1,500,000円 × $\frac{302}{365}$ = 1,241,095 円			
8 障害特別給付金申請金額 626,710 円			
9 送金希望の場合	振込先金融機関名 ○〇銀行○〇支店	*決定金額	一時金 法第30条の制限 □有 <input type="checkbox"/> 無
	普通預金 <input checked="" type="checkbox"/> 当座預金		円
	口座番号 1234567		円
	預金名義者 福島太郎		円
	送金小切手 受取先金融機関名 銀行 支店		円
	その他		合計 円
*受理 平成 年 月 日	*通知 平成 年 月 日		
*障害等級 第 級 号	*支払 平成 年 月 日		

〔注意事項〕

- 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 「5 障害補償一時金請求金額」の欄の「(日数(ア))」の項には、障害等級に応ずる法別表に掲げる日数を、「(日数(イ))」の項には、障害等級に応ずる令第7条各号に掲げる日数を、それぞれ記入すること。
- 「6 障害特別支給金申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を記入すること。
- 「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「(日数(ア))」の項及び「(日数(イ))」の項には、3の例により記入すること。
なお、常勤的非常勤職員の場合この欄の記入については、別に定めるところによること。
- 「8 障害特別給付金申請金額」の欄には、「7 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額 ((A)の金額が(B)を超える場合には、(B)の金額) を記入すること。
- 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- この請求書には、治ゆの時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
- 「請求(申請)者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる

平均給与額算定期書

2号紙

被害職員の氏名 及び生年月日	福島太郎 37年8月5日生		補償の種類	障害補償一時金	
1 平均給与額算定期内訳 災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3ヶ月間の給与					
給与期間	00年1月1日から 00年1月31日まで	00年2月1日から 00年2月28日まで	00年3月1日から 00年3月31日まで	計	備考
総日数	31日	28日	31日	90日	
勤務した日数	21日	20日	23日	64日	
控除日数	0日	0日	0日	0日	
給料	214,700円	214,700円	214,700円	644,100円	
扶養手当	21,500円	21,500円	21,500円	64,500円	
調整手当	7,086円	7,086円	7,086円	21,258円	
住居手当	15,400円	15,400円	15,400円	46,200円	
通勤手当	23,061円	23,061円	23,061円	69,183円	
時間外勤務手当	23,985円	19,188円	31,980円	75,153円	
宿日直手当	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
計	305,732円	300,935円	313,727円	920,394円	
(A) 法第2条第4項本文による金額	寒冷地手当 〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕				
(給与総額) (総日数) 920,394円 ÷ 90 = 10,226円 60銭 (イ)	10,850円 × 5 ÷ 365 = 148円 63銭 (ロ)				
(イ) + (ロ) = 10,375円 23銭					
(B) 法第2条第4項ただし書きによる金額					
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 75,153円 ÷ 64 × $\frac{60}{100}$ = 704円 55銭 (ハ)					
(その他の給与の総額) (総日数) 845,241円 ÷ 90 = 9,391円 56銭 (ニ)					
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 10,244円 74銭					
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)					
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)					
$\left[\frac{365}{\text{月}} + \right] \times \frac{60}{100} = \text{円 銭 (ホ)}$					
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)					
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)					
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)					
$\left[\frac{365}{\text{月}} \times \right] + \frac{\text{給与総額}}{\text{総日数}} - \frac{\text{控除日数}}{\text{総日数}} = \text{円 銭}$					
日 - 日					
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書き計算)					
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 (控除日に支払われたものを除く)〕					
円 ÷ $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)					
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)					
$\left[\frac{365}{\text{月}} \times \right] + \frac{\text{給与総額}}{\text{総日数}} - \frac{\text{控除日数}}{\text{総日数}} = \text{円 銭}$					
日 - 日					
(チ) + (リ) = 円 銭					

〔注意事項〕別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)	
円 ÷ = 円 錢	
①災害発生の日(平成〇〇年4月1日)における基本的給与の月額 行政(-) 職給料表 3級 9号給 給与扶養手当 228,200円 調整手当 21,500円 特地勤務手当又はべき地勤務手当 7,491円 計 257,191円	
②補償事由発生日(平成〇〇年1月13日)における基本的給与の月額 行政(-) 職給料表 4級 6号給 給与扶養手当 245,600円 調整手当 21,500円 特地勤務手当又はべき地勤務手当 8,013円 計 275,113円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 = 円 錢	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 275,113円 ÷ 30 = 9,170円 43銭	
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 = 円 錢 (々)	
(々) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い額 (ル) (自治大臣が定める率)	
円 錢 × = 円 錢	
(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	
円 ÷ 30 = 円 錢	
(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 = 円 錢 (ヲ)	
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(D)(E)のうち最も高い額 (ワ) (自治大臣が定める率)	
円 錢 × = 円 錢	
(J) (H)(I)以外の金額	
円 錢	
(K) 規則第3条第6項による金額 4,090円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳	
最高限度額 円 2 平均給与額	最低限度額 円 10,376円 (A)による金額
昭和6年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
所属部局の 在地 ○○市 ○○町 ○○ 名称 ○○市 長の職・氏名 部長 ○○○○	
印	

介護補償請求書				認定番号	〇〇-〇〇〇〇
				<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続
地方公務員災害補償基金				支部長 殿	請求年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
					請求者の住所 〇〇市〇〇町 〇〇
下記の介護補償を請求します。				ふりがな ふくしま たろう	氏名 福島 太郎 
1	所属団体名 〇〇市			所属部局名 〇〇部〇〇課〇〇係	
被災する職員に 事項	氏名 福島 太郎			職名 主査 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤的非常勤	
	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)			負傷又は発病の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
2	傷病等級又は障害等級	□傷病等級(第級号) <input type="checkbox"/> 障害等級(第1級3号)	3	年金証書の番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号	
4	介護を要する状態の 常時又は随時の別	<input checked="" type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態			
請求金額等	請求対象年月		介護費用を支出せずに 介護を受けた日の有無	介護費用として 支出した額	請求月額
	平成〇〇年2月		<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	56,600円
	平成 年 月		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
	平成 年 月		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
介護補償請求金額(請求月額の合計)					56,600円
6	介護を受けた場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 病院・施設等(名称: 入院・入所期間(平成 平成 年 月 日 ~ 年 月 日))			
7	氏名	請求者との 続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間		
介護に従事	福島 由美子	妻	平成〇〇年1月21日 ~ 平成〇〇年1月31日		
	ク	ク	平成〇〇年2月1日 ~ 平成〇〇年2月28日		
			平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
送金希望の場合	振込み	振込先 金融機関名	〇〇銀行〇〇支店	*受理	平成 年 月 日
		<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		*決定金額	円
		口座番号	〇〇〇〇〇〇〇		
		預金名義者	福島 太郎	*通知	平成 年 月 日
		送金小切手 その他	受取先 金融機関名	銀行 支店	*支払

〔注意事項〕裏面参照。

診 斷 書

1 氏名 福島太郎

2 傷病の種類（傷病名・傷病の部位等）

頭部外傷、せき髄損傷

3 障害の現状

四肢完全麻痹

常時介助を必要とする状態である。

4 日常生活の状態

- ①行動能力 終日臥床
 自宅、病棟内でのみ行動できる
 通院（単独歩道）できる

- ②食 事 全く自用を弁じない
他人の介助によってできる
支障がない

理由

- ③用 便 全く自用を弁じない
他人の介助によってできる
支障がない

理由

- ④精神能力 常に他人の厳重な注意を要する
 随時他人の注意を要する
 通院可能であるが就労できない

理由

- ⑤言語能力 完全な失語あるいは構音機能の喪失
 他人との間でようやく意思を通じうことができる
 支障がない

「理由」

5 今後の見込み

回復の見込みはない。

上記のとおり診断します。

医療機関の

所在地 ○○市○○町○○番地 平成○○年○○月○○日

名称 ○○医院

医師等の氏名 ○ ○ ○ ○ ○

(様式第2号)

介護証明書

1 被災職員名	福島 太郎							
2 介護を行った期間	H00年	1月	21日	~	H00年	1月	31日	
	H00年	2月	1日	~	H00年	2月	28日	
	年	月	日	~	年	月	日	
	年	月	日	~	年	月	日	
年	月	日	~	年	月	日		

上記被災職員について上記のとおり介護したことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

介護を行った者の住所 ○○市○○町○○
氏名 福島由美子 
被災職員との
続柄又は関係 妻

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

認定番号 〇〇-190001

地方公務員災害補償基金福島県支部長様		請求(申請)年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			
下記の遺族補償年金 (遺族特別支給金) (遺族特別援護金) を 遺族特別給付金 請求(申請)します。		請求(申請)者 (代表者)の住所 〇〇市〇〇町〇-〇 氏名 福島由美子 妻  死亡職員との続柄			
1 死亡職員に 関する事項	所属団体名 〇〇市	所属部局名 〇〇部〇〇課〇〇係			
	氏名 福島太郎 〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳)	職名 主査	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 常勤的非常勤		
	負傷又は発病の年月日 平成〇〇年4月1日	死亡年月日 平成〇〇年4月1日			
2 請求の事由	<input type="checkbox"/> 職員の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明				
3 請求者及び 遺族補償年 金を受ける ことができる 遺族	氏名 生年月日 年令 住 所	死亡職員との続柄	備考		
	福島由美子 〇〇〇 35 〇〇市〇〇町〇-〇	妻 			
	明子 〇〇〇 12 "	長女 			
	丈男 〇〇〇 4 "	長男 			
4 既に遺族補 償年金を受 けている者	氏名 生年月日 年令 住 所	死亡職員との続柄	備考		
5 遺族補 償年金請求 金額の計算	(令第9条の場合) (平均給与額)(乗すべき数) (平均給与額) 110,376円×245 + (円×12) × $\frac{1}{1}$ = 2,542,120 円 (受給権者の数)				
6 遺族補償 年金請求金額	<input checked="" type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合				
7 国民年金法・厚生年金保 険法等の受給関係	<input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。				
8 遺族特別支給金 申請金額の計算	遺族特別支給金 3,000,000円× $\frac{1}{1}$ = 3,000,000円 (受給権者の数)	遺族特別援護金 18,600,000円× $\frac{1}{1}$ = 18,600,000円 (受給権者の数)			
9 遺族特別給付金申請金 額の計算	(令第9条の場合) (平均給与額)(乗すべき数) (平均給与額) (A) 110,376円×245 + (円×12) × $\frac{20}{100} \times \frac{1}{1}$ = 508,424 円 (受給権者の数)				
	(B) 1,500,000円× $\frac{245}{365} \times \frac{1}{1}$ = 1,006,849 円 (受給権者の数)				
10 遺族特別支給金 遺族特別援護金申請金額 遺族特別給付金	<input checked="" type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は代表者 を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合 遺族特別支給金 3,000,000 円 遺族特別援護金 18,600,000 円 遺族特別給付金 508,424 円				
11 送金希望 の場 合	振込 み	振込先金融 機関名 〇〇銀行〇〇支店	*年金決定年額 *特別支給金 *決定金額 *特別援護金 *決定金額 *特別給付金 *決定年金	<input type="checkbox"/> 受給権者が1 人の場合又は 代表者を選任 しない場合 <input checked="" type="checkbox"/> 代表者を選任 した場合	円
		□普通預金 □当座預金			円
		口座番号 1234567			円
	預金名義者 福島由美子	*通 知 平成 年 月 日			
	送金小切手	受取先金融 機関名 銀行 支店	*年金証書の番 号	第	
	その他の		*年金・特別給付 金支払開始年月	平成 年 月	
*受理	平成 年 月 日	*特別支給金・特 別援護金の支払	平成 年 月 日		

(注意事項)裏面参照のこと。

平均給与額算定期書

2号紙

被害職員の氏名 及び生年月日	福島太郎 37年8月5日生	補償の種類	遺族補償年金
-------------------	------------------	-------	--------

1 平均給与額算定期内訳

災害発生日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与

給与期間	00年1月1日から 00年1月31日まで	00年2月1日から 00年2月28日まで	00年3月1日から 00年3月31日まで	計	備考
総日数	31日	28日	31日	90日	H00.1~H00.3 行政職3-8
勤務した日数	21日	20日	23日	64日	病気休暇
控除日数	0日	2日	0日	0日	2月8日(4H) 2月15日(4H)
給料	214,700円	214,700円	214,700円	644,100円	なお、上記の日に 時間外勤務手当 7,995円が 支払われた。
扶養手当	21,500円	21,500円	21,500円	64,500円	
調整手当	7,086円	7,086円	7,086円	21,258円	
住居手当	15,400円	15,400円	15,400円	46,200円	
通勤手当	23,061円	23,061円	23,061円	69,183円	
時間外勤務手当	23,985円	19,188円	31,980円	75,153円	
宿日直手当	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
計	305,732円	300,935円	313,727円	920,394円	

(A) 法第2条第4項本文による金額

(給与総額) (総日数)

$$920,394 \text{ 円} \div 90 = 10,226 \text{ 円 } 60 \text{ 銭 (イ)}$$

$$(イ) + (ロ) = 10,375 \text{ 円 } 21 \text{ 銭}$$

寒冷地手当

[災害発生日の属する月の前月の末日以前における
直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当
の額]

$$10,850 \text{ 円} \times 5 \div 365 = 148 \text{ 円 } 63 \text{ 銭 (ロ)}$$

(B) 法第2条第4項ただし書による金額

[日、時間又は出来高払制によ
って定められた給与の総額] (勤務した日数)

$$75,153 \text{ 円} \div 64 \times \frac{60}{100} = 704 \text{ 円 } 55 \text{ 銭 (ハ)}$$

(その他の給与の総額) (総日数)

$$845,241 \text{ 円} \div 90 = 9,391 \text{ 円 } 56 \text{ 銭 (ニ)}$$

$$(ロ) + (ハ) + (ニ) = 10,244 \text{ 円 } 74 \text{ 銭}$$

(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)

(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)

$$\left[\frac{10,850 \times 5}{365} + 281,747 \div 28 \right] \times 2 = 20,422 \text{ 円 } 04 \text{ 銭 (ホ)}$$

(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) (ホ) + (ヘ) = 28,417 円 04 銭 (ト)

(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)

$$\left[\frac{10,850 \times 5}{365} \times 90 \right] + 920,394 - 28,417 \text{ 円 } 40 \text{ 銭} = 10,288 \text{ 円 } 10 \text{ 銭$$

90日 - 2日

(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)

[日、時間又は出来高払制によって定められた給
与の総額 (控除日に支払われたものを除く)]

$$67,158 \text{ 円} \div 62 \times \frac{60}{100} = 649 \text{ 円 } 91 \text{ 銭 (チ)}$$

(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)

$$\left[\frac{10,850 \times 5}{365} \times 90 \right] + 845,241 - 20,422 \text{ 円 } 04 \text{ 銭} = 9,524 \text{ 円 } 95 \text{ 銭 (リ)}$$

(総日数) (控除日数)

90日 - 2日

$$(チ) + (リ) = 10,174 \text{ 円 } 86 \text{ 銭}$$

(注意事項) 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円 ÷ = 円 錢		
①災害発生の日(平成〇〇年4月1日)における基本的給与の月額		
行政(-) 職給料表 3級 9号給 扶養手当 228,200円 調整手当 21,500円 特地勤務手当又はへき地勤務手当 7,491円 計 257,191円		
②補償事由発生日(平成 年 月 日)における基本的給与の月額 職給料表 級 号給 扶養手当 円 調整手当 円 特地勤務手当又はへき地勤務手当 円 計 円		
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		
257,191円 ÷ 30 = 8,573円 03銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		
円 ÷ 30 = 円 錢		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
円 ÷ 30 = 円 錢 (ヌ) (ヌ) 及び(A)(B)(C)(D)(E)のうち最も高い額 円 錢 (ル) (ル) (自治大臣が定める率)		
規則第3条第5項による金額 (H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)		
円 ÷ 30 = 円 錢 (I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
円 ÷ 30 = 円 錢 (ヲ) (ヲ) 及び(A)(B)(C)(D)(E)のうち最も高い額 円 錢 (ワ) (ワ) (自治大臣が定める率)		
(J) (H)(I)以外の金額 円 錢		
(K) 規則第3条第6項による金額 円		
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 〇〇歳		
最高限度額 25,376円	最低限度額 6,375円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額 10,376円	(A)による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
所属部局の 所在地 〇〇市〇〇町〇-〇 名 称 〇〇市 長の職・氏名 〇〇部長 〇〇 〇〇 印		

葬 祭 補 償 請 求 書

1号紙

認定
番号

00-190001

地方公務員災害補償基金福島県支部長様		請求年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
下記の葬祭補償を請求します。		請求者の住所 ○○市○○町 ○-○ 氏名 ふりがな 福島由美子 死亡職員との 続柄又は関係 妻
死 閑 亡 す 職 る 員 事 に 項	所属団体名 ○○市	所属部局名 ○○部○○課○○係
	氏名 福島太郎 ○年○月○日生(〇〇歳)	職名 勤常勤 主査
	負傷又は発病の年月日 平成〇〇年4月1日	死亡年月日 平成〇〇年4月1日
	(A) (平均給与額) 315,000円+ 10,376円×30=	626,280 円
(B) (平均給与額) 10,376円×60=	622,560 円	
(C) (A)、(B)のうち高い金額	<input checked="" type="checkbox"/> (A) <input type="checkbox"/> (B)	
3 葬祭補償請求金額	626,280 円	
送 金 希 望 の 場 合	振込先金融機関名 ○○銀行○○支店	*受理 平成年月日
	□普通預金 <input checked="" type="checkbox"/> 当座預金	*決定金額 円
	口座番号 1234567	*通知 平成年月日
	預金名義者 福島由美子	*支払 平成年月日
	送金小切手 受取先金融機関名 銀行 支店	
その他		

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、この請求書と同時に遺族補償の請求書を併せて提出する場合は、記入する必要はないこと。
- 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

9 福祉事業の申請

福祉事業の申請は、「福祉事業申請書」を所属部局長及び任命権者を経由して基金に提出しなければなりません。

福祉事業のうち、補償と同一の用紙を用いるものについては、既に触れたとおりですが、福祉事業単独で申請するものは次のとおりです。

○ 福祉事業（外科後処置、療養、せき骨損傷者に対するアフターケア）申請書

(1) 申請することができる者

① 外科後処置

次の処置を必要とする障害を有する者

- ア 義肢装着のための断端部の再手術
- イ 酸状軽減のための処置（医療効果の期待されるものは「療養補償」で対応）
- ウ 義眼の装かん
- エ 局部神経症状の軽減のための処置
- オ その他特に必要と認められるもの

② アフターケア

障害を有する者で、次のいずれかに該当するもの

- ア 頭部外傷症候群、頸肩腕症候群、一酸化炭素中毒症、腰痛又は減圧症を有する者
- イ せき骨を損傷した者（障害等級4級以下の者については、医学上特に必要と認められるものに限る）
- ウ 尿道狭窄を有する者
- エ 白内障等の眼症患者を有する者
- オ 慢性のウィルス肝炎となった者
- カ 慢性の化膿性骨髄炎となった者
- キ その他必要と認められるもの（「補償実施の手引」参照）

(2) 申請書の記入方法

記載事項	記入方法
「9日当」	<p>○ 入院等の期間に係る日当とし、その額は1日につき850円であること。</p> <p>なお、「入院等」には、診療所の入所も含まれる。</p> <p>その他の事項は、「療養補償請求書」及び「障害補償請求書」の記入方法に同じ。</p>

(3) 添付資料

新たに外科後処置等を受けようとする場合は、その実施を必要とする旨の医師等の証明書、その他は療養補償請求書の添付資料に同じ。

○ 福祉事業（リハビリテーション）申請書

(1) 申請することができる者

障害を有する者で社会復帰のために身体的機能の回復等の措置を必要とする者

(2) 申請書の記入方法

記載事項	記入方法
「3 内容」	<input type="radio"/> リハビリテーションを受けようとする（した）期間及び項目ごとの金額を記入すること。
「4 申請金額」	<input type="radio"/> 総申請額を記入すること。
「5 希望する施設名・所在」	<input type="radio"/> 実施する（した）医療機関について記入すること。

その他の事項は、「療養補償請求書」及び「障害補償請求書」の記入方法に同じ。

(3) 添付資料

「6 旅行費」が「□有」の場合、福祉事業（旅行費）申請書を併せて提出すること。

新たにリハビリテーションを受けようとする場合は、その実施を必要と認める旨の医師等の証明書

○ 福祉事業（補装具）申請書

(1) 申請することができる者

補装具を必要とする障害を有する者

(2) 申請書の記入方法

記載事項	記入方法
「2 補装具を……」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「理由」に代えて、同様事項を記載してある医師等の証明書を添付してもよいこと。 ○ 「単価」は、障害者自立支援法に規定する受託報酬の額の基準の範囲内であること。
「3 装着又は……」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 装着又は修理をした（する）現実の（予定）年月日であること。
「4 補装具の……」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「2」の欄の金額の合計額であること。
「5 希望する……」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施した（する）製作修理業者等について記入すること。
「6 採型指導」	<p>「採型指導年月日」は「3」の年月日以前であること。</p>
その他の事項は、「療養補償請求書」及び「障害補償請求書」の記入方法に同じ。また、「障害補償決定通知書」から転記すること。	

(3) 添付資料

「7 旅行費」が「有」の場合、福祉事業（旅行費）申請書を併せて提出すること。

○ 福祉事業（旅行費）申請書

(1) 申請することができる者

補装具、リハビリテーション及び休養を申請する者のうち、旅行をする（した）者

(2) 申請書の記入方法

記載事項	記入方法
「1 被災職員に関する事項」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福祉事業の実施の承認年月日」は、「福祉事業決定通知書」から転記すること。
「2 旅行費の内訳」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「旅行の目的」は、該当する□に✓印を記入すること。

その他の事項は、「療養補償請求書」の記入方法に同じ。

(3) 添付資料

「2 旅行費の内訳」のうち「宿泊料」については、領収書及び明細書を添付すること

○ 福祉事業（奨学援護金）申請書

(1) 申請することができる者

在学者である年金受給権者又は生計を同じくしている在学者がいる年金受給権者で、学資の支弁が困難と認められる者

○ 平均給与額が16,000円以下であること。

○ 障害補償年金受給権者の場合は、第3級以上の障害であること。

(2) 申請書の記入方法

記載事項	記入方法
「1 申請者に関する事項」 「2 在学者に関する事項」	該当する年金に✓印を示し、年金証書から記入すること。 学校教育法による学校に在学している者について記入すること。 ④ (1) 小学校には、特別支援学校の小学部を含む。 (2) 中学校には、特別支援学校の中学校を含む。 (3) 高等学校には、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校、職業訓練校を含む。 (4) 大学には、高等専門学校の第4学年及び第5学年、専修学校の専門課程、公共職業能力開発施設、職業能力開発大学校を含む。

その他の事項は、「療養補償請求書」の記入方法に同じ。

(3) 添付資料

○ 在学（在校）証明書……義務教育学校在学者は不要

○ 年金受給権者と在学者等とが同一生計維持関係にあることを証明する書類

○ 福祉事業（就労保育援護金）申請書

(1) 申請できる者

未就学児童である遺族補償年金受給権者又は生計を同じくしている未就学児童がいる年金受給権者で、保育費用を援護する必要がある者

○ 平均給与額が16,000円以下であること。

(2) 申請書の記入方法

記載事項	記入方法
「4 就労のため未就学の……」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「他に誰も保育する者がいないこと等」具体的な事情を記入すること。

その他の事項は、「療養補償請求書」及び「奨学援護金申請書」に同じ。

(3) 添付資料

- 就労証明書
- 在所(園)証明書
- 年金受給権者と保育児とが同一生計維持関係にあることを証明する書類
- 傷病特別支給金申請書、傷病特別給付金申請書

(1) 申請することができる者

傷病補償年金の支給決定を受けた者

(2) 申請書の記入方法

記載事項	記入方法
「2 傷病等級」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「傷病補償年金決定通知書」から転記すること。
「3 傷病特別支給金……」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病等級に対応する金額を記入すること。
「4 傷病特別給付金……」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「年金平均給与額」は、「傷病補償年金決定通知書」から転記すること。
「5 傷病特別給付金……」	<ul style="list-style-type: none"> ○ (A)の金額(A>Bの場合は(B)の金額)を記入すること。 ただし、この額が(C)の金額に満たない場合は(C)の金額を記入すること。

その他の事項は、「療養補償請求書」の記入方法に同じ。

(3) 添付資料

特になし。

福祉事業（~~外科後処理~~
アフターケア）申請書

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 繼続（回目）
認定番号	

地方公務員災害補償基金		支部長 殿	申請年月日 ○○年○○月○○日	
下記の福祉事業 （ 外科後処理 アフターケア）を受けたい ので申請します。		申請者の住所 ○○市○○町 ○-○	ふりがな 氏名 福島 太郎 ○年○月○日生（○歳） 	
被 關 災 す 職 事 に 項	1 所属団体名 ○○市	所属部局名 (電話番号○○○○-○○-○○○○) ○○部○○課○○係		
	負傷又は発病 の年月日 ○○年 4月 1日	治ゆ年月日 ○○年 1月 13日		
	傷病名及び 障害の部位 脳損傷	障害等級 第 1 級		
2 外科後処置等を必要とする理由 別添「診断書」のとおり				
3 費用の受領委任	この申請書による外科後処置等の費用の受領を 郡山医院 郡山二郎 に委任します 委任者の氏名 福島 太郎 			
	上記委任に基づき、この申請書による外科後処置等の費用の支払を請求します。 受任者の 住 所 ○○市○○町○○-○ 医療機関等の名称 郡山医院 氏名（代表者） 郡山 二郎 			
4 診療費	内訳は「*13 医師の証明」欄記載のとおり 38,970 円			
5 調剤費	内訳は「*14 薬剤師の証明」欄記載のとおり 円			
6 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「*15 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり 円			
	<input type="checkbox"/> 看護婦 年 月 日から 日間 円			
	<input type="checkbox"/> 付添婦 年 月 日まで 円			
7 移送費	<input type="checkbox"/> 交通費 から まで キロメートル 回 円			
	<input type="checkbox"/> 片道			
	<input type="checkbox"/> 往復			
<input type="checkbox"/> その他の移送費 円				
8 上記以外の診療費	円			
9 日当 (外科後処置に限る)	年 月 日から 年 月 日まで 日間 円			
10 申請金額	38,970 円			
11 外科後処置等を 受けようとする 医療機関	所在地 ○○市○○町○○-○ 名称 郡山医院			
12 送の 金場 希合 望	振込み	振込先金融機関名 ○○銀行 ○○支店		
		預 金 名 義 者 名	法人機関又は役職の名称(個人名義の場合記入不要) 郡山医院	
			口座番号 1234567	
			<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	
送金小切手 銀行 支店		(フリガナ) コオリヤマジロウ		
その他		氏名 郡山二郎		
* 所属部局の受付 年 月 日		* 任命権者の受付 年 月 日		
* 基金支部の受理 年 月 日				
* 通知 年 月 日 <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給		* 決定金額 円		
		* 支払 年 月 日		

〔注意事項〕別紙参照。

(13.3.28改正、12.3印刷)

*13 医師の証明		(職員氏名) 福島 大郎	
診療時の症状	四肢麻痺		
診療期間	〇〇年 1月 14日から 〇〇年 1月 31日まで 17日間 診療実日数 2日		
診療費の内訳			金額(円)
初 診			
再 診			
在 宅			
投 薬	内 屯 外 調 處 麻 調	服 用 剤 方 毒 基	アバン 3錠 } ×4コパール 3錠 } 1,200 × 28 33,600
注 射	皮下筋肉内 静 脈 内 そ の 他		
処 置			
手 術 · 麻 醉			
検 査			
画 像 診 断			
そ の 他			
入 院	入 院 期 间	年 月 日 から 年 月 日 ま で 日 间	
	病・診・衣	入院基本料・加算	
	特定入院料・その他		
食 事	基 準		
診療費の合計 38,970 円			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。			
平成 年 月 日	診療機関の	所 在 地 名 称 医師の氏名	
		(印)	

医療機関で記入

福祉事業（リハビリテーション）申請書

新規 継続（回目）
*認定番号 00-000000

地方公務員災害補償基金 福島県 支部長 殿		申請年月日 ○○年○○月○○日					
下記の福祉事業（リハビリテーション）を受けたいので申請します。		申請者の住所 ○○市○○町○○ 氏名 福島 太郎 昭和○○年○月○日生（○○歳）					
被験 災する 職事 に項	所属団体名 ○○市	所属部局名 (電話番号 00-0000) ○○部○○課○○係					
	負傷又は発病の年月日 ○○年○月○日	治ゆ年月日 ○○年○月○日					
	傷病名及び障害の部位 せき骨道損傷	障害等級 第 9 級					
2 リハビリテーションを必要とする理由 別添「医師等の証明書」のとおり							
3 内容	種類 期間	金額（円）					
		訓練指導料	宿泊料	食事料	サービス料	その他	計
	機能訓練	00年1月14日から 00年1月31日まで	30,000	20,000	20,000	10,000	80,000
		年月日から 年月日まで					
	年月日から 年月日まで						
4 申請金額	80,000 円						
5 希望する施設	所在地 ○○市○○町○○ 名称 郡山 医院						
6 旅行費の申請	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
7 送金希望の場合	振込み 振込先金融機関名 ○○銀行 ○○支店	預金の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	<input type="checkbox"/> 送金小切手 受取先金融機関名 銀行 支店				
	預金名義者名 福島 太郎	口座番号 1234567	<input type="checkbox"/> その他				
* 所属部局の受付 年 月 日	* 任命権者の受付 年 月 日	* 基金支部の受理 年 月 日					
* 通知 □ 支給	* 決定金額 円	* 支払 年 月 日					

〔注意事項〕裏面参照。

※裏面

〔注意事項〕

- 1 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 新たにリハビリテーションを受けようとする場合は、その実施を必要と認める旨の医師等の証明書を添付すること。
- 3 リハビリテーションに要する金額を予定できる場合は、その予定金額を記入すること。
- 4 「申請者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

福祉事業（旅行費）申請書

認定番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇

地方公務員災害補償基金福島県支部長様				申請年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日														
				申請者の住所 〇〇市〇〇町														
下記の旅行費の支給を申請します。				○○ ふりがな ふくしまにしう 福島太郎 福島太郎 〇年〇月〇日生(〇〇歳)														
1 被災職員 に関する 事項	所属団体名 〇〇市				所属部局名 〇〇部〇〇課〇〇係													
	負傷又は発病の年月日 平成〇〇年4月1日				福祉施設の実施の承認年月日 平成〇〇年1月13日													
2 旅 行 費 の 内 訳	(旅行の目的) <input checked="" type="checkbox"/> 補装具 (<input checked="" type="checkbox"/> 採型 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 装着) <input type="checkbox"/> リハビリテーション <input type="checkbox"/> 休養																	
	旅行区間 往復		〇〇発〇〇発		〇〇経由〇〇経由		〇〇着〇〇着											
	旅行期間 平成〇〇年平成〇〇年		1月15日から1月15日まで						2泊3日									
	月 日	出発地	到着地	宿泊地	鉄道		船		車		急行料金等	宿泊数	宿泊料	計				
		路 程	運 費	路 程	運 費	路 程	運 費											
		1.13 〇〇	〇〇	〇〇	100 km	3,000 円					500 円	1 泊	6,600 円	10,100 円				
		14		〇〇								1	6,600	6,600				
		15 〇〇	〇〇		100	3,000					500			3,500				
合 計				6,000						1,000		13,200	20,200					
3 旅行費申請金額				20,200 円														
4 送金希望の場合	振込先金融機関名 〇〇銀行〇〇支店			<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		*受理		平成 年 月 日										
	振込み			口座番号 〇〇〇〇〇〇		*通知		平成 年 月 日										
	預金名義者 福島太郎			送金小切手 受取先金融機関名 銀行 支店		*承認金額		円										
	その他					*支払		平成 年 月 日										

〔注意事項〕

- 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「2旅行費の内訳」の欄の宿泊料については、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「申請者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

福祉事業(奨学援護金)申請書

定番

○○-○○○○○○○

地方公務員災害補償基金福島県支部長様		申請年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
		申請者の住所 〇〇市〇〇町〇〇	
下記の奨学援護金の支給を申請します。		氏ふりかな名 ひくしま やみこ 福島由美子 福島印	
1 申 す 請 る 者 事 に 項 関	<input type="checkbox"/> 傷病補償年金 (傷病等級) (第 級)	年金証書 の番号	第 号 年金支給 開始年月 平成 年 月
	<input type="checkbox"/> 障害補償年金 (障害等級) (第 級)	年金証書 の番号	第 号 年金支給 開始年月 平成 年 月
	<input checked="" type="checkbox"/> 遺族補償年金	年金証書 の番号	第 〇〇〇〇〇〇 号 年金支給 開始年月 平成〇〇年 5月
2 在 学 者 等 に 關 す る 事 項	氏 名	福島明子	
	生年月日	〇年〇月〇日生	年月日生
	住 所	〇〇市〇〇町〇	
	申請者との続柄	長女	
	学校等の名称	〇〇市立〇〇小学校	
	学 年	第 6 学年	第 学年
	学校等の所在地	〇〇市〇〇町〇	
	備 考		
* 3 承認・不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
* 4 支給開始年月	年 月	年 月	年 月
* 5 支給月額	円	円	円

6 送金希望の場合	振込み	振込先金融機関名	○○銀行○○支店	*受理	平成 年 月 日	
		<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金				
		口座番号	○○○○○○	*承認	平成 年 月 日	
		預金名義者	福島由美子	*通知	平成 年 月 日	
		送金小切手	受取先金融機関名	銀行 支店		
		その他				*承認金額

福祉事業(就労保育援護金)申請書

認定
番号

〇〇-〇〇〇〇〇〇

申請年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の住所 〇〇市〇〇町〇〇

地方公務員災害補償基金福島県支部長様

下記の就労保育援護金の支給を申請します。

ふりがな 小くしま ゆみこ
氏名 福島由美子

1 申す 請る 者事 に項 関	<input type="checkbox"/> 傷病補償年金 (傷病等級) (第 級)	年金証書 の番号 第	号 年金支給 開始年月 平成 年 月	
	<input type="checkbox"/> 障害補償年金 (障害等級) (第 級)	年金証書 の番号 第	号 年金支給 開始年月 平成 年 月	
	<input checked="" type="checkbox"/> 遺族補償年金	年金証書 の番号 第 〇〇〇〇〇〇〇	号 年金支給 開始年月 平成 13年 4月	
2 就労 に関 して いる 事項 者	氏 名	福島由美子		
	生 年 月 日	〇年〇月〇日		
	住 所	〇〇市〇〇町〇〇		
申請者との続柄又は関係		本人		
3 保 育 児 に 關 する 事項	就労している会社等の名称・所在地	〇〇市〇〇町〇〇 (株)〇〇〇〇		
	氏 名	福島丈男		
	生 年 月 日	〇年〇月〇日生(4歳)	年 月 日生(歳)	年 月 日生(歳)
	住 所	〇〇市〇〇町〇〇		
	申請者との続柄	長男		
	保育所等の名称	〇〇保育所		
保育所等の所在地	〇〇市〇〇町〇			
備 考				
4 就労のため未就学の子等を保育所等に預けなければならない事情		母が病弱のため、子供の面倒を見ることができない。		
* 5 承認・不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	
* 6 支給開始年月	年 月	年 月	年 月	
7 送 金 希 望 の 場 合	振込先金融機関名	〇〇銀行〇〇支店		
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	*受理	平成 年 月 日
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	*承認	平成 年 月 日
	預金名義者	福島由美子	*通知	平成 年 月 日
	送金小切手受取先金融機関名	銀行 支店	*承認金額	円
	その他			

〔注意事項〕

- 1 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前に既に基金支部に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
 - (1) 就労していることを証明する書類
 - (2) 未就学の子を保育所等に預け、又は未就学の子が保育所等に預けられていることを証明する書類
 - (3) 規程第29条の2第1項各号に掲げる場合に応じ、次に掲げる者が生計を同じくしていることを認めることのできる書類
 - ア 遺族補償年金の受給権者である未就学の児童と就労している者（規程第29条の2第1項第1号）
 - イ 遺族補償年金の受給権者と未就学の子（同項第2号）
 - ウ 障害補償年金の受給権者と未就学の子（同項第3号）
 - エ 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者と未就学の子及び就労している者（同項第4号）
- 3 「年金証書の番号」の項は、この申請書を年金たる補償の請求書と同時に提出する場合は、記入する必要はないこと。
- 4 新たに保育児となった者がある場合は、この申請書により申請すること。この場合、「備考」の項に、その理由等を記入すること。
- 5 「申請者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

福祉事業(補装具)申請書

* 整理番号

地方公務員災害補償基金福島県支部長様 下記の福祉施設 <small><input checked="" type="checkbox"/>支給 <input type="checkbox"/>修理 <input type="checkbox"/>再支給</small> を受けたいの で申請します。		申請年月日 ○○年○○月○○日	
被 關 災 的 職 事 項	所属団体 ○○市	申請者の住所 ○○市○○町○○	
	負傷又は発病の年月日 ○○年4月1日	治癒年月日 ○○年1月13日	
	傷病名及び障害の部位 左上肢切断	傷病等級又は障害等級 等級 第4級 決定日 ○○年1月13日 (年金証書番号 第○○○○○号)	
	理由 左上肢切断のため		
補 裝 具 を 理 由 要 等	種別 上腕義手		
	個数 1 個	個	
	単価 104,300 円	円	
	金額 104,300 円	円	
3 装着又は修理年月日	○○年1月13日		
4 補装具の費用の支給申請額	104,300 円		
5 希望する製作修理業者	所在地 ○○市○○町○○ 名称 ○○○製作所		
6 採型指導	義肢採型指導料 5,000 円	採型指導年月日 ○○年1月12日	
	採型指導を受けたい医療機関 ○○市○○町○○		
	名称 郡山病院		
7 旅行費の申請	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
8 送金希望の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 振込み 振込先金融機関名 ○○銀行○○支店 預金名義者名 福島太郎	預金の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 口座の記号番号 ○○○○	<input type="checkbox"/> 送金小切手 受取先金融機関名 銀行 支店 <input type="checkbox"/> その他
* 所属部局の受付年月日	* 任命権者の受付年月日	* 基金支部の受理年月日	
* 通知年月日 <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給	* 決定金額 円	* 支払年月日	

(注意事項)裏面参照。

認定請求時のチェックポイント

各所属・任命権者において、被災職員から提出された認定請求書を確認するときに活用してください。

(公務災害の場合)

- 1 認定請求書に記載・押印もれはないか。(特に郵便番号、各種年月日・氏名のふりがな・休業・非休業)
- 2 各年月日には整合性があるか。
災害発生日≤請求年月日≤所属長証明年月日≤任命権者の意見年月日
※上記の間が2か月以上滯っていたときは、遅延の理由を明らかにすること。
- 3 災害発生の状況はだれにもよく理解できるように記載されているか。
特に、災害性（通常の動作とは異なる要素は何か。どのように負傷したのか、ひねった場合はどちら側にどのくらいひねったのか等）が明確に記載されているか。
- 4 公務遂行性はあるか。

出張中の場合	出張命令簿・経路図等は添付されているか	
時間外勤務の場合	時間外勤務命令簿等は添付されているか等を確認する。	
- 5 「傷病名」欄は、診断書の内容と合致しているか。
傷病名に「疑い」が付記されている場合は、その後の検査結果により疑いでなくなつたのか、違う傷病名になるのかを確認し、事前に基金担当者と連絡をとり、対応する。
- 6 発生状況の内容から考えられないような傷病名がついていることはないか。
- 7 認定請求書と添付書類間において、事実関係、時間等に食い違いはないか。
- 8 現認書又は事実証明書の内容は、被災日からその現認者又は証明者の立場において適切に表現されているか。なお、「被災職員に関する事項」欄の氏名が誤って現認者等の氏名になつていないか。
- 9 災害発生の状況の内容は、被災日から基金への書類提出日の直近までの状況（又は、治ゆした日までの状況）が分かるものになっているか。
- 10 転医していないか。転医している場合は災害発生の状況に記載されているか。
- 11 添付資料は認定請求書添付資料一覧（公務災害）に示されたものが添付されているか。
必要により写真等を添付し、発生状況の説明を補足するのも一法である。
- 12 第三者加害事案に該当しないか。該当する場合は、必要書類を添付する。

~~~~認定請求時のチェックポイント~~~~

各所属・任命権者において、被災職員から提出された認定請求書を確認するときに活用してください。

(通勤災害の場合)

- 1 認定請求書に記載・押印もれはないか。(特に郵便番号、各種年、月日・氏名のふりがな・休業・非休業)
- 2 各年月日には整合性があるか。
災害発生日≤請求年月日≤所属長証明年月日≤任命権者の意見年月日
※上記の間が2か月以上滯っていたときは、遅延の理由を明らかにすること。
- 3 災害発生の状況はだれにもよく理解できるように記載されているか。
特に、災害性(通常の動作とは異なる要素は何か。どのように負傷したのか、ひねった場合はどちら側にどのくらいひねったのか等)が明確に記載されているか。
- 4 合理的な方法・経路で通勤がなされていたか。
- 5 逸脱・中断の事実がなかったか。あった場合はそれについての説明がなされているか。「理由、距離、その他の行動」
- 6 勤務の開始又は終了の時刻に誤りはないか(特異な勤務時間の者には、それを証明する書類(例えば勤務割表の写し、時間外勤務命令簿等)を添付する。)。
- 7 住居及び勤務場所を離れた時刻に誤りはないか。
- 8 「傷病名」欄は、診断書の内容と合致しているか(傷病名に「疑い」が付記されている場合は、確定した傷病名にする必要がある。そのためには確定した傷病名の診断書が必要となる。)。
- 9 発生状況の内容から考えられないような傷病名がついていることはないか。
- 10 認定請求書と添付書類間において、事実関係、時間等に食い違いはないか。
- 11 現認書又は事実証明書の内容は、その現認者又は証明者の立場において、適切に表現されているか。なお、「被災職員に関する事項」欄の氏名が誤って現認者等の氏名になっていないか。
- 12 災害発生の状況の内容は、被災日から基金への書類提出日の直近までの状況(又は、治ゆした日までの状況)が分かるものになっているか。
- 13 転医していないか。転医している場合は災害発生の状況に記載されているか。
- 14 添付資料は認定請求書添付資料一覧(通勤災害)に示されたものが添付されているか。
- 15 第三者加害事案に該当しないか。該当する場合は、必要書類を添付する。

療養補償請求書（様式第6号）のチェックポイント

基金に提出する前に、任命権者・所属において、療養補償請求書（様式第6号）を確認してください。

I 非指定医療機関・薬局等への受領委任による場合

- 表面（1号紙）について……職員本人及び医療機関・薬局が記入

チェック欄

1	認定番号、請求回数、請求年月日、住所、 ^{ふりがな} 氏名について、記入、押印しているか。
2	「1 補償費用の受領委任」欄について、委任者欄は請求者（職員）が、受任者欄は医療機関・薬局が、それぞれ記入・押印しているか。
3	「2 被災職員に関する事項」欄について、すべて記入しているか。
4	「3 診療費」～「8 療養補償請求金額（3～7の合計額）」欄について、2号紙以下の明細と照合して矛盾なく記入しているか。
5	「9 送金希望の場合」欄について、医療機関・薬局の口座情報を普通・当座の別、 <u>フリガナ</u> 等もれなく記入しているか。

- 裏面（2号紙）について……診療費について医療機関が記入

※ 医療機関が電算で打ち出したもの等を添付してもよい。

1	「傷病名」欄に認定傷病名を正しく記入しているか。 （※認定されていない傷病（私傷病等）に関する療養は、基金による補償の対象外）
2	「診療開始日」「診療期間」「診療実日数」を記入しているか。 また、災害発生前あるいは治ゆ後の診療ではないか。
3	「診療費請求合計額」は1号紙の「3 診療費」の額と同額であるか。

- 別葉（3号紙）について……調剤費について薬局が記入

※ 薬局が電算で打ち出したもの等を添付してもよい。

1	「処方せんを交付した診療機関の名称、所在地」「担当医氏名」を記入しているか。
2	「調剤期間」を記入しているか。また、災害発生前あるいは治ゆ後の調剤ではないか。
3	「合計金額」が1号紙の「4 調剤費」の額と同額であるか。

II 自己負担分を請求する場合

☆ 原則として領収書を添付し、2号紙、3号紙等に医療機関・薬局等の証明を受けます。

● 表面（1号紙）について……職員本人が記入

1	認定番号、請求回数、請求年月日、住所、氏名について記入、押印しているか。
2	「1補償費用の受領委任」欄については、記入不要
3	「2被災職員に関する事項」欄について、すべて記入しているか。
4	「3診療費」～「8療養補償請求金額（3～7の合計額）」欄について、2号紙以下の明細と照合して矛盾なく記入しているか。
5	「9送金希望の場合」欄について、 <u>職員本人</u> の口座情報を普通・当座の別、 <u>フリガナ</u> 等もれなく記入しているか。

● 裏面（2号紙）について……診療費について医療機関が記入

※ 医療機関が電算で打ち出したもの等を添付してもよい。

1	「傷病名」欄に認定傷病名を正しく記入しているか。 (※認定されていない傷病（私病等）に関する療養は、基金による補償の対象外)
2	「診療開始日」「診療期間」「診療実日数」を記入しているか。 また、災害発生前あるいは治ゆ後の診療ではないか。
3	「診療費請求合計額」は、添付してある領収書の金額と同額であるか。
4	診療機関による証明がされており、押印もれがないか。

● 別葉（3号紙）について……薬局が記入

※ 薬局が電算で打ち出したもの等を添付してもよい。

1	「処方せんを交付した診療機関の名称、所在地」を記入しているか。
2	「調剤期間」を記入しているか。また、災害発生前あるいは治ゆ後の調剤ではないか。
3	「合計金額」は、添付してある領収書の金額と同額であるか。
4	診療機関による証明がされており、押印もれがないか。

● 別葉〔診療費請求明細〕歯科用について……歯科の診療機関が記入

1	「請求額」は、添付してある領収書の金額と同額であるか。
2	診療機関による証明がされており、押印もれがないか。

● その他のチェック項目

1	移送費については、医師が通院日を（タクシー等の場合は理由についても）を証明した「移送費明細書」の添付があるか。また、経路は合理的で、通勤手当との重複支給はないか。領収書の添付はあるか。
2	コルセット、固定装具等購入については、当該装具の必要性について2号紙に記載があるか又は医師の証明がある補装具証明書を添付しているか。また、購入年月日と被災日・治ゆ日とに矛盾がないか。
3	個室・上級室利用については、その理由、期間に関する医療機関の証明があるか。
4	文書料について、保険請求や職場に提出するための診断書等の料金を請求していないか。

質 疑 応 答 集

1 制度の概要

1 公務災害あるいは通勤災害に認定されると、どういうメリットがありますか。

- ① 原則として、治療費（療養補償といい、基金が療養の範囲に認められるものに限られます）の全額について、基金から直接医療機関に支払われます。
被災職員は一時的にも負担すべきものはありません。
- ② 将来、一定の後遺障害が残った場合、その障害の程度に応じた補償（障害補償といいます）を受けることができます。
- ③ 当該災害が原因で勤務することができない場合においても、原則として服務上もしくは給与上不利益を受けることはありません。
- ④ 災害の形態や原因が、各職場・所属職員に十分に認識され、必要な対策が講じられて、再発防止に寄与します。

2 対象職員の範囲

1 基金が災害補償を実施するのはどのような職員ですか。

基金が実施する災害補償の対象職員は、常勤の地方公務員及び常勤的非常勤職員です。
常勤職員としては、知事、市長などの特別職のほか、一般職の職員がいます。

常勤的非常勤職員とは、「雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの」とされています。

2 いわゆる外郭団体に派遣されている職員は、基金の補償の対象となりますか。

いわゆる外郭団体（公社、協会等）に派遣（出向）された職員が、派遣先（外郭団体）の業務遂行中に被った災害補償については、通常は当該業務は公務でないことから、公務災害とは認められません。この災害については、当該団体のプロパー職員と同様に労災保険の適用となります。
しかし、実際には各団体における当該派遣職員の服務上や給与上等の扱い、勤務場所、その職員の役割など様々な形態が存在することから、個別の検討が必要な場合があります。

3 認定請求

(1) 認定請求手続き

1 どの程度の傷病であれば認定請求をすることができますか。

傷病の軽重は問いませんが、実際医療機関等に受診して治療が行われたことが必要となります。なお、認定請求書に傷病名等が記載された医師等の診断書を添付することが必要となっています。

2 認定請求書はいつまでに、どこに提出すればよいですか。

認定請求書は、できる限り速やかに提出してください。

場合によっては、経由機関が多くそれぞれの決裁等に時間を要する事もありますが、遅くとも「災害発生後1ヶ月以内」に基に提出するようお願いします。

3 公務災害の認定請求をしても、認定までに相当時間がかかるのではありませんか。

公務災害の認定には時間要するというイメージをもたれる方もいるのではないかと思われますが、実際にはそれほどの時間はかかりません。基金支部に請求書が提出されれば、通常の負傷事案であれば、1週間程度で大半を認定しています。

しかしながら、認定請求書が提出されても、記載内容に不明な点があつたり添付書類が不十分であれば、各任命権者を通じて説明や資料の補足を求めることになり、時間を若干要するケースがあります。また、疾病事案など複雑な事案については、医学的に調査したり基金本部に協議するなどから相当の日数を要することがあります。

認定までの間は、治療費の請求を医療機関に留保してもらったり、各団体における服務上の扱いが不明確な状態におかれると、様々な不都合を生じますので、できる限り速やかに審査したいと考えています。

4 災害発生の目撃者（現認者）がいない場所で負傷したのですが、認定請求はできますか。

災害現場に誰もいない状況でがをするなど災害が発生することは十分あり得ることです。その場の目撃者がいなくても認定請求を行うことはできます。この場合、被災した職員は、遅滞なく所属の上司に報告してください。

認定請求にあたっては、上司は、被災職員から災害発生状況等について詳しく説明を受け、職務内容、災害発生前後の状況及び現場調査等により、その災害の事実を客観的に確認し、「事実証明書」を作成のうえ、添付して認定請求することになります。

この「事実証明書」は、目撃者からの「現認者」に代わるものですので、職務命令を発する上司の立場から、確認した事実に基づき、上司自身の表現で記載してください。

(2) 認定基準・事例

1 職場で起きた災害はすべて公務災害となりますか。

すべてのものが公務災害とは限りません。

職場で起きた災害であっても、休憩時間中の私的行為による負傷など公務遂行性そのものが認められない場合や、公務遂行性は認められても、本人の骨の変性を原因として骨折した場合、天災地変等自然災害による場合などは、公務が直接の原因ではないので公務起因性が認められず、公務災害として取り扱うことはできません。

また、疾病は、種々の原因が複雑に絡み合って発症しますので、発症した職員がもともと有している素因又は基礎疾患がその発症に大きく関わっている場合には、公務遂行中に発症したとしても公務起因性が認められるとは限りません。

2 休憩時間中の災害は公務災害になりますか。

休憩時間中は、職員は原則として自由に行動できますので、その間の行為は通常は私的行為と考えられています。休憩時間中の災害は原則として公務災害になりません。

ただし、次の場合などに発生した災害は、例外的に公務災害になります。

- ① 休憩時間中に命じられて職務を遂行していた場合
- ② 水飲・用便に行くための往復行為などの生理的必要行為を行っていた場合
- ③ 食事のための勤務署と食堂との間を合理的経路・方法により往復していた場合（ただし、一定の要件に該当する必要がある）
- ④ 私的行為中（たとえばキャッチボール）であっても、勤務場所又は附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意等に起因して災害が発生した場合

3 私は、時間外勤務命令を受けずに残業や休日勤務を行うことがあります、そのようなときに起きた災害は、公務上の災害と認められますか。

命令を受けずに時間外勤務や休日勤務を行った場合は、任命権者の支配管理下にないとの理由により、そのとき起きた災害は公務上の災害とは認められません。

なお、教員等のため時間外命令を受けることがそもそもない場合は、そのとき行った職務や勤務時間を客観的に証明する資料により事実が確認できるときは、公務上の災害と認定することができます。

4 公用車にて出張中、一方通行の道に車が故障して止まっていました。急を要する用務であつたため、公用車から降りて、故障車を移動させるのを手伝っていたところ負傷しました。この場合、公務上の災害と認められますか。

善意行為中の災害が公務上の災害と認められるためには、それが公務達成のため必要な行為であることが要件とされます。設問の場合は、道が一方通行ということもあり、逆戻りできずその故障車をすぐに移動させないと公務の目的が達成できないと認められ、公務上の災害と認められます。

5 私の所属する職場では、雪が降ったとき、勤務時間前に職員が庁舎敷地内や周辺道路（公道）の歩道の雪かきを行うことにしています。特に職務命令はありませんが、このとき起きた災害は公務上の災害となりますか。

公務達成のため割り当てられた職務以外の職務について、職員の善意の意志に基づいて行うことを「公務達成のための善意行為」といい、慣例的に同僚の職務を援助する行為や勤務公署の業務の運営を阻害する状態を排除する行為がこれに該当します。

庁舎敷地内の雪かきについては、上記の趣旨を踏まえれば「公務達成のための善意行為」と考えられ、勤務時間前に行う場合であっても勤務環境の整備等の準備行為とどちらえることができ、このとき起きた災害は、公務上の災害として認定可能なものと考えられます。

また、庁舎の周辺道路（公道）の歩道の雪かきは、公務上の必要性からではなく社会一般の道義的立場から行われる場合は、公務達成のための善意行為とは認められず、このとき起きた災害は公務外とされます。

6 職員（25歳、男性）が、資料の入った段ボール箱（約30kg）を中腰の姿勢で持ち上げたところ、予想以上に重かったためバランスを崩して、「急性腰痛症」を発症したのですが、公務災害と認められますか。

「災害性の腰痛」の場合は、一般的には公務災害と認められます。

実際の認定に当たっては、被災職員の既往歴、腰椎の状況等を調査した上で判断することとなります。事例の場合は、年齢も比較的若く、大きな既往歴もなければ、30kgという重量や中腰姿勢でバランスを崩した事実等を勘案すれば、一般的には公務災害と認められます。

こうした災害を一般的に「災害性の腰痛」と言い、主として「腰部の負傷又は腰部の負傷生ぜしめたと考える通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるもの」がこれに該当します。

具体的には、重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を2人がかりで運搬する最中にそのうちの1人のものが滑って肩から荷をはずしたりしたような事故的な事由により、瞬時に重量が腰部に負荷された場合や、事故的な事由はないが、重量物の取扱いに当たって、その取扱い物が予

想に反して著しく重かったり、重量物の取扱いに不適当な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合がこれに該当します。

なお、被災職員が高齢で、腰椎に相当程度の変性が認められる場合や、持ち上げる物が日常生活でもよく扱う程度である場合など、実際に発生する腰痛事案は様々ですので、審査を行うにあたっては、個別具体的に判断することとなります。

7 職員（55歳、女性）が、会議資料を両手で持って廊下を移動中、濡れていた床に足を滑らせ転倒しそうになって踏ん張った際に腰痛を発症したため、受診したところ「腰部椎間板ヘルニア」と診断されました。公務災害と認定されますか。

公務上・外を判断するには、もう少し詳細な事実関係を調べる必要があります。

腰部椎間板ヘルニアをはじめ、変形性脊椎症、脊椎分離症、脊椎すべり症等脊椎等を原因とする腰痛は、一般的には本人の素因・基礎疾患・既存疾患であり、加齢による退行性の変性等によるものであり、一時的な業務中の動作や出来事で発症する性質の疾病ではなく、私病であると考えられます。

しかし、これら傷病については、災害発生状況と本人の基礎疾患の程度を比較し、災害により本人の基礎疾患等が自然的経過を超えて急激に著しく増悪され、腰痛が発生したと認められる場合には、認定基準上「公務に起因することが明らかな疾病」に該当し、当該腰痛の急性症状に限って公務上の災害と扱われます。

したがって、質問のような場合には、災害の発生状況（特に腰部にどのようにどの程度の力が加わったか）や職員の既往歴、災害後の療養の状況、治ゆまでの見込み等を調査し、医学的知見を踏まえ、十分に検討する必要があるわけです。

8 病院等での針刺し事故による血液汚染事案は、どういう場合に公務上と認定されますか。

公務災害の認定は、認定を行う前提の傷病が現に発症（発生）している場合に限られています。しかし、肝炎（B・C型に限る）、エイズ等の血液汚染事案については、その疾病の有する特殊性から、実際に感染（発症）していない段階においても、感染（発症）の恐れが高い場合には、公務上の災害と認定し、受傷部位の洗浄・消毒の処置の他、一定期間の予防的な治療・検査を補償します。

認定基準として、HCVに汚染された血液の付着した注射針等により負傷したこと、または、既存の負傷部位、眼球等に汚染血液が付着した場合で、かつ、職員が負傷等の直後に行われた検査により、当該負傷等以前からHCVに感染していないことなどが要件となります。

また、どの患者に使用したものか特定できないが、病院内にHCV陽性の入院患者があり、当該患者のいるフロアで使用したことが明らかな注射針による負傷等（その者に使用した可能性が高く）、感染の危険性が高いと医師が判断した場合にも認定されます。

9 脳出血や心筋梗塞などの疾患を発症した場合、どのような場合に公務災害と認定されるのですか。

脳・心臓疾患に係る公務災害の認定については、「公務上の負傷に起因する疾病」、「公務に起因することの明らかな疾病」の2つの場合があります。「公務上の負傷に起因する疾病」については、発症の原因が明らかな場合が多く、公務上・外の認定は比較的容易に判断できます。一方、「公務上の負傷に起因しない疾病」は、動脈硬化や高血圧による血管病変等本人の素因や日常生活における諸要因によって増悪し発症に至ることが一般的です。脳出血、心筋梗塞などの脳・心臓疾患が公務に起因することの明らかな疾病として認定されるためには、公務による過重な負荷により、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患等の発症の基礎となる病態（血管病変等）を加齢、一般生活等による自然的経過を超えて急激に著しく増悪させたことが認められる必要があります。具体的には次の2つに要件があります。

- ① ア又はイの業務による明らかな過重負荷を受けたことが認められたこと
 - ア 発生状態を時間的、場所的に明確にし得る公務に関連する異常な出来事に遭遇したこと（アクシデント性）
 - イ 通常の日常業務（被災職員が占めていた職に割り当てられた業務）に比較して、特に質的に若しくは量的に過重な業務に従事したこと（公務過重性）
- ② 過重負荷を受けてから症状が出現するまでの時間的経過が医学上妥当なものであること

10 共働きの職員が、自家用車で出勤する途上、子供を保育園に連れていく際に交通事故に遭った場合、通勤災害となりますか。

共働きの職員が子供を保育園に連れていくことは、勤務するためには止むを得ないことにあたり、その経路が特段の理由もなく、著しく遠回りにならない限り「合理的経路」と認められ、通勤災害となります。

合理的経路とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般的に職員が用いると認められる経路であり、通常は通勤届に記載されている経路です。しかし、勤務の都合や交際がある場合は、通勤届と異なっても合理的経路に該当することがあります。

11 通勤届による通勤手段は自転車通勤となっている職員が、自家用車で出勤した日の通勤途上、交通事故に遭い、負傷した場合は通勤災害となりますか。

公務災害では、その通勤方法が「合理的な方法」であれば、通勤災害と認められます。
「合理的な方法」とは、電車、バスなどの公共交通機関の利用、自家用自動車などの使用、徒歩による場合など、通常通勤に利用する方法のことです。

車、バス、自動車、徒歩等による通勤方法は、経験則に照らして、通勤の手段として適当であり、かつ、安全であると認められることから、通勤届と異なっても合理的な方法に該当します。

12 出勤途上、雑誌を買うため通勤経路から外れたコンビニエンスストアに寄ろうとして転倒し骨折した場合は通勤災害となりますか。

通勤災害非該当です。

補償法における「通勤」とは、「職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること。」とされ、その往復の経路を逸脱・中断した場合は、当該逸脱・中断の間及びその後の往復中の災害は通勤による災害とは認められません。

当該逸脱・中断が日常生活上必要な行為であって、総務省令で定めるもの（日用品の購入等）をやむを得ない事由により行うための最小限の行為である場合には、当該逸脱・中断の間を除き、勤務による災害と認められます。

（参考 地方公務員災害補償法施行規則第1条の5）

13 退勤後、病院で診察を受けた後にタクシーで帰宅する途中、乗車していたタクシーが後続車に追突され、負傷した場合は通勤災害となりますか。

災害が発生した場所が、勤務場所から本人の自宅までの通勤経路上であれば、通勤災害に該当します。

病院又は診療所において診察行為を受ける行為は日常生活上必要な行為として取り扱われ、逸脱・中断の前後の経路については、通勤による災害に該当することとなります。

14 職場のレクリエーション参加中にケガをしました。公務災害となりますか。

地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地方公務員共済組合員法に基づく共済組合と共同して行ったレクリエーションに参加している場合に発生した負傷は、公務上の災害になります。

地公法第42条について

「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」（地公法42条）

本条は、地方公共団体の職員の厚生に関する計画の樹立と実施について努力義務を定めた規定です。

本条における「保健」とは、病気の予防のための措置をいい、保健のための措置としては、健康診断を定期的にまたは随時行うことが代表的です。一般的な問診、内診のほか、特定のものとしては結核予防検査、胃ガン予防検査、成人病検査などがあります。

「元気回復」とは、職員が職務によって蓄積した疲労を解消し、気分を転換して明日の活力を養うことが元気回復であり、一般的には「レクリエーション」と呼ばれます。職場におけるレクリエーションは、運動会、体育大会等が一般的です。

公務災害補償においては、地方公共団体が本条により実施したこれら健康診断、レクリエーションについての公務遂行性を認めています。

15 自宅からレクリエーション会場へ向かう途上で負傷した場合は、通勤災害になりますか。

公務災害の要件を満たすレクリエーションに参加するため、合理的な経路及び方法によりその会場へ向かう（帰宅途上）の災害は通勤災害になります。
(参考 通達「通勤」の範囲の取扱いについて)

16 人間ドックに、職務専念義務免除の承認を得て受診した後に、勤務公署へ戻る途中で交通事故に遭った場合、公務災害と認定されますか。

人間ドックの中には、職員の健康管理を図るために、任命権者が一定の年齢の職員に対して受診を命じる場合があります。この受診の往復途中で交通事故により負傷した場合は、任命権者の支配管理性及び職務遂行性が認められるため、公務災害の対象となります。

17 通勤災害の対象となる経路の起点・終点はどこですか。

【勤務場所の場合】

勤務場所（任命権者の施設管理権が及んでいる場所）を出た地点、即ち、一般の人が自由に行き渡れる場所に移った地点から通勤災害の対象になります。

勤務場所の敷地内は公務災害の対象となります。

【住居の場合】

一戸建ての家屋の場合、玄関を出ても敷地内は通勤災害に該当しません。門・門扉などから外（敷地外）を出た地点から通勤災害の対象となります。

18 私は、単身赴任をしていますが、日曜日の夜、家族の住む自宅から単身赴任先の住居へ移動の上、翌朝出勤し、金曜日の夜、単身赴任先の住居から自宅に帰宅することとしています。このような、移動に際して起きた事故などによる負傷は、通勤災害と認められますか。

平成18年4月1日から、制度改正があり、単身赴任手当の支給を受けている者若しくはこれに準じる者については、設問のような移動間に起きた災害については、通勤災害と認められることとなりました。

4 補償一般

1 公務災害の場合と通勤災害の場合は、補償面でどのように異なりますか。

補償内容、補償金額についての違いはほとんどありませんが、福祉事業の中で、障害特別援護金、遺族特別援護金が、公務災害の方が通勤災害よりも支給額が高くなっています。

また、通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員は、一部負担金として、200円を超えない範囲で基金に払い込まなければならないこととなっています。

なお、次の場合は一部負担金が免除されます。

- ①第三者加害の場合
- ②療養開始後3日以内に死亡した場合
- ③休業補償を受けていない場合

2 職員が離職した場合、補償を受ける権利はなくなりますか。

職員が退職等により離職した場合においても、補償を受ける権利に影響ありません。

補償を受ける権利は、職員が離職したとしても、そのことにより消滅し、あるいは、縮小する等の影響を受けることはありません。すなわち、在職中補償を受けていた職員が離職しても、引き続き補償事由が認められる限り補償を受けることができます。また、離職後はじめて発病し、あるいは再発した場合でも、それが在職中の公務又は通勤に起因している場合には補償の対象となります。

5 療養補償

1 共済組合員証を使用した場合には、3割の自己負担がありますが、公務災害（通勤災害）の場合も同様ですか。

公務災害補償制度では、基金が必要と認めた療養については、全額基金が負担するものとされており、原則として自己負担はありません。

2 公務上の災害とされ、病院において治療を受けましたが、治療費はどのように請求すればよいですか。

公務上の災害にかかる治療費は、原則として共済組合からの療養給付が受けられないため、公務災害の療養補償として以下の手続きで基金へ請求することとなります。

〈医療機関を受診した場合〉

「療養補償請求書」を所属及び任命権者を経由し、基金支部へ提出します。

医療機関の代表者に治療費の受領を委任する場合は、直接医療機関へ支払われます。

〈本人が治療費の全額を自己負担した場合〉

「療養補償請求書」に領収書を添付し、医療機関で診療内容の記入及び証明を受け、任命権者を経由して基金へ請求し、個人の口座に支払われます。

3 共済組合員証を使用した場合、基金と共に共済組合とはどのように調整するのですか。また、被災職員はどのようにしたらよいですか。

当支部においては、所属及び任命権者に対して、被災職員が誤って、あるいはやむを得ず共済組合員証を使用した場合には、できる限り医療機関の協力を得て、最初から共済組合員証を使用しなかった形の処理をお願いしています。

なお、治療費の全額を被災者本人がいったん支払った場合は、領収書により基金が本人に全額支払うことは可能です。

4 念のために検査した場合、その検査代は療養補償の対象となりますか。

療養補償の対象として認められる検査とは、公務又は通勤により生じた負傷、もしくは疾病についての検査で、その内容は現在の医学水準からみて診療上必要な検査に限られます。

したがって、診療とは無関係の検査や、そもそも傷病が存在しない場合の検査は、療養補償の対象とはなりません。

なお、病院等に勤務する職員が、HCV（C型肝炎ウィルス）、HBV（B型肝炎ウィルス）又はHIV（ヒト免疫不全ウィルス）に汚染された血液等に接触した場合に、HCV、HBV又はHIV抗体検査が行われた場合には、当該検査は療養補償の対象となります。

この場合、接触直後に行われた検査により、接触以前からHCV、HBV又はHIVに感染したことが明らかになった場合には、その後の検査は補償の対象となりません。

5 公務災害等の認定に必要な医師の診断書は療養補償の対象となりますか。

公務上又は通勤該当と認定された場合は、原則として1通が療養補償の対象となります。公務外、通勤災害非該当の場合はそもそも補償事由が発生しませんので、対象外となります。

なお、基金が補償できる診断書、意見書等の文書料は、補償の実施上必要なものに限られ、他の目的、例えば病気休暇等に使用するための診断書等は含まれません。

また、第三者加害事案のうち、身体的損害について全て相手から支払われる場合は、認定請求書に添付する診断書は写しを添付するため、補償の対象とはなりません。

6 後遺障害があると認めて主治医が作成した障害程度診断書は、療養補償の対象となりますか。

対象となります。

被災職員は、主治医に確認した結果、障害等級に該当する見込みがある場合には、「障害程度診断書」を基金に提出することになります。

この主治医の診断書及び障害の状態の立証に関するX線写真等の費用は、結果として、障害等級に該当しなくとも、療養補償の対象となります。

7 公務災害により毀損した眼鏡は療養補償の対象となりますか。また、義歯はどうですか。

眼鏡は対象とません。義歯は対象となります。

療養補償の対象は、負傷、疾病という身体的損害であり、物的損害又は精神的損害は補償の対象とません。

したがって、転倒して眼鏡が破損したような場合の眼鏡修理代は対象とせんが、転倒した際に義歯が破損した場合の義歯装着に伴う費用は、歯科医師により行われる歯の治療の一部であるという考え方から、これについては補償の対象となります。なお、支給範囲は医学的に妥当なものでなければなりません。

8 「治ゆ報告書」は、いつ提出すればよいですか。

「治ゆ報告書」は、認定を受けた傷病が「治ゆ」したときに提出します。

なお、「治ゆ」とは、以下に掲げるいずれかの状態をさします。

- ① 傷病が「治った」とき
- ② 「症状固定」したとき

（「症状固定」とは、治療を施しても症状の回復がみられず、医療効果が見込めないものをさします。）

なお、提出にあたり特に医師の診断書は必要ありません。

9 被災職員が「治ゆ報告書」を提出しない限り、療養補償は継続して行われるのですか。

通常、被災職員からの「治ゆ報告書」の提出を受けて、基金が「治ゆ認定」を行い、治ゆ日までの療養について療養補償が行われることになります。

ただし、療養内容、症状の経過及び主治医の意見等から判断して、すでに症状が固定し、もはや医療効果が期待しないと認められる場合には、被災職員が「治ゆ報告書」を提出することに同意しない場合であっても、基金が職権で「治ゆ認定」を行う場合があります。この場合、被災職員の意思にかかわらず、治ゆ日より後の療養については療養補償が行われません。

10 治ゆ報告書を提出した後、医療機関で痛み止めの注射を打ってもらった場合、治療費は誰が負担するのですか。

公務災害又は通勤災害による負傷（疾病）が治ゆ（症状固定）した後のいわゆる対症療法については、療養補償の対象にはなりません。治ゆ（症状固定）後の対症療法は、共済組合員証（健康保険組合員証）を使用して治療を受けることになります。

11 治ゆ後に具体的な症状が残っても、障害補償を受けられない場合はありますか。

障害補償を受けられるのは、障害の程度が法別表の1級から14級に該当する場合に限られます。

したがって、症状が残っていても、その程度が軽微で、障害等級に該当しない場合は、障害補償が支給されません。

12 転勤のため、勤務地の近くの病院で受診したいのですが、何か届出が必要ですか。

医療の必要又は勤務上の必要等により受診する病院を変更したい場合は、「転医申立書」を提出してください。

恣意的な理由により転医する場合は、補償の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

13 入院中、個室を利用した場合は、療養補償の対象となりますか。

個室を利用した場合は、次のいずれかの要件に該当する場合に補償の対象となります。

- ① 療養上、他の患者から隔離しなければ適切な診療を行うことが出来ないと認められる場合
- ② 傷病の状況から、他の患者から隔離しなければ他の患者の療養を著しく妨げると認められる場合

- ③ 受診した病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養させる必要があると認められる場合

- ④ その他、特別な事情があると認められる場合

利用にあたっては、「個室（上級室）等使用証明書」を提出してください。

14 公務災害の認定後、医師から別の傷病名を診断されました。どのような手続きが必要ですか。

公務との相当因果関係が認められれば、その傷病名の診断書を添付し、認定請求書（追加）を提出する必要があります。

この場合、現認書や現場見取図など既に提出した添付資料は省略できます。

15 認定された傷病が治ゆし、しばらく治療を受けておりませんでしたが、数年後、再発し、医師から治療を勧められました。

この場合の請求方法はどのようにすればよいですか。

治ゆ後、認定された傷病名と相当因果関係をもって生じた傷病について、再び治療が必要になった場合は、再発の診断書を添付し、「認定請求書（再発）」を提出する必要があります。

再発の認定請求は、医療効果が期待できないため「治ゆ」（症状固定）と認定されていたものが、医療技術の進歩により、医療効果が認められこととなった場合も可能です。

6 第三者加害事案

1 「第三者加害事案」は、通常の事案とどう違うのですか。

通常の事案、すなわち、職員が公務遂行中に階段で転倒して負傷した場合のように、災害の発生に第三者（本人以外の者）が関与しない事案の場合は、被災職員が基金に対して各種補償の請求をし、基金が請求に応じて補償を行うことになります。

一方、「第三者加害事案」、すなわち、第三者の行為によって公務災害又は通勤災害を受けた場合は、被災職員は原則として第三者に損害賠償の請求を行って、賠償を受けることになります。
(示談先行)

しかし、第三者に賠償能力がないなどの一定の要件に該当する場合は、被災職員が、第三者に損害賠償の請求を行う代わりに、「補償先行理由書」を提出して基金に補償の請求をすることができます。（補償先行）

なお、この場合、基金は基金が行った補償の範囲で第三者に対する請求権を取得することとなります。

2 公用車を運転して出張中、交差点で赤信号に従い停車中に追突されて負傷したので、公務災害の補償を受けたいのですが、療養補償等はどのようにになりますか。

被災職員の運転する公用車が交差点で赤信号に従い停車中に追突された場合、一般的には被災職員に過失はないと考えられますので、治療関係費等被災職員が被った全損害について相手方から賠償を受けることができます。

したがって、この場合、被災職員は、基金に対しては「第三者加害報告書（交通事故）」、「交通事故証明書」（写し）を添付して公務災害の認定請求を行いますが、治療費については、基金に療養補償の請求をするのではなく、相手方（通常は保険会社）に損害賠償請求（治療関係費分）をし、相手方から賠償を受けることになります。

後遺障害が残った場合についても、相手方に損害賠償請求（逸失利益分）をし、相手方から賠償を受けることになります。なお、この場合、基金にも、障害補償（相手方から受けた逸失利益分を除く。）及び福祉事業に関する請求を行う必要があります。

～自動車事故の場合の損害賠償請求について～

自動車事故の場合、損害賠償の請求や交渉は、加害者の加入する保険会社（自動車保険は、「自賠責保険」と「任意保険」の2種類あります。）と行なうことが一般的です。

「自賠責保険」は強制加入であり、被災職員の過失が7割未満の場合、過失相殺の適用は無いため、損害額が保険の支払限度額内（治療費・慰謝料等：120万円）であれば、自賠責保険の会社へ請求することとなります。ただし、自賠責の限度額を超える場合や物損にかかる損害がある場合は、自賠責保険分も合わせて「任意保険」の会社へ請求することとなります。

3 損害賠償額全額について賠償金を受領し、示談を締結した場合、基金に対して何をどのように報告すればよいですか。

損害賠償額全額について賠償金を受領し、示談も締結した場合は、示談書又は免責証書の写し（補償の内容がわかるもの　例：治療費〇〇円、交通費〇〇円、慰謝料〇〇円）を添付して、所属・任命権者経由で基金に提出することになります。

基金が行なうべき各種補償と同一の事由による損害賠償額を確認するためのもので、基金が補償しなくともよい額（免責額）を特定するために必要なものです。

免責とは……

補償を受けるべき者（被災職員又はその家族）が、第三者から同一の事由による損害賠償を受けたときは、基金は、その損害賠償額の限度で補償の義務を免れます。このように、基金が補償の義務を免れることを、「免責」といいます。

4 自家用車で出勤途上、赤信号を見落として交差点に進入したため、右方から青信号に従つて走行してきたトラックと衝突して負傷しました。通勤災害と認められますか。通勤災害と認められる場合、療養補償等はどのようにになりますか。

赤信号で交差点に進入するなど、運転者が一般的に払うべき注意義務を著しく欠いたために、すなわち、職員に「重大な過失」があったために事故に遭って負傷した場合であっても、経路・方法が合理的であること等の通勤災害の要件を満たせば、通勤災害と認められます。

しかし、通勤災害と認められたとしても、注意義務を著しく欠いた場合は、「重大過失事案」として一定の補償が制限されることがあります。

具体的には、療養補償は制限を受けずに、治療費の全額が補償されますが、休業補償、傷病補償年金又は障害補償については、補償額の30%に相当する金額が治療開始日から3年以内に支給すべきものに限り、減額されます。

なお、被災職員が死亡した場合に支給される遺族補償や葬祭補償については、減額はされません。

(法30条、規則28条)

5 私は、職務に関連した怨恨により、他人から暴力を受け負傷し、公務上の災害と認定されました。加害者に対して損害賠償を請求する予定でいますが、この場合、公務災害の補償を同時に受けることはできますか。

他人からの暴力や交通事故により負傷した場合は、第三者加害事案として扱い、補償の実施にあたっては、原因者負担の原則から、先に加害者へ損害賠償を請求することになります。この場合、補償と同一の事由により損害賠償を受けたときは、その額の限度内で基金は補償の義務を免れることになります。例えば、加害者から治療費全額の支払を受けたときは、基金から治療費に係る補償を受けることはできません。

ただし、示談した金額が補償額を下回る場合や障害や死亡にかかる福祉事業として特別給付金を支給できる場合は、基金から補償等を受けることができます。

6 中学校で、生徒（15歳）から暴力を受け負傷しました。この場合は、第三者加害事案となりますか。

生徒からの暴力行為による負傷について、第三者加害事案となりうるかは、当該生徒に責任能力があるか否かを判断する必要があります。

一般的に小学生以下の者については、責任能力がないものと判断されており、設問の加害生徒は15歳であり年齢からすると、責任能力があると判断されますが、単に年齢のみで判断するものではなく、自己の行為によって他人に損害を与えるであろうことを判断できる能力があるかどうかを個別に検討し、責任能力の有無かを判断しなければなりません。

加害生徒に精神障害などによる心身喪失状態が認められる場合は、責任能力が無いと判断されますが、それ以外の場合は責任能力が有ると判断されるため、加害生徒本人に民法709条による不法行為が認められ、賠償責任が生じます。

実務的には、生徒に賠償責任があるとしても、未成年者の法定代理人たる親権者に請求することが一般的ですし、加害者に責任能力がない場合でも、その監督義務者である親権者等が賠償責任を負うこと（裁判例によると加害行為と親権者等の監督義務違反の間に相当因果関係が認められる場合は、不法行為責任を追及することが可能）があります。

従って、当事例の場合は、加害生徒と親権者等は連帶して損害賠償責任を負うとして両者を第三者として認定し、損害賠償を請求する取扱いが一般的であると考えます。

7 バスケットボールの部活の指導において、競技に加わっていたところ、生徒（14歳）の肘が顔にあたり負傷しました。この場合、第三者加害事案となりますか。

一般的にスポーツの競技中に生じた加害行為については、ルールに従って競技を行い、加害者に不法行為を構成するような過失がなければ、競技中に他人に損害を与えてもその行為は違法性を帯びず、不法行為責任は問われないとされるため、第三者加害事案に該当しません。

スポーツ競技中の加害行為については、当該加害行為が通常、ルールに従って競技を行っていっても生じるものであるため、加害者の過失はないものと考えられます。

ただし、故意で負傷させた場合など不法行為の成立要件を満たすときは、第三者加害事案に該当すると考えられます。

8 公務遂行中に飼い犬に足を噛まれた場合、公務災害と認められますか。また、療養補償はどうになりますか。

公務遂行中に飼い犬に足を噛まれた場合は、一般に公務災害となります。

ここで問題になるのは、その事案が第三者加害事案に当たるかどうか、すなわち、犬の占有者又は保管者（通常は飼い主）に民法上の損害賠償責任があるかどうかという点です。

たとえば、職員が放飼いにされていた犬に道路上で噛まれた場合など又は、飼い主の敷地内において飼い主の適切な保管をしていない状況（飼い主の過失がある）により、犬に噛まれた場合は、一般に、飼い主を第三者とする第三者加害事案として取り扱います。

このような場合、被災職員は、基金に対して、「第三者加害報告書（交通事故以外の事故）」を添付して公務災害の認定請求を行いますが、治療費については、基金に療養補償の請求をするのではなく、飼い主に損害賠償請求（治療関係費分）をし、飼い主から賠償を受けることになります。

一方、飼い主が、自宅の裏口の通常他人が出入りしないような場所で鎖に繋いで犬を飼っていたところ、職員がそこまで入り込んで噛まれた場合など、一般に飼い主の過失がないと認められるときは、第三者加害事案として取り扱いません。

このような場合には、被災職員からの請求に基づき、基金が療養補償を支給することになります。

9 「補償先行」とはどのような場合をいうのですか。どういう場合に「補償先行」の扱いにするのですか。

「補償先行」とは、被災職員又はその遺族が第三者から損害賠償を受ける前に、基金がそれらの者に補償を行うことをいいます。

「補償先行」の取扱いをするのは、原則として、次の場合に該当し、基金に「補償先行理由書」を提出し「補償先行」が認められた場合に限られます。

- ① 相手方に資力がない場合
- ② 相手方の所在が不明である場合
- ③ 相手方を特定できない場合
- ④ 被災職員の一方的に近い過失により発生した事故である場合
- ⑤ 相手方に資力がなく、治療費が自賠責保険金限度額を明らかに超えることが予想される場合
- ⑥ 同僚職員の職務上の加害行為により発生した事故である場合
- ⑦ その他やむを得ない事情がある場合

なお、「補償先行」の取扱いによるのは、原則として療養補償の場合のみで、障害補償や遺族補償の場合は、示談先行の取扱いによることになります。

7 傷病補償年金

1 傷病補償年金はどのような目的で設けられたのですか。

職員が公務災害又は通勤災害に遭い、療養のため勤務することができない場合で給与を受けないときは、平均給与額の100分の60に相当する額の休業補償が支給されます。しかしながら、長期間にわたって療養を必要とする者の中には、例えば、脊髄損傷者にみられるように、療養継続中であっても実質的に障害状態にあると認められる者には、休業補償に代えて障害補償年金に相当する補償（傷病補償年金の支給）を行い、その保護を厚くすることが適当であるとの趣旨から設けられた制度です。

8 時 効

1 公務災害、通勤災害の認定請求に時効はありますか。

公務災害、通勤災害の認定請求自体には時効はありません。

しかし、認定の効果として発生する「補償を受ける権利」には時効の定めがあります。

したがって、災害が公務上又は通勤によるものであるか否かの認定が、「補償を受ける権利」の有無を確認するための手続きであることを考えると、実務上は、「補償を受ける権利」が消滅した場合には、認定請求もできないということになります。

いずれにしても、災害発生から時間が経過すると、その事実確認が困難になったり、医療費の支払いが完了しないとか、服務上・給与上の扱いが確定しないといった様々な問題が生じますので、速やかに認定請求手続をしてください。

2 「補償を受ける権利」の時効の取扱いはどうなっていますか。

地公災法63条には、各種補償を受ける権利の消滅時効が定められています。

なお、「補償を受ける権利」とは、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権をいいます。

療養補償	療養の費用を支払った日又は その支払義務が確定した日の翌日から	2年
休業補償	療養のため休業し、給与を受けない日ごとに、 それぞれの日の翌日から	2年
障害補償	傷病が治った日の翌日から	5年
介護補償	介護を受けた日の属する月の末日の翌日から	2年
遺族補償	職員が死亡した日の翌日から	5年
葬祭補償	職員が死亡した日の翌日から	2年

3 認定請求に係る資料収集等に時間を費やし、やっと基金に提出したのですが、基金の方でも検討に時間を要するため、その結果がまだ出そうにありません。まもなく、災害発生から2年を経過しようとしているので、療養補償の時効が心配です。どうすればよろしいですか。

公務災害の認定請求書が基金に提出されていれば、補償を受ける権利が消滅することはありません。

すなわち、補償を受ける原因となった災害について、補償の種類に応じた時効の期間が経過する前に、基金に認定請求がなされた場合には、当該補償に係る時効は中断し、仮に公務災害又は通勤災害の認定が当該時効期間経過後になったとしても、当該補償は支給されます。

9 審査請求

1 審査請求とは何ですか。

基金は、公務災害認定請求があると、十分調査・検討し、公務と当該災害（傷病）との間に相当因果関係が認められない場合には、公務外の災害として認定し、理由書を添付して通知を行います。

被災職員がその理由書に納得ができず、再度の判断を求めたい場合には不服申立ての制度があります。

つまり、基金が行った公務外認定処分を不服とする場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に地方公務員災害補償基金福島県支部審査会に対して審査請求を行うことができます。基金が行った各種補償請求に対する処分についても同様です。

また、この福島県支部審査会が行った審査請求の裁決に対してさらに不服がある場合には、地方公務員災害補償基金審査会（本部）に対して再審査請求を行うことができます。

10 平均給与額

1 平均給与額とは何ですか。

平均給与額制度とは、労働基準法の平均賃金の制度にならったもので、休業補償、傷病補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償の算定の基礎となります。これらの補償は、生活保障的な意味合いをもっているため、補償額の算定にあたって、できるだけその時の現実の収入に近い状況で職員の生活保障に役立たせようという趣旨で設けられた制度です。

2 平均給与額算定書の他にどのような書類を提出する必要がありますか。

平均給与額は、被災前3か月の勤務日数と給与月額、災害発生日及び補償事由発生日、治ゆ日、死亡日における基本的給与の月額などをもとに算定されます。

このため、当該する月の分の出勤簿、給与明細書、給与改定された場合には改定後の給与額が確認できる書類等を併せて提出する必要があります。

3 平均給与額の算定に用いる「勤務した日数」とは何を指すのですか。

勤務した日数には、現実に勤務した日の他、現実には勤務しなかったが給与支給の対象となる日（例えば有給の休暇、職務専念義務免除、国民の休日等）が含まれます。

逆に、週休日（一般勤務者にあっては土曜日、日曜日。変則勤務者にあってはこれに相当する日。これらの日が振り替えられた時はその振替日。）や、欠勤等により給与が支給されない日は、含まれません。

11 福祉事業

1 福祉事業とは何ですか。

公務災害補償制度は、補償と福祉事象から成り立っています。補償は、無過失損害賠償責任に基づき、被災職員の稼得能力の損失の補填を定型的、定額的に行うことを本旨とするのに対して、福祉事業は、定型的な補償によって充足されない損失につき、被災職員の個々具体的な事情に応じ、補償に加えて附加的に行う給付です。

また、補償については、基金はそれを実施する義務を負うのに対し、福祉事業については、実施についての努力義務を負うにすぎないものとされています。

2 アフターケアとはどのようなものですか。

アフターケアとは、治ゆ（症状固定）後も季節、天候、社会環境の変化などにより症状が動搖することがある者に対し、一定期間、一定範囲の処置を行うことによって症状の安定を図り、円滑な社会生活を営んでもらおうとの目的で設けられた福祉事業です。

3 「特別支給金」はどういう性格のものですか。

「特別支給金」は、災害により障害を残した職員又は死亡した職員の遺族に対して、基金（地方公共団体）が、いわば個別的事業主としての立場から、見舞・弔慰金として支給するものです。

傷病補償年金、障害補償（年金・一時金）又は遺族補償（年金・一時金）の受給権者は、それぞれの補償の附加給付として「特別支給金」を受けることができます。

なお、「特別支給金」は、一時金として支給されます。

4 「特別援護金」はどういう性格のものですか。

「特別援護金」は、災害により障害を残した職員又は死亡した職員の遺族に対して、基金（地方公共団体）が、いわば個別的事業主としての立場から、生活を援護するために支給するものです。これは、民間企業における法定外給付の支給の実態等と比較し、民間労働者と国家公務員、地方公務員との間の実質的な補償水準の均衡を図る観点から 支給される福祉事業です。

障害補償（年金・一時金）又は遺族補償（年金・一時金）の受給権者は、それぞれの補償の附加給付として「特別援護金」を受けることができます。

なお、「特別援護金」は、一時金として支給されます。

5 「特別給付金」はどういう性格のものですか。

「特別給付金」は、補償の基礎となる平均給与額の算定において期末・勤勉手当等の特別給が含められていないため、一般的に普及し定例化しているボーナス制度の実情に照らし、それらの特別給（ボーナス制度）を給付内容に反映させるために支給されるものです。

傷病補償年金、障害補償（年金・一時金）又は遺族補償（年金・一時金）の受給権者は、それぞれの補償の附加給付として「特別給付金」を受けることができます。

なお、「特別給付金」は、補償が年金の場合は年金として、補償が一時金の場合は一時金として支給されます。

12 非常勤職員の災害補償

非常勤職員の災害補償はどこが実施するのですか。

常勤の職員については、すべて基金が災害補償することになっていますが、非常勤の職員については、その雇用形態、職種、勤務形態は様々であり、法令上、その災害を実施する機関も異なります。以下、法令ごとにまとめてみました。

■ 地方公務員災害補償法 → 地方公務員災害補償基金

常勤的非常勤職員

（7時間45分以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超える者）

■ 労働者災害補償保険法 → 厚生労働省（所轄労働基準監督署）

臨時職員等

■ 地方公務員災害補償法に基づく当該地方公共団体の条例

○ 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

・県議会の議員 → 議長

・執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 → 知事

・その他の職員で労災法の適用がない者 → 任命権者

知事

教育長

警察本部長

○ 市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

郡山市及びいわき市を除く市町村の議会議員及び非常勤職員等

→ 福島県市町村総合事務組合（自治会館内）

- 郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

　　郡山市の議会議員及び非常勤職員等

　　→ 郡山市

- いわき市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

　　いわき市の議会議員及び非常勤職員等

　　→ いわき市

発行 平成27年1月

発行者 地方公務員災害補償基金

福島県支部

(福島県総務部人事総室福利厚生室内)

直通 024-521-7040

FAX 024-521-7907

(県庁内線 3030・3031・3032)

